

広聴の記録

令和 6 年度



は　　じ　　め　　に

区政運営のための指針づくりや施策の実施に当たっては、広く区民の意見や要望などを十分に把握し、可能な限り反映させていくことが重要です。

中央区では、多種多様な「区民の声」の把握に努めるため、各種相談事業、区政世論調査、区長への手紙、区政への提案などの広聴活動を実施しているところです。

この「広聴の記録」は、令和6年度における広聴活動をまとめたものです。

令和7年11月

中央区企画部広報課

目 次

I	広聴事業のあらまし	1
II	各種相談	5
1	区民相談	7
2	法律相談	10
3	人権擁護相談	12
4	国の行政相談	12
III	意見・要望・提案・陳情	13
1	「区長への手紙」	15
2	「区長への手紙」統計	15
3	「区長への手紙」要約	17
	企画部	17
	総務部	18
	防災危機管理室	20
	区民部	20
	福祉保健部	26
	高齢者施策推進室	31
	保健所	32
	環境土木部	37
	都市整備部	50
	教育委員会事務局	51
	区議会議会局	55
	選挙管理委員会事務局	55
4	「区政への提案」	56
5	要望・陳情書年度別所管別受付件数	57
6	要望・陳情書件名一覧	58

I 広聴事業のあらまし

区では、区民の意見・要望などを広く把握するため、個別広聴、集団広聴、調査広聴などの手法を用いて広聴活動を行っています。

《個別広聴》

1 各種相談

区民などからの問い合わせや要望・相談に的確、迅速に対応するため、平成16年4月に「まごころステーション」を設置し、「区民相談」を行っています。また、区民相談室において、「法律相談」、「人権擁護相談」、「国の行政相談」を実施しています。

令和6年度	問い合わせ	51,417件
	区民相談	1,756件
	法律相談	937件
	人権擁護相談	1件
	国の行政相談	12件

2 意見・要望・提案・陳情

区民などからの意見・要望・苦情などを「区長への手紙」として受け付けています。「広聴はがき」を区内各施設に常設するほか、区ホームページから意見投稿ができる「Eメール君」、手紙、FAXなどにより、区政に対する意見や要望などを受け付けています。

なお、寄せられた意見や要望などは、直ちに関係部課に通知し対応を検討した後、速やかに投書者に回答するとともに、区長へ報告しています。

令和6年度	区長への手紙	603件
	要望・陳情書	18件

また、区民などから、創意工夫に基づく建設的な区政への提案を広く募集し、その内容を区政に生かすことにより、区民などの区政への参画と区民福祉の向上に資する制度として平成30年5月から「区政への提案」を実施しています。

令和6年度	区政への提案	提出件数	23件
-------	--------	------	-----

(内訳：受理 2件、不受理 3件、「区長への手紙」として対応 18件)

《集団広聴》

施設広聴会

区内在住・在勤者で構成された団体（5名～20名）を対象に、団体が希望する区内の公共施設を見学し、区政に対する理解を深めていただくとともに、見学後にアンケート調査を行い、その結果を今後の施設運営の参考としています。

令和6年度	0件
-------	----

《調査広聴》

区政世論調査

区民の生活環境に対する意識、本区施策への評価および区政への意見・要望を統計的に把握し、今後の行政施策の参考資料とするため、昭和40年度から実施しています。令和5年度からは、回答者の負担軽減や利便性の向上を図るためインターネット回答を導入したほか、区内在住の外国人も対象としました。

令和6年度も区内に在住する満18歳以上の個人を対象に2,000人を無作為抽出し、第54回区政世論調査を実施しました。

Ⅱ 各 種 相 談

1 区民相談

平成16年4月から、本庁舎1階の「まごころステーション」で相談員が毎日問い合わせや相談に応じており、気軽に相談できる場所として区民から親しまれています。

令和6年度の問い合わせ件数(案内含む)は51,417件です。

問い合わせ件数を事項別に見ると「住民記録」が14,440件(28.1%)と最も多く、次いで「戸籍」が7,981件(15.5%)、「国保・年金等」4,166件(8.1%)「税務関係」4,079件(7.9%)、以下、「建築」、「印鑑証明」、「子育て支援」の順になっています。

また、相談件数は1,756件で、相談件数を事項別に見ると「相続・遺言」が405件(23.1%)と最も多く、次いで「土地・建物」が146件(8.3%)、「家庭」が144件(8.2%)、「借地・借家」が107件(6.1%)、以下、「金銭貸借」、「労働」、「損害賠償」の順になっています。

< 区民相談のあゆみ >

昭和44年12月	新庁舎建設に伴い区民相談コーナーを開始する。(2人体制)
平成2年5月	相談員3人体制となる。
4年8月	本庁舎1階東側に移転し、区民相談室に名称変更する。
16年4月	本庁舎1階「まごころステーション」で相談業務を開始。(4人体制)
22年4月	相談員3人体制となる。
26年4月	相談員4人体制となる。
令和5年4月	相談員3人体制となる。

令和6年度 まごころステーション事項別取扱件数

相 談 内 容		問合せ・案内				相 談			合 計		
		来庁		電話	計	来庁	電話	計	通常	延長	計
		通常	延長								
総務	税務関係	3,925	120	34	4,079	2	6	8	3,967	120	4,087
	防災	547	5	2	554	0	1	1	550	5	555
区民	戸籍	7,746	228	7	7,981	2	0	2	7,755	228	7,983
	住民記録	13,969	458	13	14,440	3	3	6	13,988	458	14,446
	印鑑証明	1,404	58	0	1,462	0	0	0	1,404	58	1,462
	消費生活	135	0	8	143	1	0	1	144	0	144
	商工・融資・観光協会	361	3	1	365	1	1	2	364	3	367
	地域振興（区民施設等）	172	2	1	175	1	0	1	174	2	176
	文化・生涯・スポーツ	384	24	1	409	0	1	1	386	24	410
福祉保健	障害者・生活支援	968	28	6	1,002	0	1	1	975	28	1,003
	高齢福祉・介護	941	9	6	956	2	4	6	953	9	962
	国保・年金等	4,068	91	7	4,166	5	3	8	4,083	91	4,174
	子育て支援（保育園等）	1,335	23	2	1,360	1	2	3	1,340	23	1,363
	その他・保健福祉関係	16	0	0	16	0	0	0	16	0	16
保健所（保健・衛生）		621	8	4	633	1	3	4	629	8	637
環境	清掃	122	0	6	128	2	5	7	135	0	135
	公害・環境	311	2	6	319	0	3	3	320	2	322
土木	土木管理	38	0	0	38	1	0	1	39	0	39
	道路・公園	629	0	7	636	1	2	3	639	0	639
	交通安全（駐輪場等）	187	1	3	191	0	2	2	192	1	193
都市整備	住宅	323	9	3	335	1	0	1	327	9	336
	都市計画	83	0	0	83	0	0	0	83	0	83
	まちづくり	18	0	0	18	0	0	0	18	0	18
	建築	1,476	4	2	1,482	0	0	0	1,478	4	1,482
教育委員会		392	3	1	396	0	1	1	394	3	397
その他の	家庭	0		0	0	9	135	144	144	0	144
	金銭貸借	0		1	1	3	73	76	77	0	77
	相続・遺言	2		12	14	37	368	405	419	0	419
	土地・建物	2		3	5	9	137	146	151	0	151
	借地・借家	0		3	3	3	104	107	110	0	110
	登記	0		0	0	2	10	12	12	0	12
	法務・訴訟	0		0	0	2	38	40	40	0	40
	労働	1		0	1	1	54	55	56	0	56
	損害賠償	0		1	1	3	48	51	52	0	52
	国関係	356	3	2	361	0	0	0	358	3	361
	東京都関係	244	4	2	250	1	0	1	247	4	251
	警察・消防関係	79	1	0	80	1	0	1	80	1	81
	その他	8,611	190	533	9,334	85	571	656	9,800	190	9,990
合 計		49,466	1,274	677	51,417	180	1,576	1,756	51,899	1,274	53,173

区民相談年度別取扱件数（上位10位）

	令和 6 年度総件数 1,756			令和 5 年度総件数 1,606			令和 4 年度総件数 1,671		
	相談事項	件数	比率	相談事項	件数	比率	相談事項	件数	比率
1	相続・遺言	405	23.1%	相続・遺言	378	23.5%	相続・遺言	300	18.0%
2	土地・建物	146	8.3%	家庭	120	7.5%	家庭	103	6.2%
3	家庭	144	8.2%	土地・建物	110	6.8%	土地・建物	92	5.5%
4	借地・借家	107	6.1%	金銭貸借	75	4.7%	借地・借家	78	4.7%
5	金銭貸貸	76	4.3%	借地・借家	63	3.9%	損害賠償	56	3.4%
6	労働	55	3.1%	労働	48	3.0%	金銭貸借	37	2.2%
7	損害賠償	51	2.9%	損害賠償	47	2.9%	労働	29	1.7%
8	法務・訴訟	40	2.3%	法務・訴訟	24	1.5%	法務・訴訟	25	1.5%
9	登記	12	0.7%	登記	21	1.3%	戸籍	17	1.0%
10	税務関係	8	0.5%	戸籍	16	1.0%	登記	8	0.5%

2 法律相談

日常生活の中で起きるさまざまな問題について、無料で弁護士が相談相手になり、法律的な助言を行う法律相談を実施しています。

令和6年度の相談件数は937件で、事項別に見ると「相続・戸籍関係」が267件(28.5%)と最も多く、次いで土地・建物などの「不動産関係」が184件(19.6%)、「金銭・商事関係」が144件(15.4%)となっています。

この法律相談は、法律上の問題を抱える区民が安心して相談できる場として定着しています。

< 法律相談のあゆみ >

昭和27年 中央区・東京都・読売新聞社共催により日本弁護士会の後援を得て、日本橋共同作業所において都民法律相談を実施。(民生課所管)

29年6月 中央区法曹会所属弁護士の協力により、中央区役所および日本橋共同作業所において区民法律相談を実施。(民生課所管)

33年5月 月島支所設立に伴い法律相談開始。

33年10月 中央会館設立に伴い相談場所が区役所から移る。(民生課所管)

40年4月 生活館が都から区に移管され、引き続き法律相談を実施。機構改革により厚生部管理課所管となる。

44年12月 新庁舎建設に伴い区民相談コーナー(平成4年8月からは区民相談室)が設置され相談場所が生活館から移る。(企画室所管となる)

50年4月 法律相談業務を弁護士会へ委託し実施。(広報室所管となる)

56年4月 組織改革により企画部広報課所管となる。

《 法律相談実施場所など 》

相 談 場 所	相 談 日 時	相談員
区役所区民相談室	毎週金曜日 午後1時から4時まで	弁護士2名
日本橋特別出張所	毎月第2・4水曜日 午後1時から4時まで	弁護士2名
月島特別出張所	毎月第1・3月曜日 午後1時から4時まで	弁護士2名
晴海特別出張所	毎月第3木曜日 午後1時から4時まで	弁護士2名

* 日本橋・月島・晴海出張所の相談日が祝日・休日に当たるときは、別の日に振り替える。

法律相談年度別取扱件数

相 談 事 項	令和 6 年度		令和 5 年度		令和 4 年度	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
不 動 産 関 係	184	19.6%	180	21.2%	159	20.8%
金 銭 ・ 商 事 関 係	144	15.4%	138	16.3%	111	14.5%
相 続 ・ 戸 籍 関 係	267	28.5%	232	27.3%	215	28.1%
婚 姻 ・ 離 婚 関 係	105	11.2%	89	10.5%	75	9.8%
そ の 他	237	25.3%	210	24.7%	204	26.7%
計	937	100.0%	849	100.0%	764	100.0%

令和 6 年度 法律相談事項別取扱件数

(単位：件)

相 談 事 項		区役所 区民相談室	日本橋 特別出張所	月 島 特別出張所	晴 海 特別出張所	計	分類計
不 動 産	土 地 ・ 建 物	32	19	18	10	79	184
	登 記	5	3	2	0	10	
	借 地 ・ 借 家	35	20	23	6	84	
	明 け 渡 し	8	1	1	1	11	
金 銭 ・ 商 事	商 事	4	0	1	0	5	144
	金 銭 貸 借	26	9	9	6	50	
	消 費 者 関 係	12	10	7	5	34	
	損 害 賠 償	23	12	13	7	55	
相 続 ・ 戸 籍	養 子	2	0	0	0	2	267
	親 権 ・ 後 見	5	2	3	2	12	
	扶 養	2	0	0	0	2	
	戸 籍	2	1	0	1	4	
	相 続	99	61	56	16	232	
	遺 言	11	3	1	0	15	
婚 姻 ・ 離 婚	婚 約	1	1	0	0	2	105
	内 縁	0	0	1	0	1	
	婚 姻	1	2	1	0	4	
	離 婚	49	11	21	15	96	
	認 知	1	0	1	0	2	
そ の 他	労 働	9	10	9	4	32	237
	人 権	8	1	1	0	10	
	訴 訟 関 係	10	3	7	2	22	
	交 通 事 故	6	4	2	1	13	
	そ の 他	84	32	31	13	160	

3 人権擁護相談

基本的人権は侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されています。

他人からの不当な差別や、人権侵害などの相談に応じるため、法務大臣が委嘱した人権擁護委員による専門相談を実施しています。

この人権擁護相談は、昭和35年12月に法律相談から分離独立したもので、区民相談室において毎月第3木曜日（午後1時～4時）、人権擁護委員が交代で相談に当たっています。

《 人 権 擁 護 委 員 名 簿 》（令和7年11月1日現在）

氏 名	就 任
小 澤 哲 郎	平成20年7月1日
渥 美 哲 夫	平成21年4月1日
平 賀 淳 子	平成21年4月1日
小 林 由 佳	平成27年7月1日
嶋 田 一 夫	平成30年7月1日
高 畠 希 之	令和2年7月1日
川 義 郎	令和4年7月1日
秀 島 晶 博	令和6年1月1日

4 国の行政相談

国の行政に対する苦情や相談に応じるため、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、毎月第3木曜日（午後1時～4時）、区民相談室において、その解決・処理に当たっています。

《 行 政 相 談 委 員 名 簿 》（令和7年11月1日現在）

氏 名	就 任
赤 熊 弥 生	平成27年4月1日
牛 島 智 春	令和3年1月1日
宮 下 恵理子	令和7年4月1日

Ⅲ 意見・要望・提案・陳情

1 「区長への手紙」

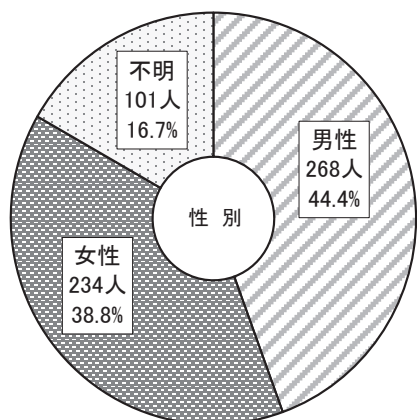
区では、区民などからの意見・要望・苦情などを「区長への手紙」として受け付けています。

「区長への手紙」を提出しやすいように「広聴はがき」を用意し、区の各施設に備えており、平成8年度からはFAX、平成9年度からは区ホームページから投稿する「Eメール君」による投書も受け付けています。

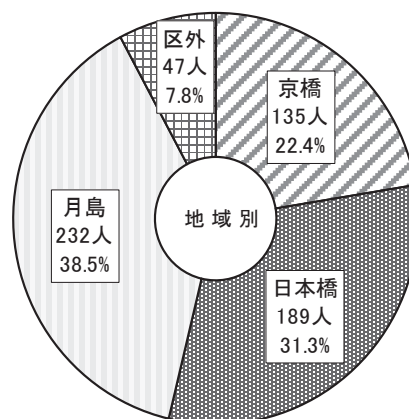
なお、寄せられた「区長への手紙」は、直ちに担当する部署に通知し、その対応を検討した後、速やかに投書者へ回答するとともに、区長へ報告しています。

2 「区長への手紙」統計

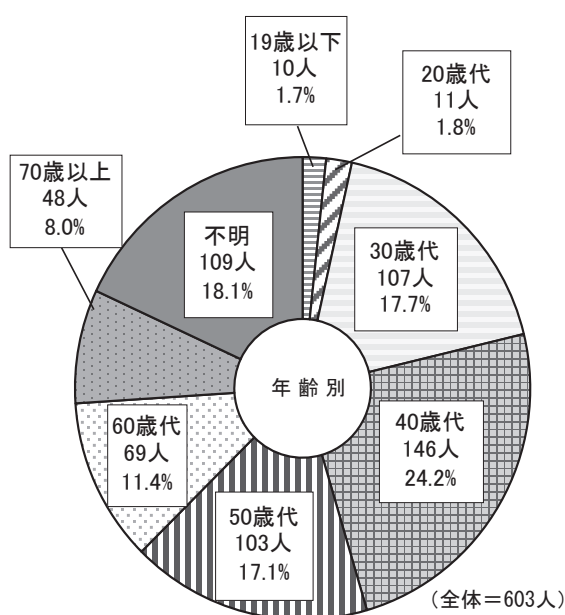
《提出者の属性（延人数）・投書種別》



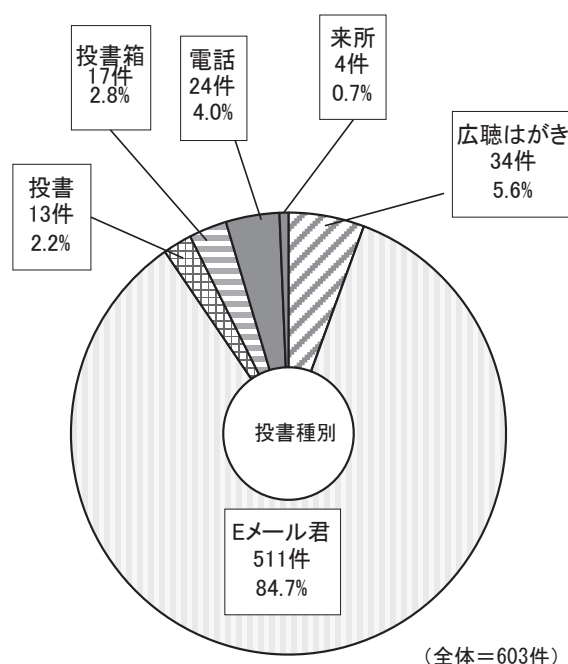
(全体=603人)



(全体=603人)



(全体=603人)



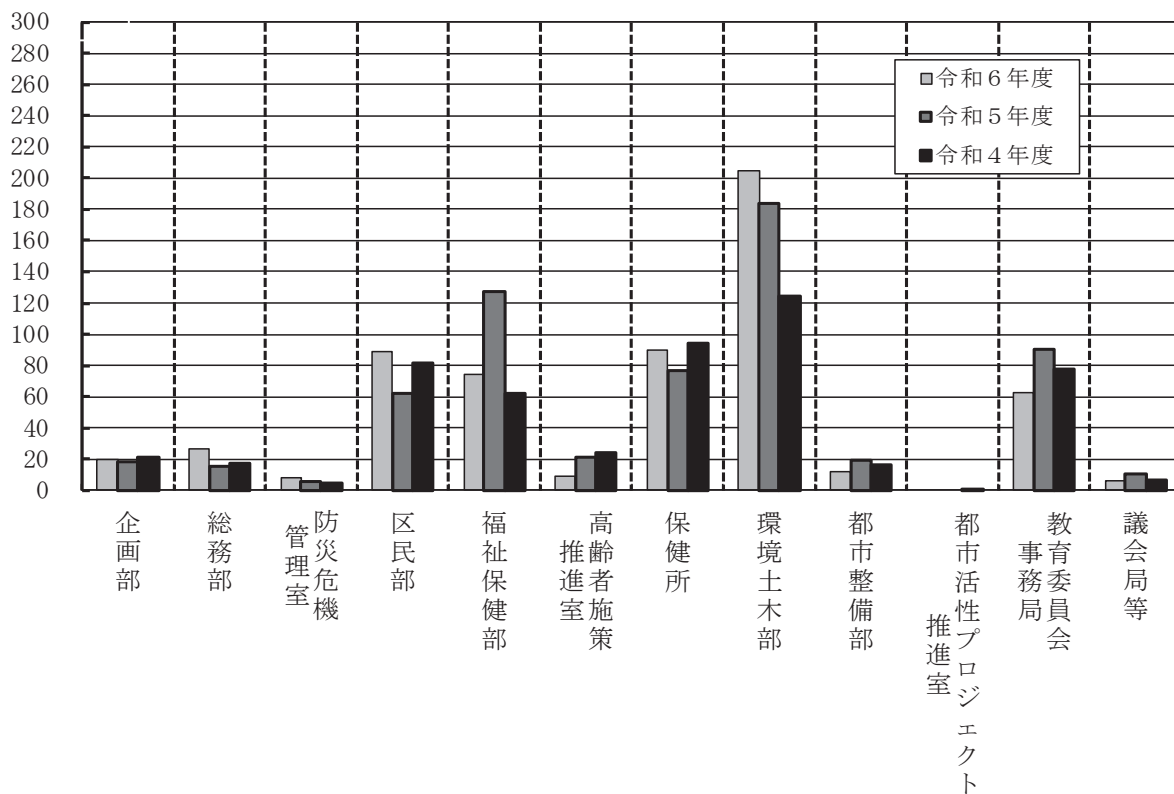
(全体=603件)

「区長への手紙」年度別所管別受付件数

(単位：件)

所 管	令和6年度	令和5年度	令和4年度
企 画 部	20	18	21
総 務 部	27	15	17
防 災 危 機 管 理 室	8	6	5
区 民 部	89	62	82
福 祉 保 健 部	74	127	62
高 齢 者 施 策 推 進 室	9	21	24
保 健 所	90	77	94
環 境 土 木 部	205	184	124
都 市 整 備 部	12	19	16
都 市 活 性 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室	0	0	1
教 育 委 員 会 事 務 局	63	90	78
議 会 局 等	6	11	7
計	603	630	531

(単位：件)



3 「区長への手紙」要約

企画部(20件)

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
4	26	「区長への手紙」の投稿内容の概要をホームページに一覧形式で公開していますが、投稿内容の概略を掲載しているため、質問の意図や背景が正確に表現されていません。他区のように全文に近い状態で公開するなど、公開方法を再考してください。	お寄せいただいたご意見などと、それに対する区の考え方を広く紹介するため、月ごとに概要をホームページに掲載しています。個人情報保護の観点や投書者に不利益が生じないよう趣旨の変わらない範囲で要約し、掲載することとしています。	Eメール君
5	14	京華スクエアが長年にわたり、活用されていないように思えます。京華スクエアの再開発として、サービス付き高齢者向け住宅の建設を提案します。	京華スクエアは、「ハイテクセンター」や「シルバー人材センター」などの複合施設として活用されています。また、昨年には「リサイクルハウスかざぐるま八丁堀」を開設しており、同地にサービス付き高齢者向け住宅を整備する予定はありません。	Eメール君
5	17	「区長への手紙」に意見を送り、回答が届きましたが、区としての考え方が書いてありませんでした。送った意見に対する区としての考え方をあらためて回答してもらいたいです。	「区長への手紙」でお寄せいただいたご意見は、内容を確認し、区政に関するものについては、その業務を所管する部署に対応を依頼しています。今後は、いただいたご意見の内容をしっかりとくみ取り対応するよう徹底していきます。	電話
6	17	公道上に設置してある区の広報掲示板の数について、総数および地域別の設置数と管理者を教えてください。	区では、令和6年6月1日時点で、掲示板を京橋地域に161基、日本橋地域に140基、月島地域に62基、合計で363基設置しており、その管理は広報課が行っています。	Eメール君
7	1	令和6年7月1日号の区報を見ましたが、「広報紙を希望者のご自宅へお届けします」の記事にある広報紙が何を指すものか理解できませんでした。具体的に例示してください。	「広報紙を希望者のご自宅へお届けします」という見出しについて、抽象的な印象を与える表現となったことをおわびします。希望者へ届ける「広報紙」は「区のおしらせ ちゅうおう」ですが、他に「ちゅうおう区議会だより」も年5回お届けします。	Eメール君
7	18	中央区大江戸まつり盆おどり大会の練習会場で、区のテレビ広報のカメラマンが練習中の人の間を撮影していました。周りにいた区の職員も特に注意などはしていませんでしたが、危険な行為ですので、カメラマンに厳重に注意してください。	ご不快な思いをさせたことをおわびします。区では、テレビ広報番組の制作を委託しており、撮影者に対し盆踊りを楽しんでいる人への配慮も必要であった旨注意しました。職員に対しても、危険な撮影をしている場合は注意するよう指導しました。	Eメール君
8	2	以前は、町会・自治体関係者だけでなく、希望する一般の区民も参加し、直接意見交換をする場がありました。復活させてもらえませんか。	「区政を話し合う会」は、各種団体から推薦された区民や公募の区民から意見を広く聴くため実施していましたが、意見を聴く場が他にもあることなどから、現在では事業を終了しています。ご意見は「区長への手紙」などにお寄せください。	Eメール君
9	9	自宅の耐震補強について、まごころステーションに相談したのですが、対応が不親切です。区の規則があり対応できないことがあるのは知っていますが、もっと親身に相談に対応してもらえませんか。	まごころステーションの対応でご不快な思いをさせてしまいましたことをおわびします。今後は、このようなことがないよう職員の接遇について徹底し、適切な説明と案内業務の向上に努めます。	電話
9	17	区内には公営の火葬場がありません。民間企業の斎場を利用すると料金がいため、区内に公営の火葬場を整備してもらえませんか。	火葬場に係る整備の必要性は今後一段と高まってくると想定されますが、整備にあたっては、民営の火葬場もある中で公営として整備する必要性や、立地など検討すべき課題も多いことから、現状では、区として火葬場の整備は考えていません。	投書
9	20	区のホームページで日本橋保健センターを調べたところ、開庁時間の記載がなく、トップページからの検索もできないため困っています。また、障害者福祉について調べる際には、個別のメニューの表示がなく不便です。改善をお願いします。	日本橋保健センターの開庁時間は、トップページ上部の「施設案内」に、障害者福祉に関する情報は、トップページ右上の「メニュー」内などにまとめています。実施する全ての施策の情報をトップページ上部に掲載できないため、このようなページ構成としています。	Eメール君
9	30	区役所の受付にいる職員が横柄な態度で対応してきました。対応に問題のある職員が受付にいることに納得いきません。	受付職員の対応により、ご不快な思いをさせたことをおわびします。今後は、このようなことがないよう職員の接遇について徹底します。	投書箱
11	11	中央区のマスコットキャラクターを作成することで、区のPRになると思います。マスコットキャラクターを作成してもらえらるなら、①区民になじみやすいこと、②区の形と同じにならないこと、③区を表すデザインになることの3点を条件に入れてください。	区内の各地域はそれぞれの歴史・沿革に根差した特性を有しており、キャラクターのイメージについて区全体の合意を得るためには慎重な検討が必要です。今後は、シティブロモーションの取り組みとしての活用方法を含め、幅広い観点から研究検討していきます。	広聴はがき
11	12	中央区公共施設予約システムで施設利用予約をしていますが、システム内で自分の予約申請方法を確認できるようにしてもらえませんか。また、現在、予約システムからの返信メールが届かない不具合が発生していますが、早急に復旧をお願いします。	予約の申請方法の履歴に関しては、現時点では、利用者側からは閲覧できません。いただいたご意見は利用者の希望として記録しましたので、時期などは未定ですがシステム改善の参考にします。また、返信メールの不具合は、まもなく収束されると見込んでいます。	Eメール君
11	21	八丁堀区民館の工事を夜間に実施しており、重機を使った作業にもかかわらず周辺住民への周知がされていませんでした。また、普段使用している私道を封鎖して工事していたため、通ることができませんでした。	私道の通行止めや夜間作業は、事前に影響のある近隣の方に了解を得た上で周知し、実施する必要がありますでしたが、一部の建物への事前相談や周知が行われていませんでした。区としても重大なことで受け止め、再発防止のため課全体に共有しました。	Eメール君
12	27	区のホームページからパブリックコメントへの意見を投稿しようとしたのですが、ホームページ内のリンクをクリックしても投稿フォームにたどりつきません。	パブリックコメント意見募集フォームのページリンクを送りましたので、当該ページよりご意見を投稿してください。今後は、区民の皆さまにとってよりわかりやすいホームページとなるよう留意します。	広聴はがき

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
1	14	区のホームページが見にくいです。改善してください。	区ホームページの利用に際し、ご不便をおかけして申し訳ありません。表示する一文が長いことなどにより、端末によっては読みにくい表示になることもあるため、引き続き研修などを通じてわかりやすい情報発信への意識啓発に努めていきます。	Eメール君
1	27	議会の審議で議員ごとの賛成や反対などの審議結果を分かるようにし、区ホームページで公開してもらうことについて、陳情書を送付します。	いただいた陳情書を関係部署に送付し、情報を共有しました。	投書
1	27	区の「いじめ」、「自殺」、「児童虐待」、「犯罪」などを減らす取り組みについて、陳情書を送付します。	いただいた陳情書を関係部署に送付し、情報を共有しました。	投書
2	17	区長への手紙で意見などを送った際の区からの回答が、画一的だと感じます。意見に対して個別具体的に対応してください。	「区長への手紙」で寄せられたご意見・ご要望に対する回答は、個々の事情に即した形で行う必要があると認識しており、対応する各部署に対し改めて周知していきます。	Eメール君
2	18	区長の善政はすばらしいです。心から感謝します。	いただいたご意見を部内で供覧しました。	Eメール君

総務部(27件)

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
4	2	税務課職員の対応がよいです。税務課に電話したところ、こちらの話は聞かず、「一括納付しかできません」と言い、名前を聞いても「再度名乗る必要はない」と言い、名前を言いませんでした。区の職員の対応を改めてください。	電話にて職員の非礼をおわびし、指導していく旨を話して了解を得ました。	電話
4	8	税務課に電話をしたところ、対応した職員から差別的な用語で捲し立てられました。また、「捲し立てられなくなかったら滞納分を一括で払え」など高圧的な態度を取られました。当該職員からの謝罪、または職員の処分を望みます。	職員の非礼および不適切な表現について、おわびします。職員に対して、改めて接遇の基本を徹底するように指導しました。	Eメール君
5	1	いつも担当の方にお世話になっており、感謝しています。本当にありがとうございます。	今後も日常生活のさまざまな相談に対応できる体制の強化に取り組み、職員の対応について区民の皆様に満足していただけるよう、引き続き職員の接遇向上に努めていきます。	投書箱
5	13	中央区でも課税証明書をコンビニ交付できるようにしてもらえませんか。	課税証明書のコンビニ交付は、本区では対応していませんが、国主導で進められている税務システムの標準化を受け、区でもデジタル化の基盤構築に取り組んでいます。課税証明書のコンビニ交付についても、充実策の一つとして導入を検討していきます。	Eメール君
5	13	現在、区からの通知類は和暦表示を使用していますが、日常生活では西暦を使うことが多く、分かりにくいです。国の文書でも西暦を推奨しているので、せめて西暦を併記するよう改善してもらえませんか。	公文書における年の表示については、区は国と同様、慣例的に元号を使用しています。また、区民向けの周知などにおける年の表示については、必要に応じて元号と西暦を併記するなどの工夫をしながら、分かりやすい表記にするよう努めます。	Eメール君
5	29	区長が次の都知事選に際し、現職の都知事に立候補を要請した理由を教えてください。	区長に確認したところ、区長会総会終了後に、区長有志を募って現職の都知事に立候補を要請する旨の説明があり、区長自身の意思で賛同したようです。本件は、区長の政治活動に関わることであるため、区政としての回答は差し控えます。	Eメール君
5	30	都知事からの立候補要請文への賛同について、①都知事の出馬要請文に名前を連ねるよう依頼がありましたか。②賛同しましたか。③②の回答の理由④区長の判断がどのように中央区と区民に利益をもたらすのか、以上の4点を回答してください。	区長に確認したところ、区長会総会終了後に、区長有志を募って現職の都知事に立候補を要請する旨の説明があり、区長自身の意思で賛同したようです。本件は、区長の政治活動に関わることであるため、区政としての回答は差し控えます。	Eメール君
5	30	晴海区民センターに行った際、職員の髪色が金髪で驚きました。区としてどう考えていますか。	金髪の職員が対応し驚かせてしまったことをおわびします。しかしながら、互いの個性を認め合うことが必要になっている昨今、区としては、職員に対して、金髪禁止を強制することはできないと考えています。	Eメール君
6	3	区長が現職の都知事に立候補を要請したことについて、要請に至った経緯などの詳細を教えてください。	区長に確認したところ、区長会総会終了後に、区長有志を募って現職の都知事に立候補を要請する旨の説明があり、区長自身の意思で賛同したようです。本件は、区長の政治活動に関わることであるため、区政としての回答は差し控えます。	Eメール君
6	4	職員の懲戒処分について、処分に至った理由や今後の対応を教えてください。今後、このようなことがないことを強く希望します。	職員が不同意性交等罪容疑で逮捕されましたが、刑事責任は問われませんでした。しかし、当該職員の行動が信用失墜を招いたと判断し、区の指針に基づき懲戒処分を科しました。今後、研修などの機会を捉え、綱紀粛正を一層図っていきます。	Eメール君
6	4	区長が現都知事に対して、都知事選へ立候補要請したことには失望しました。まだ立候補もしていない特定の個人に対しての出馬要請は区長の仕事ではありません。	区長に確認したところ、区長会総会終了後に、区長有志を募って現職の都知事に立候補を要請する旨の説明があり、区長自身の意思で賛同したようです。本件は、区長の政治活動に関わることであるため、区政としての回答は差し控えます。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
6	11	区長が現職の都知事に次期都知事選挙への出馬要請をしたと報道で見ました。区長の立場を利用して応援することに対してどのように考えているか教えてください。	区長に確認したところ、区長会総会終了後に、区長有志を募って現職の都知事に立馬要請を実施する旨の説明があり、区長自身の意思で賛同したようです。本件は、区長の政治活動に関わることであるため、区政としての回答は差し控えます。	Eメール君
6	14	区長が現職の都知事に対して、次期都知事選への出馬要請したことについて、要請の撤回を求めます。また、要請した経緯を教えてください。	区長に確認したところ、区長会総会終了後に、区長有志を募って現職の都知事に立馬要請を実施する旨の説明があり、区長自身の意思で賛同したようです。本件は、区長の政治活動に関わることであるため、区政としての回答は差し控えます。	Eメール君
6	14	区長が現職の都知事に対して、次期都知事選への出馬要請したことについて、要請の撤回を求めます。また、要請した経緯を教えてください。	区長に確認したところ、区長会総会終了後に、区長有志を募って現職の都知事に立馬要請を実施する旨の説明があり、区長自身の意思で賛同したようです。本件は、区長の政治活動に関わることであるため、区政としての回答は差し控えます。	投書箱
6	19	区で外国人学校に通う子どもがいる家庭を対象に補助金を支給していると聞きました。都は朝鮮学校への補助を廃止していますが、区で補助金を支給していることに疑問を感じます。その他の学校への差別と考えると、早急に停止を求めます。	日本の公立小中学校では授業料の負担がないため、負担が生じる外国人学校に通う子どもの保護者の負担軽減となるよう、補助金を支給しています。なお、都の補助金は学校に対しての交付となっています。	Eメール君
7	17	定額減税調整給付金制度の対象世帯ではない世帯にも同程度の給付を受けられるように対応する自治体があると聞きました。区でも同じような対応を検討してもらえませんか。	調整給付金について、来年度実施の不足額給付は現在、国で制度上対象とならない方も漏れないよう検討が続いている状況であり、本区も国と同様、漏れないようにすべきと考えています。このため、当面は国の検討状況を注視します。	Eメール君
7	23	東京の中央区の名称を広め、地域の誇りを高めたいので、原動機付自転車のご当地ナンバープレートの導入を検討してもらえませんか。	ご当地ナンバープレートは、国土交通省が全国の自治体に向け、期限を定めて募集する取り組みであり、現在は募集期間外です。区では、要望の声が少ない状況を踏まえ導入していませんが、導入済み自治体を参考に導入効果などを研究していきます。	広聴はがき
7	25	課税証明書の交付申請は、窓口と郵送でしか受け付けていないため、会社などに勤めている場合は平日に取得しづらい不便です。他自治体で実施しているように、マイナンバーカードを活用した課税証明書のコンビニ交付を検討してもらえませんか。	課税証明書のコンビニ交付は、現在、本区では対応していませんが、国主導で進められている税務システムの標準化を受け、デジタル化の基盤構築に取り組んでいます。その中で、課税証明書のコンビニ交付についても、導入を検討していきます。	Eメール君
8	13	区役所に未納分の税金について相談していましたが、差し押さえの通知が届くまで、納税をクレジットカード払いでできることなどの説明がありませんでした。もっと親切に対応してもらえませんか。	クレジットカードでの支払いについては、納税通知書に各種納付方法のチラシを同封するなどの周知を図っていますが、ご来庁の際に説明ができず、申し訳ありませんでした。職員の接遇向上に努めていきます。	来所
9	2	税金の過誤納還付金に関する通知が届いたため、還付の時期などについて、電話で問い合わせたところ、「時期は教えられない。」「分からない。」「と言われました。還付される時期が分からないのは理解できません。	問い合わせいただいた際に回答できず申し訳ありませんでした。本来会計部門に確認し、回答すべきところ、確認手順が徹底されていませんでした。今後、職員に確認手順を周知徹底するなど、接遇の向上に努めていきます。	Eメール君
9	6	区役所の正面入口にある点字ブロックが破損していて危険です。対応をお願いします。	ご指摘の正面玄関横のスロープ部分をはじめ、庁舎内も点検し、点字ブロックの破損、剥離箇所の貼り換え作業を行いました。	Eメール君
9	30	以前、中央区外国人学校生徒等の外国人保護者に対する補助制度について、区長への手紙を送りましたが、区からの回答に納得できませんでした。区議会に申し立てる方法を教えてください。	区議会に対する申し立ての方法としては、「請願」または「陳情」という方法があります。提出方法は区議会ホームページに掲載されていますが、詳細は中央区議会議会局にお問い合わせください。	Eメール君
10	10	情報公開係に情報開示請求をした際に、障害者に対する配慮を求めています。対応した職員から短時間の間に数回、「特別な対応です。」といった内容の発言がありました。言う必要のない言葉で、障害者への差別的な発言だと思います。	対応した職員に確認したところ、情報公開請求などの対象文書の閲覧は、通常、情報公開コーナーで行うこととなっており、別途会議室を用意しての対応が初めてであったための発言とのことでした。今後は、不要な発言をしないよう指導しました。	電話
12	5	障害があるためヘルプマークを身に付けていますが、区職員の配慮の欠けた対応に疑問を感じる時があります。区職員と非常勤職員に対して、合理的配慮の周知および教育をお願いします。	区では、毎年度非常勤職員を含む職員を対象にした福祉体験研修や障害者差別解消法の研修を実施しています。窓口を持つ職場は積極的に受講するよう周知していますが、これまで以上に参加を促していきます。	投書箱
1	20	タワーマンションに空き室があると災害時に共助が働かないなどの問題があります。タワーマンションの適正な運用のために、空き室税の導入を検討してください。	分譲マンションについては、購入された方々の生活形態に応じてさまざまな居住のあり方があると考えています。そのため、提案のあった「タワマン空き室税」については検討の予定はありません。	広聴はがき
1	30	男女平等センターで開催しているキャリアアップ講座で再就職に関する相談をしましたが、対応した相談員の発言などに問題があると思いました。キャリアアップ講座での相談窓口全体の改善を希望します。	相談員の発言で不快な思いをさせたこととおわびします。相談業務の受託事業者に対し、今後はこのような対応のないよう指導しました。	電話
3	18	区役所の業務時間外に郵送で提出する書類を持参したところ、受け取り箱などがなかったため、提出できませんでした。税務署には設置されており、受け取り箱があることが普通だと思います。時間外の受け取り箱の設置を検討してください。	本庁舎では夜間なども職員が待機し、届出効力発生日時を記録する戸籍の届出のほか提出書類も受け付けていますが、他施設では同様の体制がなく、時間外の受け取り箱を設置すると戸籍の届出の誤投かんにより受け付け日時が確認できないため、設置は困難です。	広聴はがき

3 「区長への手紙」要約

防災危機管理室(8件)

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
4	16	日本橋久松町で毎晩風俗店の客引きなどの迷惑行為が行われています。	ご指摘の風俗店への客引きなどについては、地元防犯組織と区が連携して合同防犯パトロールを実施し、現状把握および注意喚起などに努めています。また、執拗(しつよう)な迷惑行為などを見かけた際は、所轄である久松警察署に連絡してください。	Eメール君
6	4	区の街頭消火器を取り囲むようにテーブルや看板を設置している店舗があり、街頭消火器が隠れていて見つけることができないため、対応をお願いします。	当該店舗に対しては、以前より道路に障害物を置かないよう巡回・指導を行っており、ご指摘をいただいても警察署とともに改善指導を行いました。今後も巡回を継続し、当該店舗に対して粘り強く指導していきます。	Eメール君
9	2	区では災害時の在宅避難を推奨していますが、晴海地域の人口増加は著しく、また、自衛隊や消防などの駐留できる場所の確保が困難だと思われます。実際に災害が発生した時に対処できるのですか。	自衛隊の支援活動を支える部隊の駐留する場として、中央清掃工場を広域活動拠点としており、消防や警察、他自治体からの応援についても同様と考えています。	投書箱
9	24	銀座での客引き行為に迷惑しています。客引きに対する区としての考えを教えてください。	執拗(しつよう)な客引き行為に関しては、都の条例で罰則を設け、監視カメラを取り締まりを実施しています。区としては、「地域の安全は地域で守る」という考え方のもと地域団体や警察署と連携し、引き続き地域の環境浄化に取り組んでいきます。	Eメール君
9	24	地域の防犯カメラの設置や運用に関する条例やガイドラインなどについて、区で定めているものがあるか教えてください。	区では防犯カメラの設置場所や運用などを定めたガイドラインや条例は有していませんが、「防犯設備整備費助成事業」で設置した防犯カメラは、プライバシー保護のため映像の厳正な管理やデータの保管など、書面で運用基準を定めることを条件にしています。	Eメール君
11	5	ハロウィンなどのイベントの際に、他区では路上での飲酒が禁止されました。その結果、周辺の区で路上飲酒が発生するなどの問題が生じています。銀座や日本橋でも同じような問題が発生する可能性があるため、路上での飲酒を禁止してください。	区では、地域が主体となった安全で安心なまちづくりを基本としているため、条例などで路上飲酒を禁止するといった制限をかける考えはありません。なお、銀座や日本橋地区では、警察、防犯協会、地域団体などにより地域の見守り活動を行っています。	Eメール君
2	14	地震などの災害が発生した際に、区では自助、共助などを基本的な考え方としていますが、周囲の人に自分の状況を知らせる方法がないと思います。安全確認ができるような方法を検討し、実施してください。	災害時の安否確認は、安否を知らせる側と確認する側の共通理解を持ちながら効率的な方法で行うことが迅速かつ円滑な確認につながります。区としては、引き続き防災区民組織などへ支援を行い、地域の共助の充実強化に取り組んでいきます。	Eメール君
3	7	ちゅうおう防災カタログギフトについて、防災用品の価格が市場価格より高く設定されていますが、区で精査していますか。また、カタログの配送などを行う委託業者が区内の業者ではありませんが入札で決めたのですか。以上2点の回答をお願いします。	防災用品を9カ月間にわたり安定確保することや品質・安全を保持する観点から、価格は適正な水準に設定されていると考えています。また、業務内容が多岐にわたることから、総合的な審査を行うプロポーザル方式により業者選定をしています。	広聴はがき

区民部(89件)

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
4	2	駅の出口に隣接して居住しています。町会から駅の出口近くに防災倉庫を設置する話がありましたが、駅は不特定多数の人が出入りすることから、防犯面の問題があり断りました。町会の運営のあり方について、区の見解を教えてください。	防災倉庫の設置場所は、町会などを母体として自主的に結成された防災区民組織が確保しています。また、町会は任意団体であるため、運営方法などについて、区がその在り方を示すことはふさわしくないと考えます。	投書
4	10	日本橋特別出張所へ来所すると入口で案内係に毎回用件を尋ねられ、答えるのが面倒です。通路で案内しているときもあります。毎回の声掛けをやめ、案内係と分かる腕章などを付けてください。また、通路に立ちふさがるとのをやめてください。	出張所では、戸籍、住民票をはじめ、税、国保など多種多様な目的で大勢の区民が訪れています。その方々を適切な窓口へ案内するため、入口付近に案内係を配置しています。来庁者の動線に配慮し、目的に応じた対応を行うよう指導します。	広聴はがき
4	10	区役所でマイナンバーカードを受け取る際、本人確認書類不足のため、住民票取得を案内されましたが、住民票取得時も同様に本人確認書類の提示を求められて不快な思いをしました。また、使用の有無に関わらず事前に関係書類は全て送付してください。	電話にて「窓口での対応について謝罪し、マイナンバーカード交付時には厳格な本人確認をするよう定められていること。また、書類を同封していない理由および聞き取りで本人確認書類を補完していること。」を説明しました。	電話
4	11	ハッピー買物券の抽選について疑問があり質問しました。抽選方法の詳細について教えてください。また、公平性の観点から中止するべきと考えています。	ハガキ・Webの抽選対象者を合算し、エクセルのランダム関数を使用して抽選しています。本事業は、区内の消費を刺激し、区内中小小売店などの振興を図ることが目的のため、区が区民に直接還元するという趣旨ではありません。	Eメール君
4	12	ハッピー買物券の応募数と当選者数およびWeb・ハガキ申込みの当選率を教えてください。また物価高騰や中小企業への支援策であれば予算増額や上限の変更をしてでも全員に行き渡らせる必要があったと思います。買物券を電子券にするべきとも考えます。	応募人数：49,841人、抽選対象人数：43,795人、当選人数：41,768人、Web当選率：95.4%、ハガキ当選率：95.3%です。本事業は、区内中小小売店などの振興を目的とし、区が直接区民に還元する趣旨ではありません。電子券は、慎重に検討します。	Eメール君
4	12	ハッピー買物券に家族で申し込みましたが全員外れました。外れる人が出るよりも多くの人に行き渡らせた方がよいと思います。また、制度の恩恵を多く受けられる人と全く受けられない人がいるのには不公平感があります。改善してください。	本事業の目的は、区内中小小売店などの振興であり、区が予定した額の買物券が区内各所で使用されることによって達成されるものと認識しており、区が直接区民に還元するという趣旨ではありません。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
4	15	はるみらいのトレーニングルームは15歳の高校1年生の利用料金は一般料金に該当しているにも関わらず、16歳以上から利用可能となっているため利用することができません。年齢基準の設定が異なっているため利用しにくいです。基準を揃えてください。	はるみらいトレーニングルームの利用対象年齢は、15歳以上（中学生を除く）です。確認したところ、ホームページや館内の案内板の表記が統一されていなかったため、わかりづらい内容でした。速やかに表記を統一します。	Eメール君
4	15	ハッピー買物券に落選しました。税金を納めていない人や1世帯で複数の申し込みができることに疑問や不公平感を感じています。1世帯の申込数や申込可能冊数に上限を設けることなどで当選者を増やせると思いますが、公平な制度にしてください。	各世帯構成が様々であることから、購入は個人単位としており、購入冊数の上限を減らすことは、購入意欲の低下による買物券売れ残りの懸念があるため、慎重に検討します。税金未納者への対応を含め、本事業の改善を図っていきます。	Eメール君
4	16	ハッピー買物券の抽選に落ちました。コールセンターに問い合わせたところ住民が増えたことで想定よりも申込数が多かったとの回答でした。区の見通しが甘いと思います。来年の申し込みの際に落選者は優遇されるなどの対策をしてください。	令和6年度については、本区の人口増加やプレミアム率の引き上げも考慮し、販売総額のさらなる拡大を図るところですが、想定を上回る申込みがあり、抽選となりました。次年度販売時の優遇措置などについては現時点では考えていません。	電話
4	19	ハッピー買物券の落選者のうち、一人も当選しなかった世帯は何世帯あります。また、当選者が手続きをしなかった分の買物券を一人世帯に優先して販売してください。来年以降は一人世帯も優先し、買物券のデジタル発行をお願いします。	各世帯の人数や家族構成はさまざまであることから、本事業への申込みは個人単位としているため世帯単位での申込状況などの把握は行っていません。また、キャンセル分の再販売は現時点では予定していません。電子券の導入は慎重に検討していきます。	Eメール君
4	22	ハッピー買物券の抽選に落ちました。応募者多数で抽選になることは仕方ないと思いますが、今回の抽選方法は公共性のある区が行うものとして不公平だと感じました。在住期間の考慮や申込数を制限するなどの対応を検討してください。	抽選は、ハガキ・Webの抽選対象者を合算した一覧表を作成し、エクセルのランダム関数を使用した抽選方法としており、厳正に行っています。また、区民サービスの公平性を考慮した場合、在住期間の長短により申込みの優劣をつけることは難しいと考えます。	Eメール君
5	7	住民登録するために晴海特別出張所に行きましたが、手続きに2時間以上かかりました。同じ手続きをしている人は少なかったのに、職員が慣れていないのか長く待ちました。改善してください。	出張所では、子どものいる外国人が転入した場合は、住民登録の他に子育て関係の手続きまで完了させるため、合計の所要時間140分はやむを得ない状況です。今後は、あらかじめ手続きに時間がかかることを伝え、理解を求めるなど対応していきます。	Eメール君
5	15	戸籍謄本のコンビニ交付を実施していない理由を教えてください。	コンビニ交付サービスは、交付できる戸籍に限られ提供するサービスとして不十分のため、導入していません。一方、全国の自治体窓口で戸籍を取得できる広域交付制度が開始していますので、状況を見定めながら導入を検討します。	Eメール君
5	16	オリンピックでも注目を集めたスケートボードですが、練習できる場所がありません。公共の広場や公園などでは、スケートボードが禁止となっています。スケートボードの練習場を設置してください。	練習場所の整備は難しい状況ですが、例えば、中央区地域スポーツクラブ大江戸月島では、プログラムの一つとしてスケートボードの実施を予定しています。区では、こうしたプログラムを継続して行えないか各団体に働きかけていきます。	Eメール君
5	20	店舗で買い物した際の支払いで、ハッピー買物券を使用しましたが、差額が出た場合の支払いが現金でしかできませんでした。そのような制限がある理由を教えてください。	区では、買物券の券面額を上回る差額分の支払い方法に制限をかけておらず、現金支払い以外の支払方法への対応状況やレジなどの体制が各店舗ごとに異なるため、各店舗の判断に委ねています。	Eメール君
6	6	総合スポーツセンターの利用料金が上がりました。なぜ金額が上がったのか、また、中央区民と他区民の利用料金が同じ理由を教えてください。中央区民は割引料金で利用できるようにしてもらいたいです。	料金改定の経緯は、物価上昇や人件費などの高騰により、指定管理者の自助努力のみで経営することが困難になったためです。区では、利用者に対し十分な説明責任を果たすことを条件に、事情を考慮し、料金の改定を了承しました。	Eメール君
6	11	中央区の共通買物券を利用させていただき、ありがとうございます。今後も物価の変動に伴った新たな検討を希望します。	令和6年度は、物価高騰の影響が長引く中、区内経済の回復を図るため、ハッピー買物券のプレミアム率を30%に設定し、販売総額の拡大を図りました。今後も、景気の動向を踏まえた施策を適切に行っていきます。	広聴はがき
6	17	区内にある掲示板で、町会が加入の促進を図る内容の掲示をしていました。任意団体である町会が掲示板などで加入のお願いなどをすることは問題ないのでしょうか。	区は町会などが地域コミュニティの核として大変重要なものであるとの認識から、加入促進活動において支援しているため、町会などが加入を促進する掲示を行うことについても問題ないと考えています。	Eメール君
6	17	区の消費者生活センターに相談しに行きましたが、対応した職員が相談の途中で居眠りをしていたのではないかと疑念を持っています。また、性別など任意の回答があるにもかかわらず、年齢を執拗（しつよう）に聞くことはやめてもらいたいです。	ご不快の念を与えてしまい申し訳ありません。相談員は居眠りはしていませんでしたが相談中は配慮を怠らないよう指導しました。また、年齢は「全国消費生活情報ネットワークシステム」に入力が必要な項目のため尋ねています。	Eメール君
7	1	社会教育会館に行った際に「おむつを捨てないでください。」といった内容の掲示がありました。子どものおむつは重く、持ち歩くのが大変なため、捨てられるようにしてもらえませんか。また、区の判断で決めたことなのか教えてください。	おむつのお持ち帰りをお願いしているのは、施設における衛生面の確保、感染症や匂いへの対策が困難であり、他の利用者への迷惑となることが考えられるためです。こうした取り扱いが館で判断しており、他の館でも同様の取り扱いをしています。	電話
7	2	はるみらいについて①運営方法が不公平だと感じます。Webでの受け付けを導入してください。②有料プログラムが多すぎます。また、シャワースペースにカーテンがありません。③受付の人の対応が悪いので指導してください。以上3点、検討をお願いします。	①Web予約の導入を検討しています。②有料プログラムは、指定管理者が自己の責任と費用により実施している自主事業です。運用については、協議していきます。また、シャワーステーションのカーテンは設置を検討します。③受付職員の接客向上に努めます。	Eメール君
7	5	区役所に生存証明の書類を取りに行った際に、窓口の担当者にお世話になりました。本当にありがとうございます。	区長への手紙でいただいた内容について、課で供覧しました。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
7	8	総合スポーツセンターの利用において、一部の団体が頻繁に抽選に参加し、施設を利用しています。施設の利用が少ない団体の抽選を優遇するなど、運用方法の見直しを検討してもらえませんか。	総合スポーツセンターは、利用率が高いことに加え、さまざまな要因から予約が取りづらい状況となっており、区としても課題として認識していますが、ご提案の予約が少ない団体の抽選の優遇などは、事務処理が煩雑になるため、実現は難しいです。	Eメール君
7	11	銀座の観光客が、たばこやごみをポイ捨てするなどマナーが悪いです。銀座の街を守るため、観光客に対し、マナーを守るように働きかけてもらえませんか。	外国人観光客のマナーの問題は大きな課題と認識していますが、観光客は区内のみならず全国に及ぶことから、国や都、政府観光局、中央区観光協会などに対し広域的に働きかけるとともに、連携を図りながら状況の改善に努めます。	Eメール君
7	16	オリンピックを目指してスケートボードの練習をしていますが、区内にスケートボードを練習できる場所がなく困っています。区内の公園や広場などは禁止となっており、練習ができません。スケートボードを練習できる場所を検討してください。	練習場所の整備は難しい状況ですが、例えば、中央区地域スポーツクラブ大江戸月島では、プログラムの一つとしてスケートボードの実施を予定しています。区では、こうしたプログラムを継続して行えないか各団体などに働きかけていきます。	Eメール君
7	19	総合スポーツセンター地下2階にあるプールのロッカーは使用不可のものが多く、下段は荷物の出し入れが大変です。また、冬はコートも入れるため、大きめのロッカーに交換してもらえませんか。	ご意見を参考に早急に修繕対応するよう指定管理者に指示しました。また、ロッカーを変更する予定はありませんが、プールの受け付け付近に鍵付きのコートハンガーの設置を検討します。	広聴はがき
7	19	外国人観光客のマナー向上のために、区の条例やマナーなどの内容が記載されたチラシを宿泊施設で配布することを検討してもらえませんか。	区では、区内民間観光案内所や宿泊施設などと連携し、マナー啓発のリーフレットを配布しています。また、観光客は区内のみならず全国に及ぶことから、国や都などに対し広域的に働きかけるとともに、連携を図りながら状況の改善に努めます。	Eメール君
7	22	浜町運動場の申し込みをする際に、キャリーバッグに入れていてもペットを連れての受け付けができません。1階のフロアは、ペットを連れての入館を許可してもらえませんか。	総合スポーツセンターでは、他の利用者とのトラブルにつながる恐れがあること、ペットの鳴き声などにより競技者が集中できなくなり、プレーに影響する恐れがあるなどの理由から、補助犬以外のペットの同伴はご遠慮いただいています。	Eメール君
7	25	総合スポーツセンターのプールの使用料について、早朝利用の場合は、1時間当たりの料金が設けられていて助かっています。夜間の利用の場合にも、1時間当たりの料金を設けてもらえませんか。	早朝の1時間券は、早朝利用者の拡大を図ることを目的に導入しましたが、利用料は2時間を基本としており、あくまでも例外的なものです。また、現在の料金設定が定着していることなどから、変更の必要性は高くないものと考えています。	広聴はがき
8	2	区の行政懇談会への参加について、町会や自治会関係者だけでなく、公募などにより、希望する一般の区民も参加できるようにしてください。	行政懇談会は、区内の町会・自治会長に対し、区の事業を周知し、行政全般の要望を受ける場として、年1回各地域で開催しています。行政懇談会では、これまで公募による参加者はなく、会の性質上、今後も公募する予定はありません。	Eメール君
8	5	月島スポーツプラザ温水プールについて、男子更衣室の横の洗面所に設置されている水着の脱水機にアース線が繋がっていません。漏電の可能性もあるため、アース線をつなげてもらえませんか。	脱水機のアース線は、設備の経年劣化により繋がっておらず、代わりに漏電保護タップにて運用していますが、異音異常により代替機に交換する際に漏電保護タップを付けていませんでした。直ちに対応し、現在は安全に利用できる状況になっています。	Eメール君
8	6	総合スポーツセンターのトレーニングルームに無料Wi-Fiを導入してもらえませんか。	Wi-Fiの導入に向けては、通信回線の設置工事やランニングコストに一定の経費を要することから、館内全体への整備は考えていませんが、トレーニングルームや会議室を利用の際は、利便性向上のため、モバイルWi-Fiルーターの貸し出しなどを検討していきます。	Eメール君
8	14	晴海特別出張所窓口の誤った案内により、育児休業の延長に必要な不承諾通知を受け取ることができませんでした。子どもと一緒にいるはずだった期間を奪われ、育児休業給付金ももらえないことに対して、区は責任を負わないのでしょうか。	再発防止に向けた窓口対応について、担当部署と協議しました。	Eメール君
8	15	月島特別出張所の1階に給水器を設置してほしいです。夏場の外出時に冷たい水が飲めると助かります。	以前、本庁舎で給水器を設置していましたが、利用者が少なく、衛生的な問題も生じたため撤去した経緯があります。さらに、コロナ禍を経て感染症対策の重要性が増している昨今、衛生状態の万全な管理は困難なため設置の予定はありません。	投書
8	16	総合スポーツセンターの空調はいつ直りますか。指定管理者が変わってから、各種対応など良い話を聞かないのですが、区としてそれでいいのですか。	当該施設は開館以来28年が経過し、さまざまな箇所での老朽化が目立ってきており、近々予定している大規模改修を見据えつつ、順次修繕を行っています。また、施設の指定管理者は、毎年実施している評価委員会において、一定の評価を得ています。	Eメール君
8	26	他区では買物券などのデジタル化対応がされています。中央区でもデジタル買物券を導入してもらえませんか。	ハッピー買物券のデジタル化はこれまでも検討していましたが、一部の利用者や買物券取扱店舗が対応できない実情があります。導入する場合、当面は紙との併用が必須と考えており、経費増大などの課題があることから、慎重に検討していきます。	Eメール君
8	27	外国人観光客に日本の公共の場でのマナーを理解してもらうため、自治体がもっと努力すべきだと思います。自治体が公共の場で英語のアナウンスを流すことで、外国人観光客が日本のマナーを理解し、より快適な公共空間を保つことができると思います。	区では、区内民間観光案内所や宿泊施設などと連携し、マナー啓発のリーフレットを配布しています。また、観光客は区内のみならず全国に及ぶことから、国や都などに対し広域的に働きかけるとともに、連携を図りながら状況の改善に努めます。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
8	29	区役所に手続きに行きましたが、1階の案内員の対応が冷たく、不適切だと感じました。改善してください。	窓口の全職員に対して改めて接遇の向上について徹底するとともに、皆さんに気持ちよく訪れていただく窓口づくりを推進していきます。	Eメール君
9	2	総合スポーツセンターなどのプールは、障害者手帳を持っている人や65歳以上の人などは利用料が無料だと聞きました。国の指定難病受給者証を持っている人にも利用料の免除を適用してもらえませんか。	現在、国および都が難病に指定する疾病数は350を超えており、病気や症状が患者個人により異なることから、一律に支援をすることは困難であり、現時点では免除することはできない状況となっています。	Eメール君
9	3	区のおしらせの「中央区民文化祭」の記事には「サークル活動に参加していない方も出品可能」と書いてありますが、問い合わせた際に「出品は特定の団体所属者に限られる」と言われました。記事と矛盾しており、区民の参加を制限していると思います。	ご指摘の内容は作品展への出展者募集に関する案内であり、作品展には個人での出品も可能ですが、書道展は主催する団体会員の作品を展示発表しています。お問い合わせの際には説明不足となり申し訳ありませんでした。	Eメール君
9	9	外国人観光客が、銀座にある店舗などに迷惑行為をしており困っている人がいます。民間事業者などと連携して対応してもらえませんか。	ご指摘の外国人観光客による周辺飲食店でのトラブルや注意喚起は、民間事業者間での対応が基本であり、区は介入することができません。区では、民間観光案内所などと連携し、マナー啓発を行うなどトラブルの未然の防止に取り組んでいます。	Eメール君
9	9	日本橋小学校のプールについて①ロッカーの鍵のベルトの部分が破損しているものが多く、盗難の恐れがあります。②プールの脱衣所に「脱衣所では速やかに下着の着用をお願いします。」などの掲示をしてください。以上2点の対応をお願いします。	①ロッカー用リストバンドは、令和6年7月までに不具合が出ているものの交換を終えており、ご指摘を受けて点検しましたが、不具合のあるものは確認できませんでした。②脱衣場については、ご指摘の内容の張り紙を掲示しました。	Eメール君
9	10	晴海地域交流センター「はるみらい」のトレーニングスタジオに設置されているシャワーですが、温度調整ができず水しか出ないため、サウナがあれば活用できるかと思います。設置を検討してください。	シャワーステーション内の各種シャワーは、温水と冷水を交互に浴びることにより、健康増進やリラックス効果を得ることを目的に設置しました。ご要望のサウナについては、シャワーステーション内に新たな場所が確保できないため、設置は難しい状況です。	広聴はがき
9	13	月島スポーツプラザでプールを利用した際に、他の利用者が危険な行為をしていたため監視員に伝えましたが対応が遅かったです。また、トラブルを避けるために監視員に伝えたにもかかわらず、トラブルになりかけました。運営事業者に指導してください。	ご指摘を受け、指定管理事業者に対して、危険行為の判断基準の再確認やスタッフ間の情報共有による組織的判断の徹底など、再発防止に向けた指導を行いました。また、指定管理事業者からは、スタッフへの教育を徹底するとの報告がありました。	Eメール君
9	18	入船湯が廃業し、跡地に高齢者介護施設ができると聞きました。区民の健康促進のためや、憩いの場として、入船湯の存続を求めます。高齢者介護施設だけではなく、地域の誰もが利用できる銭湯を併設するなど検討をお願いします。	区としても、入船湯を存続させるためビル所有者と協議を重ねてきましたが合意に至ることができず廃止となりました。建て替え後は老人ホームを建設する予定と聞いていますが、民間の施設のため、区が施設内に銭湯の設置を決定することは難しいです。	Eメール君
9	18	消費生活センターに相談をしましたが、相談を受けた職員の対応が良くなかったです。また、発言の意図が良く分かりませんでした。説明してください。	区は職員の対応について、問題はなかったと考えています。これまで令和4年から継続して消費生活センターの所掌範囲を超える内容の要求を口頭で受けていますが、お互いの認識に齟齬（そご）が生じているため、文書によるやり取りを要請します。	電話
10	1	障害児を対象とした水泳教室を実施してもらえませんか。小さい頃から継続して水泳を楽しめる環境を作ってもらいたいです。	障害児を対象とした水泳教室は、競技の特性上、重大な事故につながりやすく、安全に実施するには経験豊富な指導者の育成・確保やさまざまな障害に応じた対応などの課題もあり、現状では、区で実施することは難しいと考えています。	Eメール君
10	2	最近区内に転入し住民登録手続きをしましたが、申請書に記載したものと異なった氏名の振り仮名が登録されています。今後はこのようなことが起きないようにチェック体制を強化してください。	転入届の手続きの際に氏名の振り仮名を誤って登録してしまったことを深くおわびします。今後、同様の誤りが発生しないよう、住民登録の完了前に重複確認を徹底し、再発を防止するとともに、正確な記録作成に努めていきます。	Eメール君
10	3	京華スクエアの利用者が施設から出たすぐに路上喫煙をしていました。利用者へのルールへの周知を徹底してください。	京華スクエアは敷地内を含めて禁煙としており、施設の利用案内で明記しているほか、各種事業の参加者にも案内しています。ご指摘を受け、たばこルールの周知を強化するため、敷地内禁煙である旨の掲示と指定喫煙場所マップの配架を新たに行います。	Eメール君
10	7	戸籍謄本を取得するために窓口に行った際に、対応した職員が上司に相談しに行きましたが、その上司の対応が非常に悪く、区民を馬鹿にしていると感じました。ひとりでもそのような人がいると他の職員の印象も悪くなってしまいます。	職員が不快な思いをさせたことをおわびします。今後はそのような誤解を与えることのないよう、接遇の向上に取り組んでいきます。	Eメール君
10	7	区のホームページに掲載されているふれあい銭湯のポスターが上半期から更新されていないため、10月以降の予定がわかりません。更新してください。	区ホームページに掲載している周知ポスターが更新されておらず、申し訳ございませんでした。速やかに更新するとともに、再発防止に努めるよう指導しました。	Eメール君
10	15	「区民スポーツの日」開催日の午前7時に、月島運動場からマイクテストの音声が聞こえてきました。室内で窓を閉めていても、目が覚めるほど大きな音でした。次回以降開催する場合は、地域住民への配慮をお願いします。	マイクテストの音量が大きく、近隣住民の皆さまにご迷惑をおかけしたことをおわびします。今後は、皆さまの迷惑にならないよう、時間帯や音量に気を付けて実施します。	Eメール君
10	15	月島運動場の近くに住んでいますが、夜間の照明がまぶしく感じます。照明の運用規則やルールなどがあれば教えてください。また、運動場に人がいない場合は、消灯するなどの対応をしてもらいたいです。	夜間照明は、ナイター利用時間内はスポーツ照明基準を満たすよう本照明を点灯し、利用終了後15分間程度は保守整備のため残置灯に切り替えて作業しています。また、不必要な照明は極力つけないなど、生活環境に与える影響に配慮しています。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
10	15	「区民スポーツの日」のマラソン大会ですが、運営スタッフの対応が悪く、不愉快な思いをしました。改善してください。	運営スタッフの対応で不愉快な思いをさせてしまったことを深くおわびします。次回以降、スタッフの説明会など、さまざまな機会を捉えて、安全管理のためであっても節度のある言動や振る舞いをもって従事するよう理解を促していきます。	Eメール君
10	16	築地社会教育会館を利用していますが、館内にWi-Fi環境がなく不便です。Wi-Fi環境を整備しない理由を教えてください。	集会施設を利用する団体にはWi-Fiルーターの貸し出しを行っています。施設全体のWi-Fi環境の整備は、通信回線の設置工事やランニングコストに多大な経費を要するほか、本来の施設利用目的以外の長時間滞在などの恐れがあるため、現在行っていない。	Eメール君
10	16	中央区民カレッジの講座について、受講に必要な材料費などを現金で支払う必要がありますが、区民施設での利用料もキャッシュレス決済が始まっていますので、中央区民カレッジの受講料と材料費もキャッシュレス決済に対応してもらえませんか。	受講料などのキャッシュレス対応については、新たなシステムの準備やオンライン環境の整備の経費など課題が多く導入は困難ですが、参加費の事前払いについては、利便性向上のため、銀行振込などの支払い方法を検討していきます。	広聴はがき
10	17	月島特別出張所に書類の申請に行った際に、案内係の人と窓口の担当者との説明が異なっていたため、無駄に時間を費やし、書類の取得もできませんでした。案内が異なっていた理由の説明と担当者からの謝罪を求めます。	職員の誤った案内により、ご迷惑をおかけしたことをおわびします。今後は、同じ過ちを繰り返さないよう、所内における情報共有の徹底を図るとともに、より一層確実で丁寧な案内を行うよう全職員への指導を徹底していきます。	Eメール君
10	21	晴海西小学校のプールを一般開放されている際に利用していますが、プールの水深が深く、子どもを補助具なしで練習させることに不安があります。小学校低学年くらいの子どもの足が着くくらいの水深の部分を作ってもらえませんか。	晴海西小学校温水プールの一般開放では、水深110センチメートルを基準として設定しています。これは、一人で利用可能な小学校4年生の平均身長を基に、安全に利用できる高さとして設定しています。	Eメール君
10	31	ハッピー買物券の購入について、購入対象年齢を下回る子どものいる世帯は、親が購入する際に1名分多く購入できるようにしてもらえませんか。	ハッピー買物券の申し込みについては、従来から自ら得た賃金でハッピー買物券を購入し、消費の主体を担う16歳以上の方としています。そのため、保護者によるお子様分の追加購入については、ご要望に添えず申し訳ありません。	Eメール君
11	6	月島第三小学校で学校温水プールの一般開放を利用しましたが、外国人であることを理由に管理スタッフから差別を受けました。この件に関して区からの責任ある回答を望みます。	区では、外国人住民の増加やグローバル化の進展に伴い、地域における多文化共生への理解は重要であると認識しています。今後、同様のことがないよう、委託事業者に対し研修などを通じて多文化共生や人権意識の高揚を図るよう指導しました。	Eメール君
11	11	「家庭教育学習会のお知らせ」に掲載されている講座に申し込み際に、電話、メールでの申し込みしかなく不便です。オンラインでの申請ができるようにしてもらえませんか。	ご指摘の講座申し込みについては、オンラインでの申し込みも検討しており、導入に向け準備を進めています。なお、共催団体が申込窓口となる学習会もあることから、当面は、電話、メールおよびオンラインによる申込方法を併用する予定です。	Eメール君
11	26	日本橋特別出張所に子どものマイナンバーカードを受け取りに行った際、不快な思いをしました。①適切な区民サービスを提供するための研修実施②交付通知書に代理人受け取り手続きなどを記載③郵送受け取りに対応。以上3点を要望します。	不快な思いをさせてしまい申し訳ありません。①説明が至らずご迷惑をおかけしました。今後は窓口サービスの向上に努めます。②個々の事業により伝える内容が異なり、全事例を記載することは困難です。③交付方式の変更は今後検討します。	Eメール君
11	27	区の施設で、特定の団体が1日中利用している日が毎週あり、不公平だと思います。また、その団体は1団体で複数の名義を使用し申し込みしたり、会費で収益を得たりしているため、問題だと思います。区で対応してください。	ご指摘の団体は施設利用申込制限件数などの範囲内で適正に利用しており、複数の利用者IDを用いた利用は確認できませんでした。また、会費の徴収も会場使用料などの実費分を徴収することは、営利利用には当たらないものと考えています。	Eメール君
12	5	総合スポーツセンターについて①営業時間終了後、周辺で子どもの声などの騒音があるため、営業時間を短縮してください。②館内放送で公共交通機関を利用するよう15分に1度はアナウンスしてください。③外壁に設置してある看板をLEDにしてください。	①当施設は利用率が高く、利用時間の短縮は、多くの方のスポーツを楽しむ機会が失われることになるため現実的ではないと考えています。②利用時間枠の区分ごとに館内放送を行い、周知していきます。③大規模改修工事の中で実施する予定です。	Eメール君
12	5	築地社会教育会館の屋内体育場を定期的に利用していますが、利用前などに挨拶をしても、特定の職員にだけ無視されます。公共施設にいる職員の態度として問題があると思いますので、改善してください。	職員の対応により不快な思いをさせてしまったことをおわびします。指定管理者に対し、利用者への親切・丁寧な対応などを常に心がけるよう指導したところ、研修において職員全体の接遇向上を図り、再発防止に努める旨報告を受けました。	Eメール君
12	9	平日の日中にバレーボールを練習する機会や場所がないので、総合スポーツセンターで毎週練習できる環境を提供してもらえませんか。	区では、利用区分を3区分から4区分に増やすなど、多くの方に施設を利用してもらえるように努めていますが、ほとんどの競技施設の利用率が100%に近い状況のため、特定の種目の定期的な個人開放日の設定や練習環境の確保は難しい状況です。	Eメール君
12	11	共通買物券の販売を実施していただきありがとうございます。物価高で生活が厳しい中、ありがたく使わせてもらいました。来年度もぜひ実施してください。	いただいたお手紙を部内で供覧しました。	Eメール君
12	11	総合スポーツセンターを利用していますが、指定管理者が代わってから、衛生面など施設を利用する上でさまざまな問題が生じています。指定管理者を他の事業者に変更してください。	ご指摘の内容については、それぞれ対応を検討します。また、指定管理者は、外部委員も含めた選定委員会により選定しており、評価委員会でも一定の評価を得ています。区としては、施設の利用に支障がないよう、引き続き指導していきます。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
12	19	ヴィラ本栖を利用しています。以前はマージャン台が4台ありましたが、現在は2台しかありません。1台でもいいので、増台してもらいたいです。また、機能が古い台の入れ替えも検討してください。	マージャン卓の追加などについては、利用実績に大幅な増加が見られないことや、施設運営に係わる予算の優先度などから、現時点での追加設置および台の入れ替えは難しい状況です。	Eメール君
1	6	入船湯が閉鎖すると聞きました。これまで入船湯を利用していた人が、周辺にある他区の銭湯を同じくらいの料金で安く利用できるように区で交渉してもらえませんか。	入船湯も対象となるコミュニティふれあい銭湯は、世代間の交流や在住・在勤者のふれあいを通じて良好な地域コミュニティを形成することを目的としており、在勤者も利用対象としていることから他区の公衆浴場を対象に追加することは難しいです。	Eメール君
1	14	はるみらいを利用していますが、シャワーステーションとロッカー室に寒暖差があり、急に寒くなるため高齢者には危険だと思います。温風を出すなど、シャワーステーション内が暖まるようにしてもらえませんか。	シャワーステーション内には暖房機が設置されておらず、温風の対応は難しいため、換気設備の調整やロッカールームにつながる扉を一定時間開放するなど、温度差を抑える対策を講じるとともに、掲示や声かけにより利用者へ注意喚起していきます。	Eメール君
1	15	戸籍謄本の取得にあたり、電話で問い合わせた際に「窓口に来たらすぐ対応する。」旨の説明がありましたが、実際に窓口に行くと別の職員から「順番に対応する。」と言われ、すぐに対応してもらえませんでした。経緯の説明を望みます。	区では、届出・証明発行ともに予約制をとっていません。電話対応の際に、番号札を取り順番に案内すること、混雑状況によってお待たせすることを伝えていますが、結果として不快な思いをさせてしまったことをおわびします。	来所
1	16	先日行われた「二十歳のつどい」に息子が参加し、限定公開された動画を見ました。区長の話す姿勢に感動し、勇気をもらいました。すばらしい「二十歳のつどい」を開催していただき、ありがとうございました。	いただいたご意見を課内で供覧しました。	Eメール君
1	20	マイナンバーカードの受取方法について、簡易書留による送付に対応してもらえませんか。	マイナンバーカードは、申請時または交付時に職員による厳格な本人確認をすることを国が定めています。区では交付時にご来庁いただき、暗証番号をご自身で設定する方式で交付しており、予約制ですが、日曜日の交付も実施しています。	Eメール君
1	21	総合スポーツセンターで、バドミントンができないか聞いたところ、壁に傷がつくなどの理由でできないと回答されました。同じ場所で卓球はできるのに不公平だと思います。	職員の説明不足により不快な思いをさせてしまったことをおわびします。総合スポーツセンターでは、各施設ごとに用途を決めており、バドミントンについては、ご指摘の第2小体育室では利用できませんが、主競技場などでは利用できます。	Eメール君
1	22	月島特別出張所のロビーにある椅子が汚いです。椅子を取り換えた方がいいと思います。	電話にて「ご指摘のソファについては、令和6年度中に取り換える予定である。」旨回答しました。	投書箱
1	23	中央区は他区に比べると、事業への補助金制度が充実していないと思います。補助金の拡大を希望します。	区では中小事業支援としてホームページ作成や展示会出展の経費に対する補助など、さまざまな補助を実施しています。また、経営に必要な専門知識を習得するためのセミナーの実施など総合的に区内中小企業の支援を行っています。	電話
2	3	外国人の夫が死亡し死亡届を提出した際に、婚姻関係を解消する旨の記載がないと受理できないと言われました。なぜ記載が必要なのか、理由を説明してください。	戸籍は日本国籍を持つ方の身分登録制度であり、外国人配偶者が亡くなった際には、日本国籍を持つ方からの婚姻解消の申し出に基づき、戸籍に記載する取り扱いとなっています。この手続きは、全国的に定められた戸籍法に基づくものです。	Eメール君
2	5	晴海西小学校の屋上にできたテニスコートを利用しましたが、防球ネットが低い位置に設置してあるため満身にプレイすることができず、使用料を支払うのがもったいないと感じました。一度確認してみてください。	区民などの高いテニス需要に応えるべく少しでもテニスをする機会を確保するため、施設の仕様上、十分な利用ができないことは想定していましたが、当該施設でのスポーツ開放を実施しています。今後は、利用上の制限がある旨周知していきます。	Eメール君
2	10	一般開放の際に中央小学校の温水プールを利用しましたが、利用してから視界がかすむなどの異常を感じており、プール内の消毒薬の影響ではないかと考えています。今後も利用したいと考えているため、消毒について教えてください。	当該施設は、日々の水質管理として、営業時間中は毎日1回塩素濃度、pHの数値の測定を行っており、適正濃度および適正pHを維持しています。また、月1回は、大腸菌検査などの水質検査を実施し、水質に問題が無いことを確認しています。	Eメール君
2	25	コンビニエンスストアで戸籍謄本を発行できるようにしてください。	戸籍証明書コンビニ交付サービスでは、交付できる戸籍は現存するものに限られており、相続手続きなどで必要な過去の証明書の交付ができず、今後も対応が難しい状況です。提供するサービスとして不十分なことから、区では導入していません。	Eメール君
3	4	住んでいる地区の町会が、自身に関わる個人情報を知っていたため、区が伝えているのではないかと疑っています。区が町会に個人情報を勝手に伝えることは問題だと思うのですが、区の見解を教えてください。	町会は、地域の活性化や住民福祉の向上に寄与している団体のため、慶祝行事などに使用する名簿を町会員に限定して提供しています。当該名簿は区で設置する審議会において、承認を経て提供しているため、問題ないと考えています。	Eメール君
3	12	会社の行事で利用するため、浜町運動場の利用申請をしたところ、利用者全員の住所の提出を求められました。社員の住所は個人情報であり、非公開なものです。全員の住所が申請に必要なことは時代に合っていないと思います。	団体登録にあたっては、当選確率を高めるため、架空の団体を作ることが懸念されることから、構成員の皆さまの氏名、住所などを記入いただいています。この情報をもとに、架空の団体登録や個人の重複申し込みのチェックを行っています。	Eメール君
3	14	総合スポーツセンターのプールを利用していますが、更衣室内の清掃が行き届いていません。コンセントや火災報知器などにもほこりが溜まっており、火災も心配です。清掃業者などに依頼してしっかり清掃してください。	総合スポーツセンターの清掃は、専門業者を入れて、閉館後に各フロアの室場のほか、更衣室やトイレなども含め日々行っています。今回の指摘を受け、全ての更衣室を点検したところ、現在は、問題ないことを確認しました。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
3	14	戸籍謄本をコンビニエンスストアで発行できるようにしてください。	現在の戸籍謄本コンビニ交付サービスでは交付できる戸籍が現存するものに限られており、提供するサービスとして不十分なため導入していませんが、広域交付制度の開始やマイナンバーカードとの連携などの状況を踏まえ、今後、導入を検討していきます。	Eメール君
3	14	晴海フラッグエリアをスポーツの拠点とするため、体育施設の予約の際に、区民が優先して予約できる期間を設定してもらえませんか。また、晴海フラッグエリアをスポーツモデル地区と定義し、区が積極的に支援することを要望します。	区民優先枠については、今後のスポーツ分野における公共施設予約システムの改修の中で検討します。晴海フラッグエリアのスポーツモデル地区指定は難しいですが、東京2020大会のレガシー継承やスポーツの振興を含め、引き続き良好なまちづくりが進むよう努めます。	Eメール君
3	18	総合スポーツセンターの券売機でプリペイドカードを使用したところ、磁気不良で使用できなかったため交換を希望しましたが、原則交換はできないと言われました。交換してもらえないのは区民の損失となりますので、交換対応できるようにしてください。	プリペイドカードの交換については、今後申し出があった際は、一度カードをお預かりし、券売機メーカーに郵送のうえ、残金と同額のプリペイドカードに交換する対応とします。ただし、交換までに2～3週間ほどお時間をいただきます。	Eメール君
3	24	戸籍謄本の取得のため区役所に行った際に1時間以上待ちました。係員が順番待ちの番号を呼ぶ際に肉声で呼びかけていますが、聞こえていないことが多く、時間を無駄にしています。申請者への呼びかけにマイクを使うことを検討してください。	窓口で長らくお待ちせしてしまい申し訳ありませんでした。マイクによる呼び出しは音が反響してしまい聞き取りづらいことから、肉声での呼び出しを行っています。今後とも行政サービスの向上を目指し、効率的な運用に取り組んでいきます。	投書箱
3	31	令和6年度のハッピー買物券の販売方法は、抽選に外れた場合は一冊も購入できないなど、不公平なものであったと思っています。令和7年度の販売方法は公平な販売方法にしてください。	令和6年度の販売において、落選した区民が発生し、さまざまなご意見をいただいたことや、長引く物価高騰の影響などを踏まえ、令和7年度は発行総額をさらに拡大するとともに、新たにキャンセル・未購入分の繰り上げ当選を行う予定です。	Eメール君

福祉保健部(74件)

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
4	1	区の相談窓口の対象に実子の誘拐被害や子の連れ去り被害を加えていただけませんか。	実子誘拐被害や子の連れ去り被害は、法律相談や法テラスを紹介するなど、状況に応じて適切に支援を行っています。また、ホームページは相談窓口を調べる重要なツールとなるため、利用しやすいように改善していきます。	Eメール君
4	3	①常盤小学校にブレディまたはブレディプラスを設置してください。②すぐの設置が難しければ、学童クラブの選考で学区内にブレディがない児童に加点してください。③民間事業者の運営する学童を認可制にして費用補助をしてください。	①ブレディなどの設置については検討中です。②利用審査基準は、保育の必要性が高い児童が優先されるよう考慮しています。③児童福祉法に基づく民設民営の学童クラブを運営する事業者に対して運営費などを補助しています。	Eメール君
4	4	コロナ禍の影響で収入がなくなり、国民健康保険料を支払えていなかったのですが、担当者の丁寧な対応のおかげで支払うことができました。終始笑顔で対応してくれた担当者に感謝です。	職員の対応について、お褒めの言葉をいただきありがとうございます。引き続き職員の接遇向上に努めます。お手紙については課内で供覧しました。	投書箱
4	10	児童手当・特例給付が支給されない根拠を示していたため、意見を送りましたが、納得ができる答えではありませんでした。児童手当・特例給付が支給されない根拠を示してください。根拠がない場合には、明確に説明をしてください。	認定請求書の処理は、規則に基き、児童手当などの受給資格を認定しないものは却下の処分を行うこととされ、請求書の一部のみを認定することはできません。国のガイドラインでも、職権により処理できる内容に認定事務は含まれません。	来所
4	16	生活保護の手続きの関係で指定した代理人に対して、対面での説明をお願いしましたが、文書での回答のみで対面での説明がありませんでした。代理人に対し対面での説明をしてください。	説明が求められている事務処理の経過などについては、以前にメールでの回答で「これ以上の回答は行いません。」と既に伝えています。また、区から代理人への説明は行いません。	投書
4	17	子どもがブレディプラスに通っています。塾がある日は帰宅が遅くなるため、食べ物を持たせて塾の前にブレディプラスで補食できないか相談しましたが、「できない」と回答がありました。ブレディプラスで補食をできるようにしてもらえませんか。	喫食時には、誤嚥（ごえん）などのリスクへの対応や衛生管理など職員が見守る必要があり、安全管理の観点から飲食に関する個別の要望には対応できません。塾や習い事など個別の事情については、学童クラブ外での対応を各家庭にお願いしています。	Eメール君
4	22	障害者福祉課に電話をしましたが、担当に繋いでもらえませんでした。担当が電話に出るようにしてもらいたいです。また、これまでの手続きが区ミスで遅れているのに謝罪がありません。係長、担当と対話の場を設けてもらえませんか。	確認不足により手続きが遅れたことをお詫びします。各地区の担当職員は、随時様々な問い合わせや相談の対応や外出する機会も頻繁にあり、電話での対応ができない時があります。その場合、折り返しの連絡やメールでの対応となります。	電話
4	25	放課後等デイサービスを利用するために2月に受給者証の発行を申請しましたが、いまだに届きません。放課後等デイサービスを利用しても大丈夫なのか不安になってしまいます。スムーズに発行できるように体制を整えてほしいです。	放課後デイサービスへの切り替え時の受給者証は3月末更新で事務処理が増加するため、4月1日以前に申請者の手元に新しい受給者証が届かない現状があります。今後は速やかな事務処理に努めていきます。	Eメール君
4	26	引越に伴い、保育園を転園しました。以前の園と現在の園で、先生の対応に差があり、精神的なストレスを抱えています。特に現在の園の園長先生と担任の先生からの当たりが強く、転園を考えざるを得ない状況です。対応を検討してください。	園長および職員の対応について、お詫びします。保護者の方の立場に寄り添った声かけなど、厳しく指導しました。今後も、職員の言動が保護者の方との関係性などに大きな影響を与えることを念頭に職員の資質向上などに努めていきます。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
4	30	子どもが放課後等デイサービスを利用していますが、通所している施設の職員が次々に退職しています。職員が専門外の仕事のフォローをしている場面も見かけます。職場環境に問題がないか調査をしてください。	区の補助事業実施の有無に関わらず、利用者へのサービス提供に必要な人員配置基準などが遵守されていない場合には指導を行うことはできませんが、法人の労働環境や雇用契約の是正に関する権限はありませんので、ご理解をお願いします。	Eメール君
5	1	利用している保育園で月謝制プログラムの用意があるにもかかわらず、区が認証していないため実施できていません。認証できるよう制度の見直しをお願いします。	追加の負担の発生により、希望する保育園の選択肢が狭くなるおそれがあるなどの理由から、現在、有料の保育プログラムの実施は認めていませんが、今後の保育ニーズの状況などを見極めながら、総合的に検討していきます。	Eメール君
5	1	一方の親権者による子の連れ去りや、他方の親権者との関係を断絶する行為をDVとして扱うかについて、区の見解を教えてください。また、DVとして扱う場合は、対応についても併せて教えてください。	お示しいただいた衆議院法務委員会の答弁は、離婚後の共同親権導入を柱とする民法改正に係る発言であるため、これを受けて区としての取り扱いを一律的に定める考えはありません。	Eメール君
5	13	以前より区の福祉担当に対して、さまざまな出来事について対応をお願いしていますが、問題が解決していません。対応してください。	お住まいの住宅の瑕疵（かし）については、以前から伝えていっているとおり、住宅の貸主側と交渉してください。	Eメール君
5	17	福祉センターの職員に、他の障害者福祉施設を利用したことを理由として、利用者本人や保護者への相談や、業務上の関係者と連携を取らずにセンターの継続利用をできなくされました。障害者の人権擁護に反しています。	ご指摘について、区と認識に差があると受け止めており、現に退所にはなっていません。退所届は重要な手続きであり、趣旨を明確にし説明するべきでした。今後は行き違いがないように、趣旨が正しく伝わるよう丁寧な対応を心がけます。	Eメール君
5	17	窓口で区の職員が「ありがとうございます。」と言うのは変だと思えます。福祉サービスでは「お気をつけてお帰りください。」のような言葉を使用してください。	職員の接遇については、「中央区職員接遇マニュアル」に基づき、日頃から職員のスキルアップに努めています。いただいたご意見を参考に、職員一人一人が思いやりのある接遇を身に付けることができるよう、引き続き接遇の向上に取り組んでいきます。	Eメール君
5	20	区のベビーシッター利用支援事業の対象年齢を小学3年生までにしてください。以前、「区長への手紙」で意見を送った際に、ファミリーサポートセンター事業を活用するよう回答がありましたが、待機人数が多く利用できません。いつから利用ができるか教えてください。	ベビーシッター利用支援事業で小学生を対象とできるのは、学童クラブ待機児童対策としてであり、区ではプレディ事業で補完しています。ファミリーサポートセンター事業は、情報発信の強化やマッチングの見える化などに取り組み、事業の活性化を図っていきます。	Eメール君
5	21	障害者支援として、銭湯の利用補助を検討してもらえませんか。	区では、さまざまな取り組みを盛り込んだ障害者計画などを策定し、各施策を推進しています。いただいたご意見についても、区の障害者施策を総合的かつ計画的に展開していく中で、今後の参考としていきます。	Eメール君
5	24	発達障害のある子どもの保護者を対象として、ペアレントトレーニングの講座を開催してもらえませんか。	区では、既に心理士や精神科医などの学識経験者による講演会を開催し、家族や地域における発達障害に対する理解の促進に努めています。今後も順次、発達障害に関する正しい知識の普及・啓発の強化を図っていきます。	Eメール君
6	3	他区では、出産一時金に加えて、区が出産費用を助成しているところもあります。中央区でも検討してもらえませんか。	区では、妊娠期から出産後の子育て期までの全体を通して、経済的負担の軽減を図っており、国においては出産費用の保険適用に向けた議論がされていることなどから、新たに出産費用に対する補助を行うことは、現在は考えていません。	Eメール君
6	5	認可外保育施設の保育料補助について、他区では中央区よりも金額が多いと聞きました。中央区も金額を見直してもらえませんか。	認可外保育施設の補助金は、それぞれの自治体の実情に合わせて、補助制度の趣旨・目的を総合的に判断したものと認識しており、区では、認可保育所の利用者との公平性の観点などから幼児教育・保育の無償化分を上限としています。	Eメール君
6	6	育児休業の取得期間中の保育料が最高額で決定され、保育料算定手続きの書類を提出しましたが期限を過ぎているため対応できないと言われました。対応してください。また、書類提出はインターネット上で手続きできるようにしてください。	税額が確認できない方の保育料は最高額で決定しますが、変更方法に関する手続きのご案内通知を個別に行い、それでもなお年度末までに手続きがない場合は最高額で確定しています。申請受付方法に関する課題は、今後改善するよう努めます。	Eメール君
6	13	楓川宝橋公園に段ボールの家を作り居座っている人がいます。公園設備の近くで喫煙や飲酒をしており、他の人が使用できる状態ではありません。対応をお願いします。	ご指摘の路上生活者については区でも把握しており、警察と合同で行うパトロールなどにより指導しています。路上生活者の人権を考慮すると、強制的に移動させることなどは難しい状況ですが、粘り強く本人の自立に向けた支援に努めていきます。	Eメール君
6	13	鍛冶橋通りの高架下近辺に路上生活者がいます。近隣に飲食店があるにもかかわらず路上で排泄をしており、非常に不衛生です。指導をお願いします。	該当場所である千代田区での路上生活者には、都と特別区が共同で実施している巡回相談事業で週に1回、福祉サービス利用の提案などを行っているほか、道路管理者が巡回し指導しています。ご意見は当該地域を所管する千代田区に報告しました。	Eメール君
6	14	区の認可保育園と区立小学校で感染症に罹患（りかん）した際に提出する書類において、同じ感染症にもかかわらず、登園届は保護者が記入できることにに対し、登校届は医師の記入が必要です。同じ基準で取り扱うことはできませんか。	認可保育所では「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、中央区保育園医会と協議の上、登園の目安を設け、病状が回復し、全身状態が良好で集団生活に支障がなくなった際に、保護者の記載により登園届を提出していただいています。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
6	17	区内の銭湯で、障害者に対する割引制度を導入してもらえませんか。	障害のある方を対象とする施策は、国や都の動きなどを踏まえ、さまざまな取り組みを盛り込んだ計画などを策定した上で推進しています。いただいたご意見は、障害者施策を総合的かつ計画的に展開していくなかで、今後の参考とします。	Eメール君
6	17	保育園の退園届と区立小・中学校の転校届には、保護者署名欄が1名分しかありません。両親ともに退園や転校することに同意しているか確認が必要があると思いますので、保護者署名欄には2名分の署名を必須としてください。	退所届は、代表して一方の保護者から署名をいただく形としていますが、提出先が園であることから、事前に保護者からの相談を受けており、家庭の状況や退園の理由などを確認しているため、すぐに様式を変更することは考えていません。	Eメール君
6	20	子どもの通う保育園から、「水道などの占有になるため公園での水遊びをしないでほしいと区から指導があったので、水遊びができなくなった。」と連絡がありました。一律の禁止ではなく、ルールを決めた運用にしてもらえませんか。	公園などでの水遊びは、公共の場であることを踏まえ、譲り合い、節度を持って行うようお願いしています。一方、じゃぶじゃぶ池の利用については、面積が小さく、多数の園が利用すると一般利用の支障となるため、ご遠慮いただいています。	Eメール君
6	26	目に持病があり、細かい文字が判別できないため、区から届いた保険料の振込用紙に通常のもの一括払いのものがあることが分からず、両方支払ってしまいました。紙の色を変えたり、大きく文章を記載したりするなど防止策を取ってもらえませんか。	多く支払った金額は還付します。また、被保険者から見た納付の分かりやすさを追求し、誤解による二重納付のリスクを減らす視点が不十分でした。工程の見直しを行い、「一括振込用紙」であることが明確に分かるよう準備を進めます。	Eメール君
7	1	区から、国民健康保険料の納入通知書が送られてきましたが、通知書に記載されている金額が何を示した金額かわかりませんでした。もっと丁寧な説明文を記載してください。	ご指摘いただいた国民健康保険料の納入通知書については、詳しい説明が記載されていなかったため、説明文の追記を行うとともに、区ホームページへの案内などについても内容の改善を行っていきます。	Eメール君
7	2	子どもの通う保育園への連絡にアプリケーションを使用していますが、事前に休みななどがわかれば、口頭で連絡するように言われました。当日でなければ連絡が確認できないことが理由と聞きましたが、運用に支障がありますので、改善してください。	システムの仕様上では事前の確認は可能ですが、他自治体の保育園で当日の出欠席確認が不十分だったことが一因で死亡事故につながったことを契機に、国から確認を徹底するよう通達もあり、園では当日分の確認を最優先とした運用を行っています。	Eメール君
7	4	保険年金課窓口に向ったところ、窓口で対応された方が区の職員ではなく、質問をしても分かりませんと言われました。区の職員を窓口に置いてもらえませんか。	区では業務の一部を事業者に委託していますが、相談内容や状況により区職員が対応しています。今回は適切な対応ができず、申し訳ありません。委託事業者へ指導を行うとともに、職員とも情報共有を図り、資質向上に取り組んでいきます。	投書箱
7	11	7月に第1回中央区保健医療福祉計画推進委員会が行われると聞きました。①京橋地区は区民委員は不在のままですか。②区民委員応募者からの公聴は検討していますか。③委員会議事録の閲覧は可能ですか。以上3点の回答をお願いします。	①委員は区内で2名を選定しており、各地域の代表ではなく、区全域の代表として参加いただいています。②現委員の任期満了まで再度公募する予定はなく、委員応募者から意見を伺う予定もありません。③区ホームページからご覧いただけます。	広聴はがき
7	12	子どものための教育・保育給付認定に係る家庭状況届の手続きの中で提出用の封筒を渡されましたが、就労状況やひとり親家庭といった状況をチェックする欄が封筒にあるのは、プライバシーの侵害に当たると思えます。早急に対応してもらえませんか。	個人情報が見える状態で提出しなければならない状態であったのは配慮に欠ける対応であり、ご心配とご迷惑をおかけしたことをお詫びします。早急に封筒裏面の提出書類のチェック欄をなくし、個人情報の取り扱いに配慮した形に改めます。	広聴はがき
7	19	新生児誕生祝品の申請をしました。買物券の有効期間が3カ月しかなく、期間中は母子ともに体調が悪かったため、使用できませんでした。買物券の有効期間を一律で一年間にするなど、有効期間を検討してもらえませんか。	取扱店舗との調整、買物券の印刷、換金や精算など幅広い業務を行う必要があるため、3月末までの使用期限としています。また、使用期限を過ぎることのないよう、使用期限について説明し、ご了承いただいた上で祝品を交付しています。	Eメール君
7	30	区の保育園に育児休業期間中に復職予定で申し込みをする場合、利用開始月内に復職しなければなりません。他自治体では、利用開始日の翌月1日までに復職できれば申し込みと聞きました。中央区も同様の取り扱いにしてもらえませんか。	現在は保育を必要とする事由を月ごとに認定するため、復職する日が申込月中に1日もない場合は復職日以降に申し込むよう案内していますが、子育て環境の改善につながるよう、令和7年度の入所案内に向けて速やかに対応を検討します。	Eメール君
8	8	区から国民健康保険に関する書類が来ましたが、書いてある内容がわかりにくいです。また、書類提出時に本人確認書類の写しも提出を求められましたが、区が住民情報などから本人確認を行ってください。	ご指摘の通知については、説明が分かりづらいなどの意見が多く寄せられています。区では、これらの意見を踏まえ、今後、国などから周知される情報を注視し、分かりやすくお知らせできるよう、周知方法および内容を工夫していきます。	電話
8	9	プレディを利用していますが、教室内でテレビを付けていることに疑問を感じます。また、アニメを流し続ける必要はないと思います。プレディの環境の見直しをお願いします。	プレディでは、遊びの1つとしてアニメ視聴を行っていますが、流し続けるような運用はしていません。視聴作品は児童間の話し合いで決めるなど、自主性や協調性を養う機会にもなっており、テレビの使用方法は適切でないと認識しています。	Eメール君
8	14	晴海特別出張所窓口の誤った案内により、育児休業の延長に必要な不承諾通知を受け取ることができませんでした。子どもと一緒にいるはずだった期間を奪われ、育児休業給付金ももらえないことに対して、区は責任を負わないのでしょうか。	電話にて今回の対応で不安を与えたことをお詫びするとともに「入園申し込みに基づき発行する不承諾通知の代わりに不在園証明書を送ること、および今後の対応について保育課と出張所できちんと確認していくこと」を約束し、了承を得ました。	Eメール君
8	19	障害者福祉課の窓口で事業の説明を開きに行きましたが、事業の概要を聞いたのにもかかわらず、個別の事情をヒアリングされ、無駄なやりとりが生じました。また、不適切だと思われる職員の対応があり、不快感を覚えました。改善を求めます。	職員の対応により不快な思いをおかけしたことをお詫びします。移動支援事業の対象要件は、障害の程度や状態、年齢などによりサービス利用の可否を判断する必要があります。そのため、事業概要を説明する際に、個々の状況の聞き取りを行っています。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
8	29	月島にあるグループホームは、入居者の選考方法が運営する法人独自の方法となっており、区の所有する建物で運営しているにもかかわらず、区民に不平等だと感じます。選考方法の見直しを希望します。	当該施設の運営主体は民間事業者であり、事業者自らが入所者を決定するため、区が入所者の選考や順位付けに関与はできません。ただし、ご指摘のとおり本施設は区が所有していることから、入所者選考に関して一定の条件を設けています。	Eメール君
9	2	中央区児童手当制度改正コールセンターに電話しましたが、対応した人の態度が横柄で制度を理解していません。また、児童手当の紙での申請を廃止してください。	不快な思いをおかけしたことをお詫びします。コールセンターの全従事者に対し制度の把握を徹底し、適切かつ丁寧に案内するように指導しました。申請については、オンライン申請と書面申請を用意し、申請される方を選択していただいています。	Eメール君
9	9	生活保護を受けていますが、以前、救急搬送された時に搬送先の病院で医療券が使用できないことがありました。事前に医療券が使用できる病院と使用できない病院を教えてください。	電話にて「救急搬送の受け入れを行っている病院は生活保護指定医療機関であること、指定医療機関の一覧を送付する。」旨回答しました。	電話
9	10	ベビーシッター利用支援事業の利用時間（午前7時から午後10時まで）の撤廃を希望します。保育園の開園時間外に勤務しているため、ベビーシッターが必要ですが、月の補助上限時間の拡大により日中の利用者が集中し、ベビーシッター不足に悩んでいます。	本事業は、補助対象となる月上限時間を引き上げたものの、年間の補助対象時間数は変更しておらず、従前からのベビーシッター不足に影響をもたらすものではないと認識しています。	広聴はがき
9	10	区立保育園に子どもが通っており、現況届を提出する必要があったため、保育園に提出しようとしたところ、郵送するように言われました。提出方法の案内には保育園への提出も可能と示されています。適切に案内するようにしてください。	職員の対応により不快な思いをおかけし、申し訳ありませんでした。ご指摘のとおり、現況届は在籍園への提出も可能とご案内しています。今後は案内どおりの適切な対応ができるように職員間で共有し、改善を図っていきます。	Eメール君
9	18	子育てのための施設等利用給付制度ですが、周辺の他区と比べて給付額が少なく、給付開始時期も遅いです。また、申請手続きも煩雑です。給付額の増額と給付時期や手続きの改善を検討してください。	施設等利用給付は、指導監督基準を満たす認可外保育施設であっても、事業者が自由に保育・教育内容や保育料を設定できるため、認可保育所の利用者との公平性の観点から、国基準に基づく補助のみとし、区独自の上乗せは実施していません。	Eメール君
9	24	区内の保育園に家庭から出た不用品を譲ることができるような仕組みを検討してもらえませんか。区のリサイクルハウスは一般向けだと思いますので、保育園に譲るのであれば安心して譲れると思います。	不用品を園で受け入れるかどうかは、各園の保育方針・考え方によるところが大きいため、区で一律に受け入れの可否を示すことはできません。まずはお近くの園に直接ご相談をお願いします。	Eメール君
10	7	ポケット中央を利用していますが、本人に何も相談なく利用を中断させられました。利用者の気持ちを考えてください。	ポケット中央としては、一方的にサービスを終わらせたつもりはありませんでしたが、計画やモニタリング報告、サービス調整において、十分な説明ができず相互理解が得られなかったことは、申し訳ありませんでした。ご希望があれば引き続き対応します。	Eメール君
10	7	ベビーシッター利用支援事業の申請の際に、申請書の提出は郵送と案内がありますが、きらら中央などでも受け付けていると聞きました。住む場所によって申請の際にかかる費用負担が異なるのはおかしいと思います。	本事業の申請方法は、郵送または窓口で受けています。窓口は区民の皆さまの利便性を考慮し、区内3地域に1カ所ずつ設けています。お住まいの場所によって、持参する窓口までの距離に差が生じてしまい申し訳ありません。	Eメール君
10	23	保険年金課に電話し、後期高齢者の保険料が一括で支払えない理由などを聞きましたが、「決まりだからできない。」と言われました。回答になっていないと思います。納得できないので、しっかりとした回答をしてください。	保険料を一括で納付できない理由は、適切に収納管理ができない場合があることから、一括納付書を出力できないよう制限をしているためです。しかし、複数の区民から要望があるため、一括納付書が使用できるよう検討を進めていきます。	電話
10	25	中央区への転入を予定しています。区の保育園の空き状況を見ると、1歳児、2歳児クラスはほとんど空きがなく、不安を抱えています。令和7年か8年の開園に向けて、新しく保育園を造ってもらえませんか。	保育ニーズの拡大が見込まれる晴海・勝どき地区において、令和8年4月までの開設を目標に、認可保育所の整備を図るほか、引き続き、居宅訪問型保育事業や期間限定保育事業など、待機児童の抑制に取り組んでいきます。	Eメール君
11	5	令和6年3月から生活保護受給者の医療扶助について、マイナンバーカードを活用したオンラインでの資格確認ができるようになりましたが、中央区は対応していません。すぐに対応してください。	区では、令和6年3月から生活保護受給者のマイナンバーカードを活用したオンラインでの資格確認ができるようになっています。ただし、新規で生活保護受給決定された場合は、区から管理システムへの登録が必要となり、数日を要しています。	Eメール君
11	5	他区では、所得制限を設けない給付型奨学金制度が開始されると聞きました。中央区でも検討してもらえませんか。	区では、妊娠期から子育て期までの全体を通して、経済的負担の軽減を図っており、「所得制限のない給付型奨学金制度」を創設することは考えていませんが、国や都、他自治体での子育て支援策を注視し、子育て環境の整備に努めていきます。	Eメール君
11	12	生活保護の相談をした際の職員の対応が悪かったです。また、「生活保護のしおり」をもらいたいことを伝えると「生活保護受給者にしか渡せない。」と言われました。他区では配布している冊子を中央区でだけ渡せない理由を教えてください。	職員の対応で不快な思いをさせてしまい申し訳ありません。「生活保護のしおり」は生活保護を受給した方に渡している冊子ですが、希望があれば誰にでもお渡ししています。	電話
12	11	就労継続支援で使用する明石町作業室では、利用者の作業机の大きさに差異があります。小さい机を使用している人は作業意欲の低下など影響が出ているため、平等な就労環境にしてください。また、支援事業の平均賃金を公表してください。	作業室の机は、作業内容や作業種別に合わせて使用しており、従事する作業に応じて机の広さに差が生じることはやむを得ないものと考えています。また、昨年度の作業室の平均工賃月額は、都および区のホームページに公表されています。	投書

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
12	12	区から保育園を通しておいしいリンゴをもらいました。保育園に通っている子どもがとても喜んで、区へお礼を伝えたいと言うので、お手紙を送付しました。	感謝のお手紙をいただき、ありがとうございます。本事業は、津軽みらい農業協同組合様によるりんごの普及活動の一環として区に贈呈されているものですが、よろこんでいただき光栄です。いただいたお手紙は組合の皆さまにも共有します。	投書
12	13	区内の保育園には、一斉に午睡する時間を設けている園がありますが、国の示す保育指針では、午睡するか、しないか選択できるようにすべきといった旨の記載があります。区内の園でも、適切な運用ができるように指導してもらえませんか。	施設面の制限により、午睡が必要でない子どもの活動場所を確保することが困難な状況もあり、園によって午睡時間の過ごし方が異なります。区としては、限られたスペースの中で指針の考え方をどう反映できるか再度検討するように指導しました。	Eメール君
1	6	区内の保育園は所在地が偏在していて、日本橋馬喰町や他区との境目には保育園がありません。区で誘致してもらえませんか。	令和6年4月時点の日本橋地域の保育所定員は、各歳児で空きが生じているほか、東日本橋エリアについては、令和7年2月入所調整後においても、1歳児以降は定員の空きが生じているため、新たに保育所を誘致する予定はありません。	Eメール君
1	14	福祉センターの就労継続支援を利用していますが、就労継続支援B型では、賃金が安く生活することが困難です。就労継続支援A型への支援を拡充してもらえませんか。	区では、都が指定する事業者に対し、経費の一部を補助しており、既に就労継続支援A型事業所の運営を支援する仕組みは整備されています。区内にある施設でも利用枠があると事業者から聞いていますので、ご利用をご検討ください。	Eメール君
1	16	常盤小学校にプレディやプレディプラスなどを設置し、放課後の子どもの居場所を確保してください。	常盤小学校でのプレディの設置については、場所の確保などの課題を踏まえつつ、学校との協議や導入の検討を行ってきました。その結果、実施場所などに一定のめどが立ったことから、令和8年4月の開設を目指して準備を進めています。	Eメール君
1	16	令和6年度に保育園の待機申し込みをして、令和7年4月の入園時期に順位を確認するため区に連絡したところ、令和7年度は申し込みされていないと言われました。年度が替わる際に案内を送るなど、わかりやすい対応してもらえませんか。	区では、毎月多くの保育園入所・転所申し込みを受けており、有効期間を個別に案内することは困難です。申込有効期間は重要な情報であるため、入園案内の冊子や入所申込書などにも記載し、保護者の方に伝わるよう周知しています。	Eメール君
1	30	国民健康保険料の軽減措置について、事前に電話で手続きを相談した上で窓口へ行きましたが、電話では聞いていなかった説明や書類などがあり、手続きが終わりませんでした。今後は同じことがないようにしてもらいたいです。	ご来庁の際に手続きが完了せずに申し訳ありませんでした。今後は電話対応時に質問者の意図に沿った回答を心がけるとともに、ホームページなどでも必要な書類を記載するなどわかりやすい情報発信ができるよう対応改善に努めていきます。	電話
2	3	保育園の入園申し込みなどの申請の際に書類の項目がわかりにくいです。ホームページなどに記載例などの掲載もなく、不親切だと思います。誰が見ても分かるように改善してください。	ご指摘を受け、書類に関する質問の多いものを確認し課で共有しました。今後は、区ホームページに質問の多い事項などを掲載したり、記入例を見直したりするなど、さらに分かりやすい内容となるように検討していきます。	Eメール君
2	10	ベビーシッター利用支援事業を利用していますが、補助を受ける際に子どもが二人いる場合、ベビーシッターも二人分手配する必要があります。ベビーシッターの数が不足していることもあり、手配することが難しいため、補助要件を見直してもらえませんか。	本事業は、都の補助制度を活用して実施しており、都の定める要綱では、「保育は、児童1人につき保育従事者1人の配置により提供される」と規定されています。区としても、安全に保育する上では必要な条件であると認識しています。	Eメール君
2	10	認可外保育施設の保育料無償化について、上限額の引き上げを検討してもらえませんか。	認可外保育施設の保育料無償化は、自治体が地域の実情に合わせ総合的に判断し実施しており、区では、事業者が自由に保育内容や保育料を設定できることや認可保育所利用者との公平性の観点などから、区独自の上乗せは実施していません。	Eメール君
2	14	明石小学校に入学予定ですが、夏季などの長期休業は学童クラブの利用開始時間が午前8時30分からとなっていて、共働き世帯としては遅いと感じます。8時ごろから利用できるように検討してもらえませんか。	区の学童クラブやプレディでは、午前8時30分から利用開始時間としており、変更の予定はありませんが、小学校内に設置しているものについては、長期休業中の平日は開門時間を8時10分とし、利用開始時間まで学校内で安全に待てるようにしています。	Eメール君
2	25	江戸バスに障害者手帳を提示して乗車していますが、乗車の際に大声で区内に住んでいるか確認してくる運転手があります。障害者手帳で乗車する人にも高齢者に配布しているものと同じように乗車券などを配布してもらえませんか。	江戸バスの無料乗車は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ方を対象に乗車の際に提示して利用できることとしており、対象者の確認は、利用者の利便性を考慮し、申請手続きを伴う乗車券配布としていません。	Eメール君
3	3	多子世帯への認可外保育施設保育料補助制度の申請手続きについて①保育施設から在籍証明が発行されてから申請までの期限が短いです。②Web申請の際に家族の情報を何度も入力する必要があるため、前回の申請情報を表示できるようにしてください。	①補助金の交付決定に係る審査などの時間を勘案し申請期限を設けており、期限に間に合わない場合は事前にご相談ください。②電子申請フォームには、前回の申請情報を表示する機能がないため、申請書などの見直しを含め検討していきます。	Eメール君
3	10	障害があるため、デジタル障害者手帳を利用していますが、中央区では障害者の情報がマイナンバーと連携していないため、公共交通機関などで利用できません。連携するようにしてもらえませんか。	マイナンバー連携については都が所管となっていますが、本人の同意があれば区から連携について依頼することが可能です。	Eメール君
3	13	4月から学童クラブを利用しますが、プレディと違い保護者が就労していない土曜日は利用できなくなってしまう。PTA活動で土曜日に家を空けることも増えるため、学童クラブを利用している、土曜日はプレディも利用できるようにしてください。	学童クラブは保護者の就労などにより、家庭で適切な保護育成を受けられない児童が利用できる施設であり、仕事が休みの日にPTA活動や保護者会などで保護育成が難しい場合でも利用できます。利用する場合は、事前に施設までご連絡ください。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
3	14	築地周辺で路上生活者がごみなどを漁り、散らかしてしまうことが続いています。区で対応してもらえませんか。	ご指摘の路上生活者に対し、マンションや路上のごみ袋を開けて散らかさないことや近隣の迷惑となる行為を行わないことを指導するとともに、福祉サービスや施設の利用を提案しました。	Eメール君
3	17	阪本小学校の周辺は民間学童などが少ないため、学校内に学童クラブやブレディの設置を検討してもらいたい。学校内が難しいようであれば、民間の学童クラブなどを誘致してもらえませんか。	阪本小学校におけるブレディの設置については、令和8年4月の開設を目指して、必要な調整や開設の準備を進めています。	Eメール君
3	17	子どもが放課後等デイサービスを利用していますが、来年度は利用希望者が多いため、希望通りの利用ができなくなりました。マンションの開発により子どもが増えることは予測できたにも関わらず、受け皿を整備しないことは行政の怠慢だと思います。	放課後等デイサービス自体の利用は可能ですが送迎希望が多いためご希望に沿えない日があります。区では近年のニーズを踏まえ、事業者の区内誘致に加え、令和7年度から移動支援事業者の支援策を講じるなどサービス提供基盤の充実に取り組めます。	広聴はがき
3	19	佃児童館の学童クラブで晴れた日には子どもを外で遊ばせてほしいとお願いしたところ、難しいとの回答がありました。長期休業期間は長時間室内のみで過ごすと思うとぞっとします。学童クラブで外遊びができるようにしてもらえませんか。	限られた職員体制で見守りを行う必要があるため、児童が好きな時に都度外遊びに連れて出ることとはしていませんが、外遊びができる時間を設けて希望する児童が参加しています。なお、長期休業期間は天候などに注意し積極的に行っています。	Eメール君
3	28	保育入園係に手続きについて質問の連絡を入れた際に、対応に疑義があったため説明を求めたところ、怒りながら電話を切られました。不適切だと思います。	ご質問やご意見に対する区の対応や考えを繰り返しご説明しましたが、ご理解とご納得がいただけないため、これ以上の対応は業務の継続に支障が生じると判断し、対応を終了しました。	Eメール君

高齢者施策推進室(9件)

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
7	3	区の講座を申し込みたいのですが、60歳からのゆう講座などは平日の講座になっています。企業では65歳まで雇用するのが普通となっており、土日でないに参加することができません。実態を踏まえて企画してもらえませんか。	ゆうゆう講座は、実施している会場の利用状況などから、平日以外での会場確保が困難なため、全ての回を平日の昼間に設定していますが、ご指摘のとおり、土曜日、日曜日でないと参加できない方もいるため、平日以外の開催も検討します。	広聴はがき
7	25	シニアセンターでテニスをしていますが、空調の設定温度が低いため、試合の待機時間などが寒くてたまりません。設定温度を改善してもらえませんか。	ホールの冷暖房は、機器に不具合が生じており、現在、早期の復旧に向けて原因調査を行っているところです。復旧するまでの間の利用にあたっては、窓の開閉などにより室温の調整をお願いします。	広聴はがき
9	20	高齢者紙おむつ等支給事業を利用していますが、介護をしているため、配送の時間がわからないと受け取りができないことがあります。配送日や配送時間を前日までご連絡してもらうなど、配送方法を改善してもらえませんか。	電話にて「要望のあった定期納入日の日付指定、不在時の再配達時間指定は、多くの納入がある中で対応は困難である。」旨説明し、理解を得ました。また、本人が配送事業者に直接連絡し、配達前に本人宛て連絡することになったことを確認しました。	Eメール君
12	6	補聴器購入費助成は1度しか受けられませんが、補聴器の耐用年数は5年と言われているため、助成を受けてから5年経過した場合は、再度購入費助成を受けられるようにしてもらえませんか。また、助成額の増額も検討してもらいたいです。	区では現在、高齢者の認知症予防やフレイル（虚弱状態）予防を図ることを目的に、補聴器の耐用年数を考慮した買い替えの際の助成のほか、購入費の助成額や対象者の拡大などについて幅広く検討を進めています。	Eメール君
1	6	敬老入浴証を利用できる周辺の他区にある銭湯を増やしてもらいたいです。都営バスなどで行きやすい東京駅周辺の銭湯が利用できるとありがたいです。	他区の公衆浴場の利用拡大については、その区の浴場組合との調整や浴場のコスト負担などの問題があるため検討していません。65歳以上の方には江戸バスの無料乗車券を交付しているため、区内の浴場や敬老館の入浴設備の利用をご検討ください。	Eメール君
2	25	区の健康診断の検査項目には、聴力検査の項目がありません。他区では高齢者の聴力検査に助成金を出すなどの対策をしていますが、中央区でも対策をしてもらえませんか。	健康診査の検査項目は国の基準に基づき決定しており、聴力検査は含まれていないため実施予定はありませんが、今後は保健師などが行う健康講座・相談による聴力低下の早期発見や補聴器購入費用助成の拡充などの施策に取り組んでいきます。	Eメール君
2	26	敬老館やシニアセンターなどの高齢者福祉施設に地方紙を置いてもらえませんか。他の地域ではどこの高齢者福祉施設にも地方紙が置いてあります。全国紙のみではなく、地方紙も読めるとうれしいです。	敬老館の新聞は利用者からのご意見などにより検討しているため、直接敬老館にご要望いただけます。シニアセンターについては、在勤者が利用していることから全国紙を選択しており、設置スペースや予算上の問題により地方紙の設置は難しい状況です。	広聴はがき
3	24	区内に単身で住む高齢者が増えてきていると感じます。区として高齢者の身元保証制度や、死亡後の手続きなどを代わりに行う制度を創ってもらいたいです。	身元保証や死後の事務処理などの相談があった場合、都防災・建築まちづくりセンターの「あんしん居住制度」や国の「自筆証書遺言書保管制度」、すてっぷ中央の金銭管理サービスなどの情報提供を行い、お困りごとに応じた相談先を紹介しています。	Eメール君
3	28	高齢者を対象とした電話料金の助成事業が廃止になることを知りましたが、足が悪いため、日常生活を送る上で携帯電話の利用が不可欠です。電話料金の助成事業を継続してもらえませんか。	本事業は経済的援助ではなく、高齢者の見守りを目的として創設した事業です。現在では、電話料金の低廉化に加え、高齢者緊急通報システム事業など電話料金の助成よりも効果的な見守りが可能となったことから、事業の廃止を決定しました。	広聴はがき

3 「区長への手紙」要約

保健所(90件)

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
4	3	勝どき駅の近くにある喫煙所に並んでいる人の並び方が悪く、付近の駐輪場に入る自転車の通行のさまたげになっています。またマナーも悪く困っているため、注意喚起をお願いします。	ご指摘の喫煙所の管理者に、駐輪場利用者のさまたげになっている状況を伝え、管理者から、注意喚起の掲示物を設置し、通行人への配慮を行うなど状況の改善に向けて対応する旨の回答を得ました。	Eメール君
4	10	自宅マンションの周辺で、ペットのふんの後始末ができていないため、通勤中などに踏んでしまうことが多々あります。もう少し取り締まってほしいです。対策をお願いします。	ご指摘のあったマンション周辺で巡回パトロールを実施します。動物のふんは、私有地は区では対応できませんが、区が管理する場所であれば区が除去できます。また、区の広報紙やホームページ、講習会などを通じて、飼い主に対し啓発活動を行っていきます。	Eメール君
4	15	月島にある飲食店が歩道上の空き地に客席を設置して食事を提供しています。当該店舗に対して適切な指導をしてください。	飲食店などの屋外客席は、公衆衛生確保の観点から、一定のルールを遵守して設置を届け出た場合を除き、屋内での営業が原則です。営業者には、屋外客席として設置する場合には、ルールを遵守し、設置の届出を提出するように口頭指導しました。	Eメール君
4	15	勝どき二丁目児童遊園の中と周囲の道路上で、近くの事業所の勤務者と見受けられる複数の人が喫煙しています。ひどい時は園内が喫煙所のようになっています。禁煙の看板を増やしてください。また、過料の制度を導入してください。	ご指摘の事業所に連絡を取り、当該場所での喫煙禁止を周知徹底するよう指導し、対応するとの回答を得ました。また、公園内には新たな掲示物を設置する予定です。	Eメール君
4	15	築地場外市場内とその周辺では観光客だけでなく、周辺店舗の従業員も路上喫煙しています。観光客に路上喫煙を禁止しているにもかかわらず、示しが見つからないと思います。従業員に対して、路上喫煙をやめるよう周知徹底してください。	築地場外市場の商店街の責任者に連絡を取り、店舗従業員に対して当該場所での喫煙禁止を周知徹底するよう指導し、対応するとの回答を得ました。	Eメール君
4	16	日本橋久松町にある飲食店の客が、路上に出て喫煙をしています。	ご指摘の店舗責任者に連絡を取り、当該場所での喫煙禁止を周知徹底するよう指導し、対応するとの回答を得ました。また、店舗周辺の巡回パトロールを重点的に行い、改善すべき状況があれば継続して指導していきます。	Eメール君
4	19	月島区民館前の道路付近で路上喫煙者をよく見かけます。喫煙者のたまり場のようになっているため、パトロールの強化をお願いします。特に午前7時から8時までの時間帯は、毎日のように見かけます。	ご指摘の場所周辺について、朝の時間帯を中心に巡回パトロールを強化するとともに、喫煙禁止場所での喫煙者に対して注意喚起を行うなど、禁煙の徹底を図っていきます。	Eメール君
4	30	西仲通りの路地裏で路上喫煙が多く迷惑しています。区ホームページに「喫煙ルールやマナーを周知していく」と書いていますが徹底した対策をしてください。	ご指摘の場所周辺の路上は、喫煙者が多い状況であることから重点スポットと位置づけ、巡回パトロールを実施し、喫煙者に対し喫煙の中止を求めるとともに、近隣の指定喫煙場所へ誘導しています。引き続き喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図っていきます。	Eメール君
5	7	勝どき二丁目児童遊園内やその周辺の道路上で、喫煙者を頻繁に見かけます。罰金などの条例制定を含めて対策をお願いします。	ご指摘の場所は、喫煙者が多い状況であるため、重点スポットとして位置づけて巡回パトロールを実施しています。巡回パトロールでは、喫煙禁止場所での喫煙の中止を求めるとともに、指定喫煙所へ誘導しています。	Eメール君
5	17	リードを伸ばして散歩をする飼い主がおり、他の通行者に危険な状況がありました。ペットの飼い主のマナーやペットへのしつけに関して、積極的な啓蒙をお願いします。また、道端や建物の敷地内へのふん尿についても周知してもらいたいです。	パトロールを実施しましたが、飼い主のマナー違反は確認できませんでした。引き続き適正なリード保持について注意喚起していきます。また、さまざまな機会を捉えた啓発活動を継続し、飼育のルールやマナーの周知に取り組んでいきます。	Eメール君
5	17	喫煙所と表示して店の客にたばこを吸わせている飲食店があるため、注意喚起をお願いします。また、商店街や裏道などの歩道上では喫煙できないようルール化してもらいたいです。	ご指摘の店舗責任者に連絡を取り、当該場所での喫煙禁止を徹底するよう指導しました。また、周辺の巡回パトロールを重点的に行い、改善すべき状況があれば継続して指導していきます。	Eメール君
5	21	区内で犬を散歩させる際に、伸びるリードを使っている人が多くいます。突然犬が飛び出してくることもあり危険です。伸びるリードを禁止し、散歩のルールを決めてくれませんか。	飼い主に対してリードを短く保持するよう注意喚起を行うため、ご指摘の場所でパトロールを実施します。また、飼育マナーを遵守してもらうため、広報紙などさまざまな媒体や機会を通じて注意喚起や啓発活動を行っていきます。	Eメール君
5	27	他区で開始されているHPVワクチンの男性への接種に関する助成制度ですが、中央区ではいつから実施されるか教えてください。また、実施されない場合は、その理由を教えてください。	区では予防接種法に基づき費用を助成しており、法定接種以外の費用を助成する際は総合的に判断しています。男性のHPVワクチン接種の費用助成は、現在実施の予定はありませんが、国などの方針や感染症の流行状況などを見ながら検討していきます。	Eメール君
5	28	世界禁煙デーや禁煙週間に合わせて、区が実施する事業や区民などが参加できるイベントがあれば教えてください。また、地域の掲示板などを利用して、ポスターなどを掲示してください。	区では、世界禁煙デーや禁煙週間について、ホームページへの掲載や広報ポスターの掲示により周知を図っています。また、禁煙週間に合わせ、中央区たばこルールの啓発や禁煙外来医療費助成に関して、コミュニティバス内の広告などにより周知しています。	Eメール君
6	3	産後ケアについて、他区では宿泊と日帰りのケアのどちらでも補助を受けることができますが、中央区では宿泊のケアでしか補助を受けることができません。日帰りのケアでも補助が受けられるよう検討してもらえませんか。	産後ケア事業の日帰り型は実施していませんが、昨年度に宿泊型の充実を図るため、利用費用の助成ができる施設を拡大しました。しかし、さまざまな家庭の事情に対応することが重要と考えており、現在日帰り型の導入も検討しています。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
6	11	区内の駐車場や柱の陰などで喫煙している人を多く見かけます。吸い殻も散乱しています。喫煙に対しての指導や注意喚起も必要だと思いますが、喫煙できる場所を増やすことも検討してもらえませんか。	ご指摘の場所の巡回パトロールを重点的に実施し、喫煙者に対する喫煙中止の指導や指定喫煙場所への誘導を行っていきます。また、引き続き指定喫煙場所の整備を推進していきます。	Eメール君
6	17	晴海市民センター周辺の道で路上喫煙が横行しています。また、マンション居住者専用のバスの運転手が路上に出て喫煙をしています。パトロールなどの対応をお願いします。	ご指摘のバスの運営管理者に連絡し、路上での喫煙禁止を徹底するよう指導しました。また、ご指摘の場所の巡回パトロールを重点的に実施し、喫煙禁止場所での喫煙を確認した場合は中止を求め、喫煙ルールを守るよう周知していきます。	Eメール君
6	25	築地にある飲食店が、歩道に面した敷地内で利用客に喫煙をさせています。区の条例などに違反していないか確認をお願いします。	ご指摘の店舗に対し、敷地内で受動喫煙を生じさせないよう環境を整備しなければならないこと、該当場所での喫煙禁止を徹底することを指導し、対応するとの回答を得ました。また、ご指摘の場所の巡回パトロールを重点的に実施していきます。	Eメール君
7	2	区内の飲食店が、店内の客席で客に喫煙をさせています。また、喫煙可能室を示す掲示などありません。受動喫煙防止条例や、健康増進法に違反していると思いますので、対応をお願いします。	ご指摘の店舗責任者に連絡を取り、状況確認を行ったところ、喫煙目的店の届出をしていないことを確認しました。そのため、当該店舗での喫煙禁止を徹底するよう指導し、対応するとの回答を得ました。	Eメール君
7	4	他区では、路上でたばこを吸うと罰金を支払うことになっています。中央区でも路上でたばこを吸う人に罰金を支払うようにしてもらえませんか。	屋外での受動喫煙をなくすためには、罰則による過料よりも「中央区たばこルール」の周知徹底と指定喫煙場所の整備による分煙環境の確保が重要であると考えているため、巡回パトロールによる指導や指定喫煙場所の整備を行っていきます。	投書箱
7	5	区内の路上喫煙者に迷惑しています。また、京橋公園内では昼頃に園内を歩きながら喫煙している人がおり、周辺の路上にも喫煙者がいます。対応をお願いします。	ご指摘の場所の巡回パトロールを強化し、喫煙者が特定できた時は、その勤務先などに区から直接連絡を取り指導することで、喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図ります。	Eメール君
7	8	区のパスデーサポート事業でもらえるギフトカードの使い道がありません。現金などに変更してください。	パスデーサポート事業は、都の「とうきょうママパパ応援事業実施要綱」に基づいて実施し、「現金以外で子育て支援に資するもの」を贈呈することとされているため、現金への変更は考えていませんが、商品の充実について今後検討していきます。	Eメール君
7	10	晴海一丁目の周辺に区の喫煙所を設置してください。設置できないのであれば、理由が知りたいです。喫煙禁止の看板の設置だけでは解決になりません。対応をお願いします。	ご指摘の地域の近隣で指定喫煙場所の整備を行い、令和6年7月に供用を開始しました。巡回パトロールで喫煙者を発見した場合は、当該喫煙場所を含めて周辺の指定喫煙場所を案内することで喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図っていきます。	Eメール君
7	10	区の実施する3歳児健診ですが、受付時間が正午から午後2時までとなっているため、共働き世帯では利用しにくいです。午前中や夕方時間帯に受け付けできるようにするなどの検討をお願いします。	3歳児健診は、医師会のほか、聖路加国際病院や大学病院の医師から協力を得ながら人員の確保に努めていますが、診療時間などの事情により、午前中や夕方時間帯で体制を整備することができないため、時間帯の変更は困難な状況です。	Eメール君
7	18	区内の路上で朝方や昼頃に路上喫煙が多く発生している場所があります。昼休み時などの時間帯に継続して巡回パトロールを実施してもらえませんか。また、他区のように過料を徴収するようにしてください。	ご指摘の場所周辺を集中的に対策すべく、連続した日程で昼の時間帯にパトロールおよび立哨を実施します。また、区では、罰則による過料よりも、喫煙ルールの周知徹底と指定喫煙場所の整備による分煙環境の確保が重要と考えています。	Eメール君
7	19	区内の道路上で路上喫煙が発生している場所があります。パトロールをお願いします。	ご指摘の場所の巡回パトロールを重点的に実施します。喫煙者を発見した場合は喫煙の中止を求め、喫煙ルールを守るように周知するとともに、近隣の指定喫煙場所へ誘導します。	Eメール君
7	25	新川一丁目の公道上で路上喫煙している人が多数います。受動喫煙や火災などの心配があるため、対応をお願いします。	ご指摘の場所の巡回パトロールを重点的に実施します。喫煙禁止場所での喫煙を確認した場合は中止を求め、指定喫煙場所を案内するなど喫煙ルールを守るよう周知します。	Eメール君
8	2	日本橋人形町にある飲食店が、店の外に灰皿を設置しているため指導をお願いします。また、飲食店の多い通りなどは、夜間もパトロールをお願いします。	ご指摘の店舗に対し、敷地内において公共の場所にいる区民に受動喫煙を生じさせないよう環境を整備しなければならない旨を説明しました。また、巡回パトロールを継続的に実施し、喫煙ルールを周知していきます。	Eメール君
8	9	浜町公園の喫煙所では、夕方になると喫煙所内の人数が少ない時も外に出て喫煙している人が多数います。対応をお願いします。	ご指摘の喫煙場所では、区画外での喫煙禁止や定員の遵守を徹底するため、巡回パトロールなどにより喫煙場所を適切に利用するよう喫煙者への注意喚起を行い、喫煙者のマナー向上を図っていきます。	Eメール君
8	9	銀座で路上喫煙が発生し、周囲の店舗が迷惑していると聞きました。対応をお願いします。	ご指摘の店舗に連絡を取り、利用客の路上での喫煙禁止を徹底するよう指導し、対応するとの回答を得ました。また、巡回パトロールを重点的に実施し、喫煙ルールを周知していきます。	Eメール君
8	15	新型コロナウイルスのワクチン接種は、健康被害が多く報告されていると聞きます。中央区としては、今後もワクチン接種を推進していくのか教えてください。また、健康被害の報告が多いことは危険だと思いますので、ワクチン接種を中止してもらいたいです。	新型コロナウイルス感染症の疫学的状況、ワクチンの有効性・安全性などに関する科学的知見などを踏まえ、予防接種法に基づく定期接種として個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的として実施するものであり、本区でも同様に実施する予定です。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
8	15	月島地域に、リードから手を放して犬の散歩をしている人がいます。注意してもらえませんか。	ご指摘の場所で巡回パトロールを実施し、リードを手から放している飼い主を確認したため、リードの取り扱いに注意するよう伝えました。今後も引き続き適正なリード保持について注意喚起していきます。	Eメール君
8	26	区の健（検）診の受診券には、「無料」という言葉が使用されていますが、税金の使途であるため、「公費負担、個人負担なし」などが適切だと思います。表現を見直してもらえませんか。	受診券や受診案内にはさまざまな情報を記載しているため、分かりやすさを重視し「無料」と表記しています。また、記載する内容を整理し、できる限り分かりやすい表現とすることが受診率向上にも効果的と考えています。	Eメール君
8	26	医師の対応についての苦情を保健所に連絡しましたが、「課内で共有する。」との回答があったものの、連絡先も聞かれずに電話を切られました。今回の対応が区として通常の対応であるのか、また、調査する意思があるのかお答えしてください。	保健所は、診療所の開設許可などを行っていますが、医師個人の人格や態度に関して指導する立場にはないため、本件については調査を行っていません。また、ご意見をいただいた方からの申し出があったときは連絡先を伺っています。	電話
8	28	月島周辺で路上喫煙が発生しています。パトロールをお願いします。	ご指摘の場所のパトロールを重点的に実施し、喫煙ルールの周知と近隣の指定喫煙場所への誘導により、受動喫煙防止を図っていきます。	Eメール君
8	30	新富にある飲食店の利用客が店前の公道で喫煙をしていました。飲食店が利用客に案内をしているのか確認をお願いします。また、平日の日中の銀座地区での路上喫煙者が多いです。区でのパトロールの人数と頻度を増やしてください。	ご指摘の店舗に対し、利用客の路上での喫煙禁止を徹底するよう指導し、対応するとの回答を得ました。また、銀座地区では休日や夜間を中心にパトロールしており、ご指摘いただいた平日の日中についても重点的に実施できるよう調整していきます。	Eメール君
9	6	男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種費用の助成を早期に開始してください。令和6年度に都が接種にかかわる経費の補助を始めてから、多くの区が費用の助成を始めています。	男性のHPVワクチン接種費用助成については、国および都の方針・情報、感染症の流行状況や男性のHPVワクチン接種実施状況などの傾向を見ながら、検討していきます。	Eメール君
9	9	銀座に路上喫煙が多く発生しているところがあります。啓発物の掲示など、対応してもらえませんか。	ご指摘のビルに連絡を取り、受動喫煙防止普及啓発用ポスターの掲示を依頼しました。また、周辺の巡回パトロールを重点的に実施し、喫煙ルールを守るよう周知していきます。	Eメール君
9	10	新型コロナウイルス感染症の予防接種について、接種対象者に難病治療のために免疫抑制剤を使用している者を加えてもらえませんか。ご検討をお願いします。	令和6年度新型コロナウイルス感染症定期予防接種の対象者については、インフルエンザワクチンなどにおける対象者と同様とする方向で国で議論されており、区でも国の方針に基づき実施する予定です。また、上記対象者以外の方でも任意接種を利用できます。	Eメール君
9	12	区内の飲食店が冷蔵庫を外に設置したり、廃棄食材を排水口に流したりするなど、周辺の道路を汚しています。区で対応してもらえませんか。	ご指摘の店舗に状況確認および立ち入り調査を実施し、食品の保管については、施設内で適切に行うよう指導しました。また、道路に汚れが生じた場合は、その都度清掃するよう指導しました。	Eメール君
9	13	銀座で夜間などに路上喫煙が発生しています。対応をお願いします。	ご指摘の店舗に対し、利用客の店舗前周辺での喫煙禁止を徹底するよう指導し、対応するとの回答を得ました。また、周辺の巡回パトロールを重点的に実施し、喫煙ルールを守るよう周知していきます。	Eメール君
9	19	三原通りで加熱式たばこを吸っている人が多いです。現在、三原通りに設置されている看板には具体的なペナルティなどが記載されていないことが原因の一つではないかと思います。現状の対策を見直し、対策を強化してもらえませんか。	ご指摘の場所において、巡回パトロールによる路上喫煙者への指導や周辺事業所への啓発活動、関係機関と連携した街頭キャンペーンを行い、受動喫煙防止対策を推進します。また、掲示物の掲示も、より効果的な啓発となるよう検討していきます。	Eメール君
9	25	区で把握している喫煙に関する通報の件数と、巡回パトロールを実施した際の指導件数を地区ごとに教えてください。また、パトロールの人員の数と稼働時間を公開してください。	問い合わせ件数は、令和5年度1,835件、令和6年度8月末時点612件、パトロール員の指導件数は、令和5年度47,182人、令和6年度8月末時点18,462人です。パトロール体制は平日10班（1班2名）、土・日・祝日は4班で、稼働時間は午前6時から午後1時までです。	Eメール君
9	25	区のHPVワクチンの接種費用助成が女性のみとなっている理由を教えてください。	男性へのHPVワクチン接種は一定の効果が認められるものの、費用対効果に課題があることから、国で分析することとされています。区としては、国の動向を注視し、男性への接種の啓発、助成について他自治体の状況も踏まえて検討していきます。	Eメール君
9	26	区民館の周辺でたばこのポイ捨てによる火災がありました。区には以前から対応を依頼していますが、立て看板やパトロールだけでは路上喫煙などは減りません。他区のように過料の徴収や、屋外喫煙所の設置を検討してください。	受動喫煙や吸い殻のポイ捨てをなくすためには、罰則による過料の賦課よりも「中央区たばこルール」の周知徹底と喫煙場所整備による分煙環境の確保が重要であると考えており、引き続き巡回パトロールおよび指定喫煙場所の整備を推進していきます。	Eメール君
10	2	浜町公園にある喫煙所ですが、風向きによっては公園内や隅田川テラスにたばこの煙が行き、受動喫煙が生じています。また、喫煙所にタクシーの運転手などが集まり、路上駐車も増えています。早急に撤去すべきだと思います。	ご指摘の喫煙場所は、公園全体や周辺の路上での喫煙などの増加につながりかねないことから閉鎖は考えていませんが、受動喫煙の防止を図るため、令和6年度中にコンテナ型喫煙場所へと改修し、環境改善を行う予定です。	Eメール君
10	2	築地周辺で会社員やホテルの宿泊客による路上喫煙が発生しており、迷惑しています。特に昼ごろになると非常に多いです。対応をお願いします。	ご指摘のビルとホテルに連絡を取り、該当場所での喫煙の禁止を徹底するよう指導し、対応するとの回答を得ました。併せて周辺の巡回パトロールを重点的に実施し、喫煙ルールを守るよう周知していきます。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
10	3	月島保健センターへ相談に行きましたが、最初に聞いていた医師との相談時間より短い時間での相談となりました。なぜ事前に説明してくれなかったのですか。また、相談に対応してくれた医師の助言も趣旨がずれていて、疑問に感じました。	電話および面談にて、医師との相談時間が短くなってしまったことをおわびするとともに、「相談時間の考え方について説明し、今後、事業内容や接遇を保健センター内で確認し、対応を改善する。」旨回答しました。	電話
10	7	区は新型コロナウイルス感染症のワクチンに係る情報を中立的に発信してください。また、ワクチンに対して区は補助金を出さないでください。	区では、ホームページにて定期予防接種に使用するワクチンの情報を追加する準備を進めています。また、予診票に同封したお知らせには、接種における副反応など注意事項を明記しています。なお、区ではワクチンメーカーに補助金の支出はしていません。	Eメール君
10	7	日本橋地区にある飲食店が店舗の内外で客に喫煙をさせており、ポイ捨てや副流煙で迷惑しています。区で指導をお願いします。	ご指摘の店舗で灰皿を利用者に提供していることを確認したため、受動喫煙を生じさせないように、灰皿の撤去など環境整備をしなければならないことを指導しました。	Eメール君
10	11	带状疱疹ワクチン接種の際に、費用助成に必要な書類を病院に提出しましたが、書類の有効期限が過ぎていたため、助成を受けられませんでした。区に相談しましたが助成はできないと言われました。区が書類の訂正などに応じないのはなぜですか。	区では、带状疱疹ワクチンの接種費用の助成を要綱に基づき行っています。予診票兼委任状に記載されている有効期限についても、要綱に基づき記載しているもので、接種後の再発行などの対応はできません。	Eメール君
10	15	喫煙可能な飲食店が、出入口の戸を開けたまま営業していて、たばこの煙が外に出てきています。対応してもらえませんか。	ご指摘の飲食店に対し、利用客の店内での喫煙により公共の場所にいる区民に受動喫煙を生じさせないように配慮すべきことを指導し、対応するとの回答を得ました。	Eメール君
10	15	日本橋にある飲食店が店舗敷地内の建物の外で客や従業員に喫煙をさせていて、周辺で受動喫煙が生じています。区に何度か指導を求めています。改善されていません。	ご指摘の店舗に対し、公共の場所にいる人に受動喫煙を生じさせないように努めなければならないことを改めて説明しました。また、当該場所周辺は重点的に巡回パトロールを実施し、事業者への指導・注意喚起を行っています。	Eメール君
10	16	銀座一丁目に区が設置している喫煙所がありますが、灰皿の施錠がされていないため、灰皿を開けて吸い殻を取り出すなどして、周りを荒らしている人がいます。施錠するなどの対応をお願いします。	区では、全ての指定喫煙場所で灰皿の施錠管理を行っていますが、ご指摘の喫煙場所の状況を確認したところ、施錠の体制に不備がありました。そのため、関係部署と協議し、灰皿の清掃後の施錠を徹底するよう調整しました。	Eメール君
10	17	馬喰横山駅の周辺で路上喫煙が多く、迷惑しています。喫煙者が敷地内にごみを投げ捨てることもあります。罰金を徴収するなど、対応してください。	ご指摘の駅周辺では、巡回パトロールを重点的に実施していきます。また、区では、罰則による過料の賦課よりも喫煙ルールの周知と分煙環境の確保が重要と考えており、巡回パトロールおよび指定喫煙所の整備を推進していきます。	Eメール君
10	18	路上喫煙について①日本橋茅場町の周辺に店舗の外に灰皿を設置して喫煙させている飲食店があります。灰皿の撤去を求めるなどの指導をお願いします。②路上喫煙の罰則として、過料を徴収してください。③喫煙所の設置はしないでください。	①当該店舗に対し、店頭での利用客の喫煙禁止を徹底するよう指導しました。②③区では、罰則による過料の賦課よりも喫煙ルールの周知と分煙環境の確保が重要と考えており、巡回パトロールおよび指定喫煙所の整備を推進していきます。	Eメール君
10	21	築地場外市場の周辺において、公道上にテーブルなどを置き喫煙させている飲食店があります。対応をお願いします。	電話にて「築地場外市場商店街振興組合に対し、公道上での喫煙禁止を徹底するよう指導し、啓発用ポスターの掲示を依頼しました。併せて、巡回パトロールを重点的に実施し、喫煙ルールを守るよう周知していく。」旨回答しました。	Eメール君
10	21	勝どき周辺で路上喫煙が発生し、困っています。マンションなどの敷地内にまで入ってきている人もおり、受動喫煙の被害や火災の恐れもあるため、対応してもらえませんか。	ご指摘の場所周辺については、受動喫煙の防止やたばこのポイ捨て禁止を指導・啓発する巡回パトロールを重点的に実施し、受動喫煙防止の徹底を図っていきます。	Eメール君
10	22	放射線被ばくについて中央区保健所に問い合わせたところ、区から医療機関への確認は行わないとの回答がありました。医療機関への確認を怠ることは、行政の不作為に当たりませんか。医療機関に確認をしない理由と根拠を教えてください。	エックス線発生ボタンが押された瞬間には撮影室に入っていないため、明らかに放射線の被ばくはされていません。したがって「放射線障害が発生し、または発生する恐れがある場合」に該当しないため、通報すべき事由には当たらないと考えます。	投書
10	24	築地川采女橋公園内で喫煙している人がいます。近くには歌舞伎座などもあり、観光客などの路上喫煙を助長すると思います。過料の徴収や、違反者の勤務先に通知するなどといった対応を要望します。	ご指摘の場所で巡回パトロールを重点的に実施し、喫煙ルールを守るよう周知を図ります。また、区では、罰則による過料の賦課よりも喫煙ルールの周知と分煙環境の確保が重要と考えており、巡回パトロールおよび指定喫煙所の整備を推進していきます。	Eメール君
10	25	八丁堀周辺の飲食店で、灰皿を設置し、店舗前で客に喫煙させている飲食店があります。対応をお願いします。	事業者の敷地内における灰皿の設置や利用者による喫煙は条例に違反することから、ご指摘の店舗に対し、灰皿の撤去と店頭での利用客の喫煙禁止を指導していきます。	Eメール君
10	25	日本橋久松町周辺で路上喫煙が多く発生しています。見回りや喫煙マナーの啓発など対応をお願いします。また、事業者などにも喫煙マナーを周知してもらいたいです。	ご指摘の場所で巡回パトロールを重点的に実施し、喫煙ルールを守るよう周知していきます。また、区道には、路上喫煙・ポイ捨て禁止の立て看板や路面シートの設置を行っていますので、希望場所がありましたら保健所にご連絡ください。	Eメール君
10	28	桜川公園のトイレの近くで外国人の集団が喫煙していました。外国語による禁煙の表記が必要だと思います。	ご指摘の公園内に、英語・中国語・韓国語の標記を含む路上喫煙・ポイ捨て禁止の看板を設置しました。また、巡回パトロールを重点的に実施し、禁煙の徹底と受動喫煙防止を図っていきます。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
11	1	新富にあるビルの前で、路上喫煙している人が多く、受動喫煙の被害にあっています。ビルの管理者に注意するなど、対応をお願いします。	当該ビルに連絡を取り、ご指摘の場所での喫煙の禁止を徹底するよう指導し、対応するとの回答を得ました。併せて、周辺の巡回パトロールを重点的に実施し、喫煙ルールを守るよう周知していきます。	Eメール君
11	5	築地駅周辺で路上喫煙が多く発生しています。条例などで禁止していても、巡回パトロール員を見かけないため、実効性がありません。他区の取り組みを参考にすると、実効性のある対応に改善してください。	区では、受動喫煙を防止するため巡回パトロールを区内全域で実施しています。今後、築地駅から入船までのエリアの巡回の頻度を高めるとともに、時間帯の多様化を図り、パトロールを強化します。	Eメール君
11	7	日本橋馬喰町周辺で路上喫煙をする人がいます。特に朝や夜の時間帯に、裏道に入って喫煙する人を見かけます。路上喫煙禁止の看板などを設置してもらえませんか。また、朝や夜の時間帯にパトロールを実施してもらいたいです。	ご指摘の場所に立て看板と路面シートを複数箇所設置するとともに、朝や夜の時間帯を中心に巡回パトロールを重点的に実施し、喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図っていきます。	Eメール君
11	12	晴海地区の道路などで①犬のふんが放置されていることが増えています。②晴海地区は以前からネズミが多いと聞きますが、歩道などを歩いていると茂みから飛び出してきて気持ちが悪いです。以上2点の対応をお願いします。	①周辺でパトロールを行ったところ、ふんの放置は確認できませんでしたが、具体的な情報を提供いただければより実効的なパトロールができます。②ネズミ対策は、殺そ剤や捕そ器による駆除作業を実施しています。巣穴を発見した際はご連絡ください。	Eメール君
11	15	産後ケア事業を利用していますが、区内の実施施設が少なく、予約がすぐに埋まってしまう。区内の実施施設を増やしてもらえませんか。	産後ケア事業の実施施設については、区内に限ることなく施設の拡大を図っており、令和6年11月1日に新たに1施設を追加し、計5施設となりました。今後とも、産後ケア施設との協議を図り、実施施設の拡大に取り組みます。	Eメール君
11	20	区の医療相談窓口で相談の電話をしたところ、対応した職員から外国人を差別するような発言をされました。相談の際に、電話音声は録音していると聞いているため、内容を検証し本件に対する区の見解を教えてください。	録音した電話の内容を確認したところ、不適切な発言であったと認識しています。受託事業者に対し、外国人に対しても日本人と分け隔てなく接することはもちろん相談者に寄り添う対応をするよう指導しました。	Eメール君
11	22	予防接種健康被害救済制度について①ホームページなどでの周知②医療機関に対する同制度に係る手続き拒否を不可とする通達③医療機関用受診証明記載マニュアルの作成④国へのワクチン接種記録の保管期限延長などのほたらきかけ。以上4点を要望します。	①区ホームページにおいて、健康被害救済制度の案内のほか、給付までの流れや必要な書類などを周知しています。②③④本制度が予防接種法に基づいているため、認定を行う厚生労働省において、統一的な取り扱いを行う必要があると考えます。	Eメール君
11	27	晴海フラッグでの違法民泊について、外国人が頻繁に建物へ出入りしたり、駐車場の通路などをふさいだりして困っています。マンション管理組合で対策を検討しましたが、良い方法が見つかりませんでした。今後の対策や方針があれば教えてください。	行政対応を進めるに当たっては、宿泊業が行われている状況証拠や事前の確認調査が必要となります。所轄の警察署とも情報共有し、施設調査が可能となれば合同で対応するよう協議していきます。	電話
11	27	区の3から4か月児健診を受診しましたが、待ち時間が長く、親子ともに疲れてしまいました。日程や時間帯を分けるなど、待ち時間が少なくなるように工夫してもらえませんか。	健診の際に待ち時間が長くなり、ご負担をおかけしてしまったことをお詫びします。いただいたご意見を反映し、改めて受付時間や健診の運営、進行の工夫などを検討し、待ち時間の短縮に努めていきます。	Eメール君
11	27	日本橋小伝馬町にある飲食店が、店舗前にテーブルと灰皿を設置し、客に喫煙させています。対応してもらえませんか。	ご指摘の店舗に対し、公道上での喫煙禁止および公共の場所に受動喫煙が生じる場所での灰皿の提供中止を指導し、対応するとの回答を得ました。併せて、周辺の巡回パトロールを重点的に実施し、喫煙ルールを守るよう周知します。	Eメール君
11	29	出産応援ギフトを申請するために妊婦面談を受けましたが、オンライン相談の際にカメラをオンにするように言われたり、前回の出産時の状況を聞かれたりしてストレスに感じました。応援ギフトの申請要件に面談を含めるのはおかしいと思います。	本事業は妊娠期から出産・子育て期まで身近で相談に応じる伴走型相談支援と一体の経済的支援事業です。顔の見える関係づくりの観点からオンライン面談でも画面上で対面で行うことを原則とし、そこでさまざまなお話を伺い情報提供を行います。	Eメール君
12	2	インフルエンザの予防接種を受けた際に子どもにアレルギー症状が出たため、医師からフルミスト点鼻液の接種を勧められました。アレルギーなどの理由で助成対象のワクチン接種ができない場合もあるため、フルミスト点鼻液も助成対象に含めてもらえませんか。	フルミスト点鼻液は、今シーズンから本格的に流通が開始したことから、現時点で助成の対象とはしていませんが、今後、同ワクチンの流通量の推移や他区における制度の状況などを踏まえながら、助成対象とするワクチンについて検討していきます。	Eメール君
12	3	湊や明石町のマンションにネズミが出ます。最近では区内でネズミが多くなっており、健康被害だけでなく、ケーブルをかじって火災が生じないか心配です。区でネズミを駆除してもらえませんか。	区では、年間を通して公共道路の植え込みなどにある巣穴に殺そ剤を投入するなどの駆除作業を行っています。なお、マンション内などの私有地については駆除は行っていないが、要望があった場合は東京都ペストコントロール協会を紹介しています。	投書箱
12	5	日本橋富沢町にある飲食店が、店舗前に灰皿を設置して利用客などに喫煙させています。灰皿を撤去するように指導してもらえませんか。	ご指摘の店舗に対し、公道上での喫煙禁止および公共の場所に受動喫煙が生じる場所での灰皿の提供中止を指導し、周知徹底するとの回答を得ました。また、巡回パトロールを継続して実施し、喫煙ルールを守るよう周知していきます。	Eメール君
12	6	妊婦がアブリスボや新型コロナ、インフルエンザ、Tdapなどの予防接種を受ける場合、自費診療となり費用がとても高額です。妊婦に対する予防接種費用の助成制度などを創設してもらえませんか。	区では予防接種法に基づき、各種定期予防接種費用の助成を実施しています。現在のところ、ご指摘の費用助成を行う予定はありませんが、感染症の流行状況や、妊婦の方の接種実施状況などの傾向を見ながら検討していきます。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
12	9	晴海フラッグエリアでネズミをよく見かけます。繁殖してしまうことが衛生面などからとても心配なため、区で駆除してもらえませんか。	区では、年間を通して公共道路の植え込みなどにある巣穴に殺そ剤を投入するなどの駆除作業を行っています。なお、マンション内などの私有地については駆除は行っていませんが、要望があった場合は東京都ペストコントロール協会を紹介しています。	Eメール君
12	11	来年度から高齢者を対象に带状疱疹ワクチンの定期接種化が決定しました。これまで実施していた高齢者向けの接種費用助成の代わりに、副作用に带状疱疹が記載されている薬を服用している方に向けて接種費用の助成をしてもらえませんか。	区では予防接種法に基づき、各種定期予防接種の助成を実施しており、法定接種以外の予防接種費用を助成対象とする場合は、国や都の方針、感染症の流行状況と区民の健康への影響などを総合的に検討し、実施の可否を検討しています。	Eメール君
1	7	犬を散歩させる際に、伸びるリードを使用している飼い主が多いと思います。道の通行をふさがれたこともあり危険だと思いますので、対応をお願いします。	区では、リードの適正保持をはじめとした飼育ルール・マナーを遵守してもらうため、巡回パトロールや犬のしつけ方教室などを通じて注意喚起や啓発活動を行っています。詳しい情報をお寄せいただければ、より実効的なパトロールを実施することができます。	Eメール君
1	24	通学路に面した場所に喫煙所が置かれているため、区立小学校の児童が受動喫煙の被害にあっています。区で対応してください。	ご指摘の場所の管理者に対し、公共の場所にいる区民などに受動喫煙が生じないよう改善に取り組むこと、児童の登下校の時間帯には特に注意徹底することを指導しました。	Eメール君
1	31	区が実施する健康診査やがん検診などを受けた結果は、直接病院に行って受け取る必要があります。結果の受け取りは予約ができず、病院での待ち時間も長くなりとても不便を感じているため、郵送で受け取りできるようにしてもらえませんか。	区では、国の手引きに基づき、健（検）診結果を渡す際に結果の内容にかかわらず対面での通知としていますが、来院できない事情などがある場合は郵送での通知も行っているため、受診した医療機関にご相談ください。	Eメール君
2	10	築地周辺で、ホテルの宿泊客などが路上喫煙をしています。対応をお願いします。	ご指摘のホテルに連絡を取り、利用客による喫煙の禁止を徹底するよう指導したところ、掲示物による注意喚起や利用客への声掛けにより対応するとの回答を得ました。	Eメール君
2	19	区から「HPVワクチンキャッチアップ接種の経過措置について」というはがきが届きましたが、接種が完了して接種の必要がない人にも「3回接種していない」という理由で機械的に送っているのであれば、区民の不安をあおるだけで手抜きだと思います。	HPVワクチンには、2回の接種で接種完了とすることが出来る場合もありますが、区では2回目接種を行った方が接種の完了を希望するか、3回目の接種を希望するか把握ができないため、3回の接種履歴が確認できない方全てに送付しています。	Eメール君
2	25	区健康診断の検査項目には、聴力検査の項目がありません。他区では高齢者の聴力検査に助成金を出すなどの対策をしていますが、中央区でも対策してもらえませんか。	健康診断の検査項目は国の基準に基づき決定しており、聴力検査は含まれていないため実施予定はありませんが、今後は保健師などが行う健康講座・相談による聴力低下の早期発見や補聴器購入費用助成の拡充などの施策に取り組んでいきます。	Eメール君
2	26	月島周辺で犬が吠えていてうるさく感じます。状況を確認し、対応してもらえませんか。	ご指摘の場所で巡回パトロールを実施したところ、吠え続ける犬は確認できず、近日中に次回のパトロールを実施する予定です。併せて、ホームページやしつけ方教室など各種媒体・機会を通じた効果的なマナー周知に取り組んでいきます。	Eメール君
3	4	区内を歩いているとたばこの吸い殻が多く落ちていて感じます。平日の朝や日曜日などに吸い殻を拾って歩くイベントがあれば参加したいと考えているのですが検討してもらえませんか。	区では、条例に基づき公共の場所での路上喫煙とポイ捨てを禁止しており、巡回パトロールにより喫煙ルールの遵守を啓発・指導しています。清掃活動の促進を図る「まちかどクリーンデー」へのご参加もご検討ください。	Eメール君
3	17	晴海保健センターで3歳児の集団健診を受診しましたが、対応が悪く不快な思いをしました。集団健診だけでなく、希望者にはかかりつけ医などでの個別健診も無償で受けられるようにしてください。	健診の際に不快な思いをさせてしまったことをお詫びします。今後は健診の流れを見直し、職員の接遇向上に努めます。また、健診方法は、健診内容が複数の診療項目にまたがり保護者の負担が大きくなるなどの理由から集団健診を行っています。	Eメール君
3	17	人形町周辺で路上喫煙やたばこのポイ捨てが多いです。特に夜間が多いため、パトロールなどの対応を強化してもらえませんか。	ご指摘の場所周辺で、夜の時間帯を中心に巡回パトロールを強化するとともに、喫煙者に対して注意喚起を行うなど、喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図っていきます。	電話

環境土木部(205件)

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
4	1	月島川に愛着を持っています。しかし、捨てられたように見える船が複数あり、長い間放置されていることから、景観上悪く、また安全上の懸念もあります。撤去などの検討をお願いします。	ご指摘のあった船舶やドックについては、景観や安全上の観点から、所有者に対して不要な船舶の処分、ドックや桟橋の改善を求めています。また、所有者が不明な船舶などは、所有者の特定のため、調査を行い、対応を都と調整しています。	Eメール君
4	1	晴海二丁目から月島方面へ向かう交差点は歩道橋がなく不便です。信号付き横断歩道を設置してもらえませんか。	警視庁や都などと調整してきましたが、横断歩道の設置は困難との回答がありました。区では、「晴海まちづくりの考え方」に基づき、周辺開発の機会を捉え、ユニバーサルデザインに配慮した立体的な歩行者空間の創出に取り組んでいきます。	Eメール君
4	2	佃に24時間営業のビルが有り、24時間明るい看板を付けていてまぶしいです。周辺には同様の看板はなく、光害であり街の美観を損ねているので、対応してください。	電話にて「現場確認の上、事業者に連絡して投書内容を伝えたと、21時以降は消灯するとの回答があった。」旨報告し、了承を得ました。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
4	2	晴海フラッグエリアから最寄りの勝どき駅まで15分以上かかります。BRTも限定的です。都営地下鉄（勝どき・築地市場）までのピストン輸送を検討してもらえませんか。	晴海五丁目から勝どき駅までの交通手段としては、都バスや江戸バスが利用できます。また、隣接する晴海三丁目からは東京BRTが運行しており、東京駅方面に向けては都バスが数分間隔で運行しているため、利便性は確保されていると考えます。	Eメール君
4	2	①箱崎町にある歩道の縁石にへこみがあり危険です。②箱崎町にある歩道の敷石が持ち上がり、段差が生じています。また、歩道と車道を分ける縁石が倒れそうです。③水天宮交差点の敷石がめくれているため段差が生じています。補修をお願いします。	①③については、道路管理者である都に補修を依頼しました。②については、段差解消の応急処置を行いました。また、黄色の縁石は、街路樹の根が持ちあげている可能性があるため、調査後、支障となる根の撤去などの検討を行います。	Eメール君
4	4	晴海から豊洲方面への都バスの利便性が悪いと感じています。区でも都に対して晴海のアクセス向上について話していると聞きました。バスの増便や新路線、また事業者間での相互乗車定期券について、区の考え方を教えてください。	区ではこれまでも、都バスの増便やルートの拡充を行うよう働きかけしています。これを受け、都では令和6年4月1日のダイヤ改正時に増便を行いました。また、相互乗車定期券については、各事業者により決定されるものと考えています。	Eメール君
4	5	粗大ごみのインターネット申し込みについて意見を送ったところ、事務的な文章の回答が届きました。ホームページが変更され、前より使いやすくなりましたが、意見を受け変更するのではなく、公開前に色々な人で試した上で公開するようにしてください。	粗大ごみ受付システムの変更に伴い、ご迷惑をおかけしたことをお詫びします。システムの導入に際し、誰もが使いやすいシステムの構築へ向け、事業者と協議を重ねテストを行ってきました。改修の際は、さらに利用しやすくなるよう見直しを行います。	投書箱
4	8	銀座で駐車する際、パーキングメーター近くの街路樹の根が盛り上がっていたことで縁石が張り出していたため、タイヤとホイールが損傷しました。タイヤとホイールの賠償を求めます。賠償できない場合は文書での回答を求めます。	現地を確認したところ、縁石は2cm程度張り出している状況でした。区としては、当該道路の交通に支障を及ぼさない程度のものであり、道路が通常有すべき安全性を欠いているものではないと判断しているため、補償を行うことは出来ません。	Eメール君
4	10	江戸バスは一方のみの路線であるため気軽に利用できません。反対方向の路線も作ってほしいです。	反対方向の路線の新設は、生活道路を通るルートを設定していることから、一方通行も多く、相互通行が不可能であるとともに、追加車両の購入や停留所の設置、運転手不足など、多くの課題があり実施することが難しい状況です。	Eメール君
4	11	日本橋室町にあるビルの屋上から公道上にクレーンで貨物を吊っていますが、交通規制や警備員の配置など安全対策をしていないため危険です。行政指導をしてください。	一時的な作業などで道路を利用する際は、道路交通法による道路使用許可の手続きが必要です。そのため、道路交通法を所管する警察へ情報提供を行い、連携しながら、安心・安全・快適な道路空間の確保を図ります。	Eメール君
4	12	朝潮小橋で職員2人が通行者が少ない時間に足にけがをしている人に「自転車を降りてください。」と大声で声をかけていました。周りの状況などで臨機応変に対応できませんか。また、通勤時間などに注意喚起する方が効果的だと思います。	朝潮小橋は歩行者専用橋のため、自転車などの軽車両は乗ったまま通行できないことが道路交通法で定められています。また、朝潮小橋を通行する自転車が見受けられると地域の方から意見があり、区と警察が合同で声かけ運動を実施しました。	Eメール君
4	15	数年前に引っ越してきましたが、近くの川で4月から9月の間、水上バイクの音がとてもうるさいです。また、花見や夏の時期は遅くまで騒いでいる人もいます。近隣に住む人たちもストレスが溜まっていると思いますので、対応をお願いします。	ご指摘を受け、隅田川を管轄する警察署および都に対して、情報共有と対応を申し入れました。また、夜間は静かに公園を利用するよう記載した看板を設置するとともに、パトロールにより、騒音など迷惑行為を見かけ次第、声掛けを行います。	Eメール君
4	16	区内で違法駐車および違法駐輪されているところがあります。また、道路上に看板の設置や商品の陳列を行っているところがあります。何度か連絡していますが、改善されていません。	ご指摘の場所については、警察と合同でパトロールを行いました。また、自転車利用に際しては、周囲に迷惑が掛からないようご指摘の店舗などに指導しました。今後も随時パトロールを行い、警察と連携して道路の適正な維持管理に努めていきます。	Eメール君
4	19	毎朝通勤で桜小橋を利用しています。混雑している中、子どもを乗せた自転車がスピードを出して橋を通行しており、すぐに自転車を避けられず、毎朝怯えています。歩行者専用橋だと聞いていますが、マナーを徹底するようにしてもらえませんか。	桜小橋の自転車走行の対策としては、定期的なパトロールの実施、横断幕の設置や路面標示により注意喚起に努めています。また、現地で自転車に乗車したままの走行は禁止である旨の指導、啓発活動を行いました。	Eメール君
4	22	「中央区環境土木部」と書かれた高所作業車で、ヘルメット未着用の作業員がかごに乗り作業をしていました。また、地上でもヘルメットをしていない作業員が作業指揮を執っていたので注意しましたが無視されました。再教育を強く希望します。	電話にて「今後は、作業の際はヘルメット着用と墜落防止器具の使用を徹底するよう厳重に注意した。また、作業中に区民による問い合わせがあった場合には、適切に対応するよう指導した。」旨説明し、了解を得ました。	Eメール君
4	22	クリーンデーの際に配られるほうきを柄の長いものから短いものに変更してほしいです。短い方が使いやすいです。	電話にて「クリーンデーの際に町会に配布する清掃用具は必要数などを事前に調査しており、希望のあった柄の短いほうきも必要であるとの回答があったため、町会あて配送予定である。」旨回答しました。	広聴はがき
4	25	江戸バスの時刻表についてスマートフォンで検索したところ、いまだに変更前の時刻表と路線図が載っています。区に電話で指摘しましたが放置されたままです。直ちに新しい表示にしてください。	電話にて、運行事業者の江戸バスに関するホームページの更新が遅れたことについて謝罪し、「新たな時刻表と路線図に更新された。」旨説明し、了承を得ました。	Eメール君
4	26	ホームページに掲載している江戸バスの時刻表とバス停留所にある時刻表が一致していません。バスを利用するために調べましたが、使えませんでした。	電話にて、区のホームページの更新が遅れたことを謝罪し、「新たな時刻表に更新した。」旨説明し、了承を得ました。	Eメール君
4	30	昨年度は7月と8月に熱中症アラートが多発したため、日中は外出せずじゃぶじゃぶ池に行きませんでした。一部のじゃぶじゃぶ池で早期に利用を開放することはできませんか。また、終了する時期も早いいため、9月下旬まで開放してもらえませんか。	じゃぶじゃぶ池を一部でも早期に開設することについては、一般の利用者への影響が大きいためと考えています。また、開設期間の延長は、9月は台風が接近する時期であり、供用を休止する日も多くなるため、現状の期間を開設期間としています。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
4	30	築地川公園で鳥への餌やりを度々見かけます。公共スペースへのふん害がひどくなるだけでなく、住居のベランダなどに巣を作られることもあり、困っていますので、対策をお願いします。	区では、区立公園内での鳥への餌やりを禁止しており、看板により周知するとともに、巡回警備が発見した場合は、声かけを実施しています。ご指摘を踏まえ、巡回警備の時間を調整するとともに、看板をわかりやすい内容に更新していきます。	Eメール君
4	30	佃公園の車止めボールが曲がっています。対応をお願いします。	損傷した車止めを撤去し、カラーコーンを代わりに置くとともに、補修に向けて業者を手配しています。	Eメール君
5	1	区の公園や公園周辺にある幼稚園に発生する蚊に対して、根本的な対策をしてください。	区の公園や緑道では、蚊の対策として雨水ますに蚊幼虫防除用薬剤を4月から10月までの期間、定期的に投入し駆除および発生抑止を行っています。ご指摘の公園については、蚊を駆除するための薬剤散布を行いました。	Eメール君
5	2	平成通りと新大橋通りの公道上にある看板などについて、対処をお願いします。警察や町会などと連携し違法・迷惑行為をやめさせてほしいです。	ご指摘の、公道上に看板を設置している店舗について、パトロールを実施し、設置者に対して口頭による指導のほか、警告書を貼り付けるなど対策の強化を図りました。今後も、引き続き継続的にパトロールを実施し、指導を行っていきます。	Eメール君
5	7	浜町公園近くの路上にある点字ブロックで滑り、骨折しました。危険のないように点字ブロックを整備してもらえないでしょうか。また、整備する場合は、製品を選ぶ際の配慮などについて、どう考えているか教えてください。	おけがをされたとのこと、心よりお見舞い申し上げます。区では、都が定める「土木工事施工管理基準」により、視覚障害者誘導用ブロックの滑り抵抗値が設けられたため、令和3年度以降の工事では、基準値を満たしたブロックを使用しています。	Eメール君
5	7	江戸バスが新しい車体になってから、乗降する際につかまる持ち手の位置が変更になったり、なくなったりして困っています。設置などについて検討をお願いします。	電話にて「ご指摘にある手すりについて、設置する方向で進めている。」旨説明し、理解を得ました。	Eメール君
5	7	亀島川の護岸は立ち入り禁止との認識でしたが、今後、護岸で飲食などの営業をできるようにするという話を聞きました。亀島川沿いや護岸の活用などについて、区の方向性を教えてください。	営業活動を行う河川敷地の利用は、地域の合意を要件とする特例占用の許可が必要です。現時点で占用申請の提出はありません。また、亀島川の現状と課題は、閉鎖管理されていることや、親水テラスの整備や静穏な水辺の活用促進が必要と考えています。	Eメール君
5	7	近年、区の景観が損なわれていることが気になります。ペットボトルやタバコなどのゴミ捨てが街を歩いていると目立ってきている感じがします。ゴミ拾いなどのボランティアがあれば、参加したいので教えてくださいませんか。	電話にて「クリーンデーおよびまちかどクリーンデーを案内するとともに、区内ボランティア活動への参加については、社会福祉協議会のボランティア・区民活動センターで活動を希望する人やボランティアを必要としている人をコーディネートしている。」旨説明し、理解を得ました。	Eメール君
5	13	障害のある家族が公衆トイレを利用した際、介助のため入口にいたところ、区のマークが入った放置自転車取り締まり職員から邪魔だと言われ、罵声を浴びせられました。職員の採用基準はどうなっていますか。区の考えと対応を聞かせてください。	投書者と面会し「自転車取り締まりの委託事業者が不適切な態度を取ったことについておわびするとともに、今後このようなことがないよう、委託事業者に従事者の育成や配置転換などを含めた対応を行うよう指導する。」旨回答し、了承を得ました。	Eメール君
5	13	住吉小橋の石川島灯台側の袂（たもと）に大型の蜂が盛んに飛び回っています。人に危害を加える種類かは分かりませんが、対策をお願いします。	現地を確認しましたが、蜂および蜂の巣を発見することはできませんでした。発見した場合は撤去します。なお、蜂への注意を促す看板がなかったため、新たに注意看板を設置しました。	Eメール君
5	13	浜町公園デイキャンプ場の予約があまりにも取れません。現行では1カ月前の朝10時から総合スポーツセンターで予約を受け付けていると聞きましたが、働いている人からすると現実的な予約方法ではありません。オンライン抽選にしてはいかがですか。	電話にて「デイキャンプ場の利用申込みは、令和6年12月から、インターネットを使った予約システムを導入する予定であり、現在、準備作業を進めている。」旨回答し、了承を得ました。	Eメール君
5	16	オリンピックでも注目を集めたスケートボードですが、練習できる場所がありません。公共の広場や公園などでは、スケートボードが禁止となっています。スケートボードの練習場を設置してください。	スケートボードの練習場所確保は、相当の広さを専用場所として囲う必要や、騒音などの影響もあることから、適地が見つからない状況です。都心機能が集積する本区では、限られたスペースで練習場所を確保することは困難であるということが現状です。	Eメール君
5	17	JR馬喰町駅へのエレベーターとホームドアの設置要望について、区として関係機関に働きかけてもらえませんか。区としての考え方の回答を希望します。	JR馬喰町駅では、地上までのエレベーターについて、整備に向けた設計作業が進められており、区では補助金による支援を行っています。引き続き、適切なバリアフリー経路が早期に整備されるよう、鉄道事業者に働きかけていきます。	電話
5	20	リサイクルハウスかざぐるまに出品に行った際に、受付時間を少し経過してしまったため、門前払いされました。受付時間以降、一切受け付けしないのであれば、張り紙でもわかるようにしてください。また、もう少し丁寧な対応をしてもらえませんか。	リサイクルハウスのスタッフの対応で不快な思いをさせてしまったことをおわびします。受付時間は、ホームページや館内の掲示でご協力をお願いしていますが、今回の対応は配慮を欠いたものでした。委託事業者に対し、接遇改善の研修の実施を指示しました。	Eメール君
5	20	晴海第二公園の給水設備の近くに植えてある木が枯れています。また、生育の悪い木もあります。植え替えを検討してください。	現地を確認したところ、ご指摘のあった木の生育不良を確認したため、植え替えに向けて業者を手配しました。	Eメール君
5	20	自転車などの乗り物利用ルールが守られていません。以下の対応をお願いします。①公園内への乗り物の乗り入れを防止する対策をしてください。②人道橋での自転車の乗り入れが多いため、歩行者が安全に歩行できるよう対策してください。	①ご指摘の朝潮運河親水公園において、港湾局との調整の結果、固定式の柵を設置できることとなりました。②所轄の警察署と連携し、定期的なパトロール実施するとともに、看板や路面シート、横断幕などを設置し、注意喚起に努めています。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
5	20	区道沿いの桜の樹木の剪定（せんてい）が行われておらず、ごみが捨てられている場所があります。定期的に樹木の剪定をしてもらえませんか。	桜は樹木の特性上、太い枝を切るなど強めの剪定（せんてい）は避け、枯枝や細い枝を除去する剪定を行っています。また、植込みや道路上のごみは、ごみを見つけ次第、清掃を行っています。今後も引き続き注視し、対応します。	E メール君
5	24	十思公園で鳥に餌やりをしている人がいて、園内に鳥が集まり、ふんで汚れてしまっています。また、餌やりを見ている子どもが「自分も餌をあげたい。」と言って困ってしまいます。園内に餌やり禁止の張り紙を掲示してもらえませんか。	区では、ふんによる害など周辺環境への影響を踏まえ、公園内での餌やりを禁止しており、看板などによる周知や巡回警備による声掛けを実施しています。ご指摘の内容を踏まえ、巡回時間を調整し、看板を分かりやすい内容に更新します。	E メール君
5	27	建物の解体作業を行っている業者のアスベスト対策が不十分です。確実な対策をするように指導してください。	電話にて「アスベストの事前調査結果から、1，2階にしかアスベストはなく、既に撤去済みであることを確認し、現場責任者に粉じんに注意するよう伝えました。」旨回答し、了解を得ました。	E メール君
5	27	浜町緑道沿いにある木に、個人が育てている旨の記載がある紙が吊るされていました。また、その木の周辺に植木鉢もたくさん置いてあります。公道などの私有化になると思われますが問題ないのでしょうか。	ご指摘の木の所有者と現地で立ち合い、「育てている」旨の札を撤去すること、また、木の剪定（せんてい）などの対応を行うことに加え、木の周りの植木鉢の撤去を要請しました。	E メール君
5	27	区内にマンションが増えています。駐車場が足りないように思います。区営駐車場の抽選に落選し、その後探していますが、空き予定が一年待ちなどの状況で見つかりません。区営駐車場の月極の枠を増やすなど、対策を検討してください。	電話にて「ご指摘にある駐車場の定期利用枠の増設などは困難であるが、今後も駐車場利用が増えることが予想されるため、月島周辺の駐車場利用状況を調査し、今後の駐車場のあり方を検討する。」旨回答し、了承を得ました。	E メール君
5	29	黎明小橋を利用していますが、自転車通行禁止にも関わらず毎朝子どもも乗せ自転車に乗ったまま通行している人が多く危険だと感じています。今後の対応について、区としての考え方を教えてください。	区では、定期的なパトロール実施、横断幕や路面標示による注意喚起に努めており、令和6年5月には横断幕や路面標示、歩行者専用道路標識を増設しました。今後は、近隣の保育施設に対し、保護者への交通ルールの周知について協力依頼を行います。	E メール君
5	30	築地場外市場では、観光客が車道を歩いたり、多くの店舗で歩道にテーブルや看板を置いていたりする光景が散見されています。築地場外市場の歩道への規制やルールを強化してもらえませんか。	築地場外市場では、これまでも関係機関と合同でパトロールを実施してきましたが、一時的には改善しても、時間とともに元に戻ってしまう状況です。区では、関係者と今後の築地場外市場のあり方や道路の適正利用について協議しています。	E メール君
5	30	歩道の植木が管理できておらず危険です。水天宮通り沿いの店舗前の歩道において、植樹のツルが目の高さで歩道に突き出している状態です。現地を確認し、しかるべき対応をしてもらえませんか。	ご指摘いただいた歩道の樹木は、個人の所有物であることを確認したため、所有者に対し、区道上に個人の所有物を置かないように改善指導しました。引き続きパトロールを実施し歩行者に危険がおよばぬよう指導していきます。	E メール君
6	3	浜町公園通りと明治座通りのアスファルトに亀裂があります。改修をお願いします。	ご指摘の場所について現地を調査したところ、アスファルト舗装に亀裂が生じている箇所を確認したため、補修します。また、横断歩道の白線が薄い箇所や駐車禁止のオレンジラインの剥けている箇所については、交通管理者へ対応を依頼しました。	E メール君
6	3	わんわん広場で勝手に飼い犬を抱き上げられて嫌な思いをしました。飼い主に許可なく抱き上げるなどの行為はマナー違反だと思います。マナー違反と思われる行為に対する注意書きなどの掲示をお願いします。	わんわん広場の利用に当たっては、他の犬や利用者の迷惑とならないこと、広場内でのトラブルは利用者同士で解決するなどをお願いしています。区では、さらなる周知を図るため、より分かりやすい内容の看板を設置しました。	E メール君
6	3	他区と比べ、区内には自転車の乗り入れ禁止場所が多いと思います。もう少し自転車が乗り入れできる公園などの公共の場所を増やしてください。	公園内への自転車の乗り入れは、公園利用者の安全を確保するため禁止しています。また、現状でさまざまな種類の自転車が流通しており、一定程度のスピードが出ることから、一部の種類の自転車に限り乗り入れ可能とすることは困難です。	E メール君
6	3	あかつき公園にあるターザンロープのある遊具の下の地面にへこみがあり、雨が降ると大きな水溜まりができて遊べません。整備をお願いします。	ご指摘を受け、ポンプでの排水を試しましたが、非常に時間がかかることがわかり、雨天のたびに実施することが困難と判断しました。このため、排水設備を設けることや、遊具を高い位置に設置し、地面を平坦にするなどの改修を検討します。	E メール君
6	4	区内にある店舗が公道上にテーブルや看板を置いています。対応をお願いします。	当該店舗には以前から道路上に看板やテーブルなどを置かないように指導していましたが、依然として繰り返されていたことから、巡回体制を強化し、関係各所と連携の上、店舗責任者に対し指導しました。	E メール君
6	5	区内の交差点で、ベビーカーを押している保護者の方が、交差点内が坂道状になっているためか移動に苦労していました。改善できるよう検討をお願いします。	ご指摘の場所では、平坦部を作ることにより横断歩道付近がさらに急勾配になり、現状よりも通行しにくくなると考えられます。当該箇所での整備予定はありませんが、今後の道路改修工事や再開発事業などに合わせ順次整備していきます。	E メール君
6	10	犬の散歩などで浜町公園をよく利用しているのですが、公園内では禁止されているはずの自転車の乗り入れを数多く見かけます。ルールの徹底のために対策をしてもらえませんか。	公園内への自転車などの乗り入れは、看板による周知や警備員による注意を行っていますが、不適切な利用が依然として多く、対応に苦慮しています。ご指摘を受け、巡回の強化や、施設管理者に対してルールの徹底の呼びかけをお願いしました。	E メール君
6	11	日本橋浜町の歩道でブロックが盛り上がりつまずきやすくなっている場所があります。また、近くの歩道では、水はけが悪くなっている場所もあります。改善をお願いします。	現地を調査したところ、ブロックが盛り上がりつまっている箇所を確認し、一部補修を実施しました。また、水はけの悪い箇所については、雨天時の状況を確認しながら、対応を検討します。	E メール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
6	11	区内にカラスの飛来が増えているため、燃えるごみの回収時間を午前中にするなど、対策をお願いします。また、そのほかのカラスの被害防止対策も講じてもらいたいです。	燃やすごみは、地域での収集時間の定着により時間の変更は難しいですが、ごみ量の変化により収集ルートの見直しが必要な際はご意見を参考に検討します。カラス対策としては、防鳥ネットの使用やふたのできる容器でのごみ出しをお願いしています。	Eメール君
6	12	勝どき駅を利用していますが、付近のバス停は帰宅ラッシュ時などは非常に多くの人の行き来があり、混雑しているため、たどり着くのも困難です。都に対して、バスの運行経路ごとに停留所を分けるなどの対策を依頼してもらえませんか。	晴海通りの状況については、区も認識しており、歩行者の分散などを目的に人道橋を整備するなど、混雑緩和に向けた対策をしてきたところです。ご指摘の状況や要望については、都と警察署に伝えました。	Eメール君
6	12	区内で毎日同じ自転車が、公道上に放置されています。街の景観が損なわれ、ごみなどのポイ捨ても誘発しているため、対応をお願いします。	ご指摘の場所は都が管理している道路のため、道路管理者に対し、コーンバーの設置など、道路管理上適切な対応を要請します。また、区では放置自転車に対して注意札や警告札を貼付した上で、一定期間残っていた自転車については撤去します。	投書
6	12	区に不法投棄禁止の貼り紙の交換を要望したところ、設置されていたコーンやバーなどが撤去されました。要望したとおりの対応をしてください。	ご指摘を受け、不法投棄抑止のための警告文を掲示し、コーンとバーを設置しました。	来所
6	12	じゃぶじゃぶ池で、オムツの着用が必要な子どもも遊べるように、水遊びパンツの使用ができるようにしてください。また、区内の公園に日陰エリアの設置を検討してください。	じゃぶじゃぶ池については、令和6年度から水遊び用おむつを着用し、その上から水着を着た場合は利用可能とします。また、日陰エリアについては、夏季はパーゴラによしずを張り、日陰となる部分を創出しています。	Eメール君
6	13	楓川宝橋公園に段ボールの家を作り居座っている人がいます。公園設備の近くで喫煙や飲酒をしており、他の人が使用できる状態ではありません。対応をお願いします。	ご指摘の路上生活者に対しては、パトロールを実施した際に荷物を放置しないよう指導するなど対応しています。遊具の設置や夜間の閉鎖管理などの対策を検討していますが、公園の設置場所における制約などにより、検討に時間を要しています。	Eメール君
6	13	区内の植栽や歩道などに、ごみのポイ捨てが増えてきていると感じています。特に晴海周辺などにおける、区の清掃に関する体制や今後の方針について教えてください。	電話にて「区の清掃体制について、ポイ捨てなどの通報を受けた場合は、現地調査やパトロールを実施し、随時清掃や指導を行っている。」旨回答し、理解を得ました。	Eメール君
6	13	晴海周辺にキーボックスが設置されていることを区は把握していますか。アートはるみ近くの歩道橋などさまざまな場所に設置されています。無許可で設置されているものであれば撤去してください。	キーボックスは無許可で設置されたもののため、各施設管理者で警告書を貼付するなどの指導をしています。区道上で設置されたキーボックスは、警告書を貼付したところ、自主撤去されました。歩道橋は都が管理しているため、対応を依頼しました。	Eメール君
6	14	晴海の区道上にあるポールが外れており、路上に放置されています。危険ですので、対応をお願いします。	電話にて「現地を確認したところ、車線分離標を設置するねじの部分に土砂が堆積しており、設置することができない状況だったため、ねじの取付部分を清掃し、既存の車線分離標を再設置した。」旨説明し、理解を得ました。	Eメール君
6	14	晴海にある未利用地にコミュニティサイクルの設備を整備してもらえませんか。	ご指摘の晴海二丁目の用地については、都の事業において、周辺の開発状況や土地需要などを勘案し、土地利用が検討されていることから、ポートの設置は難しい状況です。	Eメール君
6	14	区内で道路上の路面標示などの文字や線が薄くなっている場所があります。改修をお願いします。	十字路などの白線が薄くなっている箇所については、順次、白線の引き直しを行っていきます。また、横断歩道などの警察が所管する範囲については、所轄の警察署と情報共有しました。	Eメール君
6	17	晴海五丁目の周辺にはビールケースをリユースに出せる場所がありません。リユースに出せるよう、回収拠点などを整備してもらえませんか。	ビールケースは、酒販の流通ルートの中でリユースが行われています。区で回収拠点を整備する予定はありませんが、返却できない場合は粗大ごみとして処理してください。	Eメール君
6	18	江戸バスを利用しましたが、運転手が車内にいるにもかかわらず、出発時間の5分前になるまで乗車させてもらえませんでした。乗車可能時間が決まっているのであれば、停留所の時刻表に明記してください。	区役所前のバス停では、車内点検の実施や清掃、運行準備などの理由から原則バスの到着後、すぐの乗車はできません。ご指摘のとおり、乗車可能時間が不明確なことから、当該バス停への掲示により周知していきます。	Eメール君
6	25	新富や築地の歩道上看板が置かれています。対応をお願いします。	ご指摘の公道上の看板については、職員によるパトロールや設置者への指導のほか、警告書を貼付するなどの対応を強化し適正化を図りました。	Eメール君
7	1	江戸バスを利用する際に無料乗車券を持っていたのに運転手に交通系ICカードをタッチするように言われ、運賃を徴収されました。また、運転手の対応がよくありません。改善してください。	江戸バスをご利用の際にご不快な思いや不便をおかけしたことをお詫びします。ご指摘を受け、運行事業者に確認し、厳しく注意しました。その後、運行事業者より、運転手に対し接遇向上に向け、再度厳しく指導したとの報告を受けました。	Eメール君
7	3	自転車の罰則が強化されると聞きました。中央区は特に平坦な所が多いので、自転車を利用する方が多いです。どのようなことが罰則となるのか、マナーで守ることなど、自転車利用について区報で特集や情報提供をお願いします。	自転車に関する法令は、令和6年5月に成立し、今後施行が予定されています。新たなルールの周知は、改正法が施行されるタイミングを捉え、区報やホームページなどで行うよう検討していきます。	広聴はがき

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
7	5	昔から区の道路に植木を置いています。区の職員が来て植木を撤去すると言われました。植木は重く、運ぶことができるものではありません。個人の資産である植木を区が撤去や処分することはできるのでしょうか。	道路に植木鉢などの私的な所有物を置くことは、道路法で禁止されています。区では、所有者が把握できる場合は、自主撤去するように指導しており、所有者が不明な場合は、警告札の貼付により自主撤去を促しています。	Eメール君
7	9	築地川公園の男子トイレの傘掛けが2個なくなっています。また、入船橋の下にある多目的広場の男子トイレと女子トイレの水流がよくありません。区の対応を教えてくださいませんか。	築地川公園のトイレの傘フックは、外れていることを確認したため新たに設置しました。また、入船橋下の多目的広場のトイレは、通常の使用には問題ありませんが、水勢を改善するための改造を検討します。	広聴はがき
7	10	飲料用紙パックを拠点回収の回収箱に持ち込みましたが、区民センターの職員が可燃ごみと一緒に捨てていました。リサイクルすると思い、丁寧に処理して持参したのにとっても残念です。飲料用紙パックのリサイクルの考え方や本来の処理方法を教えてください。	拠点回収施設に持ち込まれる飲料用紙パックの中には、リサイクルに適さないものや弁当容器などのごみも投函されています。そのため、週5日、リサイクルに適するものと適さないものに分別し、適さないものや可燃ごみについては集積所に排出しています。	Eメール君
7	11	人形町三丁目の歩道の敷石がばらばらに割れています。対応をお願いします。	現地を確認したところ、タイルが2枚割れていたため、応急的な補修を実施しました。今後、歩道の本復旧を実施する予定です。	Eメール君
7	12	明石町六丁目で、歩道の敷石が割れている場所があります。対応をお願いします。	現地を確認したところ、タイルが複数割れていたため、応急的な補修を実施しました。今後、歩道の本復旧を実施する予定です。	Eメール君
7	12	リサイクルハウスの職員が、いつも親切にしてくれるので気分が良くなります。中央区らしくて素敵だと思います。	今後も、ごみの減量や資源の再使用の促進のため、区民の皆さまが気持ちよくリサイクル活動に取り組めるよう「リサイクルハウスかざぐるま」を運営していきます。	Eメール君
7	16	越前堀児童公園内のキャッチボール場を利用していますが、休日は利用者が多く、狭いです。キャッチボールができる場所をもっと増やしてください。	区では、ボール遊びができるキャッチボール場や多目的広場などを区内13公園で整備していますが、他の公園での新たな整備や既存のキャッチボール場などの拡張については、他の利用者への影響が大きいことから、困難な状況です。	Eメール君
7	16	オリンピックを目指してスケートボードの練習をしています。区内にスケートボードを練習できる場所がなく困っています。区内の公園や広場などは禁止となっており、練習ができません。スケートボードを練習できる場所を検討してください。	スケートボードの練習場所の確保は、他の利用者に対する安全確保のため、一定のスペースを専用場所として围う必要があるほか、近隣に対する騒音などの影響もあるため、都心機能が集積する本区では、練習スペースを確保することは困難な状況です。	Eメール君
7	18	区内で園内の道幅が確保されている公園については、自転車の乗り入れを可能にしてください。他区では同じような状況の公園で自転車の乗り入れができます。一律での禁止ではなく、公園の状況によって判断してください。	公園内への自転車の乗り入れは、公園利用者の安全を確保するため、条例で禁止しています。公園内は、さまざまな利用者が安心して利用できる空間である必要があることから、現在のところ、自転車の乗り入れを可能にする予定はありません。	Eメール君
7	19	月島駅周辺で、自転車で車道から急に歩道に乗り上げるなどの危険な運転が行われています。通勤や通学の時間帯などに、周囲を確認してもらえませんか。	ご指摘を受け、現地を調査しましたが、自転車の悪質・危険な走行は確認できませんでした。しかし、歩行者の通行をさまたげる危険性は考えられることから、都および警察署に対し、安全対策を要請しました。	Eメール君
7	22	横断歩道の白線の太さが2倍になるという報道を見ました。以前、白線の部分で滑って転倒したことがあるため、区から関係機関などに実施をやめるよう連絡してもらえませんか。また、条例などで白線の塗料の材質の制限を検討してください。	電話にて「横断歩道の白線の幅は現行の45センチのままで、白線と白線の間隔が2倍の90センチまで拡大できるよう改正するものである。また、白線の材質について、滑りづらいものを使用するよう交通管理者に要望する。」旨説明し、了解を得ました。	Eメール君
7	24	日本橋久松町の周辺で、昼夜を問わず機械音がしており、生活に影響が出ています。区で対応してもらえませんか。	電話にて「現場を確認し、原因がわかったものは、施設管理者に機器の修理を依頼し改善されたが、一部原因が不明なものがある。」旨報告し、了解を得ました。	Eメール君
7	24	晴海地区の道路に置いていた自転車に黄色の注意札が貼られていました。この場所は以前、自転車を置くことができて便利でした。元に戻してもらえませんか。	電話にて「当該箇所は、区が管理している道路のため、条例に基づき注意札を貼り付けた。道路に自転車を放置しないよう、建物の駐輪場や敷地内に駐輪するよう協力いただきたい。」旨回答し、了承を得ました。	投書箱
7	25	晴海二丁目にはコミュニティサイクルのサイクルポートが1カ所もありません。サイクルポートを設置してください。	晴海二丁目は、歩道や公園などの公共用地にポートを設置するための条件を満たす場所が少ないため、運営事業者が、民地への設置に向けて周辺マンションの管理会社などと協議を進めているところです。	広聴はがき
7	26	晴海地区から隣接する地区などへの移動手段として、運河に架かる人が歩ける橋を造ってもらえませんか。	晴海地区からの運河連絡橋の整備は、広域交通基盤の整備に当たするため、豊洲・晴海開発整備計画などの上位計画への位置付けや、関係機関との調整が必要です。都から計画の見直しを検討していると聞いているため、ご要望を都に伝えます。	Eメール君
7	30	久松町周辺の区道上にのぼり旗を設置している店舗があります。対応をお願いします。	ご指摘の場所について、久松警察署と合同でパトロールを実施し状況を確認したところ、道路上にのぼり旗の物品が置かれていたため、撤去や敷地内に収めるよう店舗関係者に指導しました。	Eメール君
7	30	江戸バスを利用していますが、停留所に停車する際に、停留所とバスの乗降口の間隔が広く、乗りにくいことがあります。運転手に停車の技能研修を受けさせてください。また、EVバスの乗降口の左側に手すりを付けてください。	バス停の停車に関する研修は実施しているものの、ご指摘を受け、再度運転手に周知および指導するよう運行事業者に要請しました。また、電気自動車の降車口の手すりについては、設置する方向で調整しています。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
8	1	早朝のごみの回収車の騒音に困っています。すぐに対応してもらえませんか。	都の担当部署に状況を説明するとともに、該当する事業者にも状況を説明したところ、対応するとの回答がありました。	Eメール君
8	2	日本橋人形町にある飲食店が、公道上に植栽などを置いています。対応をお願いします。	ご指摘の店舗について、パトロールを実施し、設置者に対し道路の正しい使用について説明し、指導を行い対策の強化を図りました。一部状況が改善されていないことから、引き続きパトロールを実施し、指導していきます。	Eメール君
8	7	自転車が歩道を自由に走行しており、歩行者のすぐ近くを通り過ぎるなど、自転車の危険な運転が日常となっています。八重洲通りに東京駅から中央大橋まで独立した自転車道の設置を検討してもらえませんか。	自転車道を整備するには、幅員構成や車線数の見直しなど大規模な道路改良工事が必要となり、整備までに長期間を要することから、八重洲通りについても、まずは、車道混在（自転車ナビマーク・自転車ナビライン）を基本に整備を考えています。	投書
8	7	区内に設置してある、「日本橋川常盤橋防災船着場」案内標識が劣化などにより文字が消えていて読めなくなっています。対応をお願いします。	現場を確認したところ、三か所の標識が損傷していたため、応急的に措置を行いました。現在、新しい標識の設置に向けて調整を行っています。	Eメール君
8	8	青信号で横断歩道を渡ろうとしたときに、猛スピードで走ってきた江戸バスと接触しそうになりました。適切な対応をお願いします。	連絡を受け、運行事業者に対し、状況の確認と再発防止を要請しました。その後、運行事業者からは、当該運転士に個人面談を実施するとともに、全乗務員に対しても厳しく指導し、社内全体で周知徹底を行ったとの報告を受けました。	Eメール君
8	8	自動販売機の近くに設置してある飲料容器のリサイクルボックスなどが減っています。ゴミのポイ捨てにもつながるため、自動販売機の横に設置を義務化することや、店舗に設置の要請をすることなどを検討してもらえませんか。	条例で、飲料の自動販売機を設置する際には、リサイクルを目的とした、回収容器の設置を義務付けています。この回収容器にペットボトル・缶など、飲料容器以外のごみを捨てないよう、清潔で快適なまちの環境維持のため周知を図っていきます。	Eメール君
8	9	銀座で車道をスケートボードで走行する人が増えています。警察などと連携して対応をお願いします。	現地を調査したところ、調査時はスケートボードの危険な走行は確認できませんでしたが、車道を走行するスケートボードが重大な事故を起こすことも懸念されるため、所轄の警察署に指導取り締まりの強化を要請しました。	Eメール君
8	14	リサイクルハウスかざぐるまで出品する際、無償での出品でも個人情報の記載が必要な理由を教えてください。	不用品の出品や提供は、区内に在住、在勤、在学の方を対象としているため、提供物申出書に氏名・住所などを記載された内容で、出品者の要件を確認しています。	Eメール君
8	15	昭和通りで、夜間に車両騒音が断続的に続いています。区の騒音調査結果を見ましたが、1時間あたりの車両通行状況などの現状を正確に反映できていないのではないかと考えています。区としての現状の把握状況を教えてください。	区では、自動車騒音調査と自動車騒音常時監視を行っており、調査結果を区のホームページで公開するとともに、都や国に報告しています。調査では、一時的に大きな音を出す車の把握は難しいため、個々の自動車に対しては警察が対応しています。	Eメール君
8	19	江戸バスを利用していますが、発車時刻より早い時間に乗車させてくれる時と決まった時間まで乗車させてくれない時があります。熱中症の予防のためにも、柔軟に対応してもらえませんか。	区役所前のバス停では、車内点検の実施、清掃、運行準備などのため、原則バスの到着後すぐに乗車できない運用となっています。ご不便をおかけしますが、区役所内で待つなどご協力をお願いします。	広聴はがき
8	20	八丁堀駅周辺の歩道上に樹木の枝などが飛び出しており、通行のさまたげになっています。対応をお願いします。	電話にて「現地を確認し、歩道上に飛び出している植栽は民地内に植えられている植栽であることがわかったため、所有者に対し、歩行者の通行の支障となっていることを説明し、撤去を依頼した。」旨回答し、了承を得ました。	Eメール君
8	27	江戸橋付近の街路樹の剪定（せんてい）について、①緑陰がなくなる、②樹木が光合成せず、地球温暖化を促進する、③作業員の熱中症防止、以上の理由から剪定の時期を秋に遅らせてください。また剪定が最小限で済むよう専門家の意見を聞いてください。	樹木の剪定（せんてい）について、ご指摘のあった①②は、緑陰の確保や強剪定を避けることによる樹木の維持などに配慮して作業しています。③については、作業員に対し、熱中症対策をしっかり取るように指導しています。	Eメール君
8	27	外国人観光客がバスの中で大声で話しているのを見かけました。自治体が公共の場で英語のアナウンスを流すことで、外国人観光客が日本のマナーを理解し、より快適な公共空間を保つことができと思います。	ご意見をいただいた英語での車内アナウンスについては、アナウンス内容の更新に時間を要することから、まずは乗車時の会話マナー啓発のポスターを車内に掲示し、周知していきます。	Eメール君
8	29	桜川公園を利用していますが、園内のベンチの周りには飲料の空き缶や、食べ物のごみなどが放置されていることがあり、とても不衛生です。ごみの放置禁止などの掲示をしてもらえませんか。	ごみの放置禁止などの看板について、公園内のベンチの周辺など、ごみの発生が想定される場所を中心に、新たに設置しました。	Eメール君
9	2	最近、石川島公園にネズミが多く出て困っています。ここ1カ月は、夜に行くと必ず見かけるようになりました。対応してもらえませんか。	ご指摘を受け、石川島公園内植込地の点検を強化し、発見した巣穴に対しては薬剤の投入などを行いました。今後も、継続して状況確認を行います。	Eメール君
9	2	東京駅と日本橋駅を地下道で接続すると利便性が高まると思います。検討をお願いします。	東京駅前地域は、「東京駅前地域のまちづくりガイドライン2018」を策定し、回遊性の高い地下歩行者ネットワークの強化・充実を図っています。東京駅と日本橋駅の地下接続は、再開発事業により、呉服橋交差点付近で接続される計画になっています。	Eメール君
9	6	日本橋蛸殻町の道路上に植木鉢や自転車などの私物が置いてあり、通行のさまたげになっています。以前、区に相談しましたが、所有者に注意しただけでは効果がありませんでした。対応をお願いします。	ご指摘の場所について、パトロールを実施し設置者や管理人に対して口頭による指導のほか、警告書を貼付するなど対策の強化を図りました。しかし、いまだ改善されていない店舗もあるため、引き続きパトロールを実施し、指導していきます。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
9	6	区内にある点字ブロックが破損していないか点検をお願いします。	区道では3カ月に1度、定期点検を実施していることに加え、日常点検でも損傷が確認された場合には、速やかに補修対応をしています。	Eメール君
9	9	業者が刈り取った雑草が緑道公園一帯に放置されています。早急に片付けていただけませんか。	区では、区立公園内の芝生地の維持管理として、2カ月に1回の頻度で刈り込み作業を行っており、刈り込んだ草などは毎回作業後に清掃・収集しています。ご指摘の緑道公園は、都が管理する公園と推察されますので、都にも情報を共有しました。	Eメール君
9	9	区内の道路で大雨などがあった際に、排水口などにちりが積もって排水しにくくなっている場所があります。点検などの対策をお願いします。	ご指摘の場所周辺の現場確認を行い、詰まりのある路面ブロックの切込み部および路面排水口の清掃を実施しました。	Eメール君
9	10	現在、晴海地域には有料ごみ処理券取扱所がありません。他区ではコンビニエンスストアでも販売していますので、中央区でも少し広い範囲で有料ごみ処理券を販売してください。	有料粗大ごみ処理券は、晴海地区においても、他区と同様に、ごみ処理券取扱所ステッカーの貼ってあるコンビニエンスストアや小売店で購入できます。	広聴はがき
9	11	月島に住んでいますが、夜中にさまざまな生活騒音がひどく睡眠が妨害されています。対応してもらえませんか。	ご指摘の騒音は、発生源や発生形態が多岐にわたる生活騒音のため、区では法律や条例で一律に対応することができません。また、深夜の騒音は区では直接対応が難しいことから、警察に連絡することを案内しています。	Eメール君
9	12	並木通りの道路や植え込みに、飲料のペットボトルや空き缶、ごみの入ったビニール袋などが毎日散乱しています。対応してもらえませんか。	電話にて「現場を確認したところ、街路樹の根元や植え込みの中に、空き缶やごみなどが置かれている状況を確認した。今後は清掃作業を強化し、街並みの美化に努めていく。」旨回答し、了承を得ました。	Eメール君
9	13	街路樹について①街路樹の剪定（せんてい）のタイミングと剪定の基準②歩道を狭めてまで街路樹を植える理由の2点を教えてください。また、公園から歩道に雨水が川のように流れてくることがあります。対策していない理由を教えてください。	①夏季を中心に年間4～5回程度行っています。②景観の向上や、歩道と車道の明確な交通分離による安全確保。また、公園内の舗装は雨水が地中に浸透する材料を使用していますが、局地的豪雨による流出対策として排水設備を検討中です。	Eメール君
9	13	箱崎公園内でネズミが発生しており、不衛生だと感じます。対応してもらえませんか。	ご指摘を受け、公園内の植込みの点検を強化し、発見した巣穴には薬剤の投入を行いました。また、ネズミの餌場になっている可能性があるごみ箱には、弁当のごみなどの持ち帰りをお願いする掲示を行っています。	Eメール君
9	17	堀留児童公園を利用していますが、野球やキャッチボールをしている利用者がいて危険だと感じました。小さい子どもでも利用しているため、危険なボール遊びが禁止なのであれば張り紙などを掲示してもらえませんか。	区立公園内では、利用者がたくさんいる場所での危険なボール遊びは禁止しており、巡回警備で発見した際には声掛けをしています。ご指摘を受け、巡回警備の時間帯を調整しました。また、近隣の学校と連携し利用ルールの周知を図っていきます。	Eメール君
9	19	あやめ第二公園のキャッチボール場で、禁止されているバットを使用している人たちがいます。バットの使用を禁止する旨が書かれた看板が設置されていますが、効果が薄いのではないのでしょうか。より効果的な対策を取ってもらえませんか。	ご指摘を受け、現地を確認したところ、バットを使用している人がいたため注意しました。引き続き職員などによるパトロールを実施し、公園の適正利用を呼びかけていきます。また、掲示している看板についてもより目立つように工夫します。	Eメール君
9	20	通勤でコミュニティサイクルを利用していますが、区内の地下にある駐輪場では、使用している通信機器のキャリアによっては電波状況が悪いため、利用できないことがあります。どのキャリアでも利用できるように改善してもらえませんか。	地下駐輪場内でコミュニティサイクルを利用する際の電波状況について、運営事業者に対し円滑に貸出・返却できる機能を強化するよう働きかけています。また、電波状況の調査や他の通信キャリアとの協議など通信環境の改善が図られるよう努めています。	Eメール君
9	26	浜町運動場に隣接する道路上の道路標識が、街路樹の葉で隠れ見えにくくなっています。また、公園内の照明も樹木の葉で隠れてしまい、暗くなっています。対応をお願いします。	ご指摘を受け、浜町公園内を確認したところ、標識および公園灯の支障となっている樹木を確認したため、剪定（せんてい）を行いました。	Eメール君
9	26	浜町公園内で、公園灯の電球が切れているところがあります。対応をお願いします。	ご指摘のあった公園灯については、補修を行い、点灯することを確認しました。	Eメール君
9	30	中央区ではプラスチック製容器包装のみを回収し、それ以外のプラスチックは燃やすごみとして回収しています。他区では全てのプラスチックを回収しているところもありますが、中央区が実施しない理由を教えてください。	区では現在、「プラマークの日」に「プラスチック製容器包装」を回収し、「燃やすごみの日」に「プラスチック製品」を回収していますが、今後も、全てのプラスチック製品を一括回収してリサイクルすることを慎重に検討していきます。	Eメール君
10	1	街路灯の照明が切れているところがあります。対応をお願いします。	ご指摘の街路灯を調査したところ、センサー不良による不点灯だったため、センサー交換を行い、点灯を確認しました。	Eメール君
10	1	越前堀児童公園のキャッチボール場の利用時間ですが、区のホームページの案内と実際の運用時間が異なっています。また、照明がなく利用時間内でも暗い時があります。さらには、場内で硬いボールを使用している人もいます。改善をお願いします。	当該キャッチボール場には専用の照明が設置されていないため、開場時間の短縮を検討しています。また、場内では硬式球の使用は禁止しており、巡回警備の際に注意していますが、掲示物を設置し周知します。なお、ホームページは内容を修正しました。	Eメール君
10	2	空き家などの跡地にマンションなどが建てられていますが、ごみの出し方がひどく、回収日を守らない人などがいて困っています。	ごみの集積所の場所は、集積所を利用する方の話し合いで決められており、自主的に管理されているものですが、ごみ出しのルールやマナーが守られていない排出者については、詳細を教えてください。区で状況を調査し、対応します。	Eメール君
10	2	街路灯の照明が切れているところがあります。対応をお願いします。	ご指摘の街路灯を調査したところ、センサー不良による不点灯だったため、センサー交換を行い、点灯を確認しました。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
10	2	勝どき駅と月島駅の区立駐輪場を定期利用しています。2カ所を定期利用すると金額が倍かかるため、両方の駐輪場を共通の定期で利用できるようにしてもらえませんか。また、勝どきの駐輪場が水漏れなどで汚いので、きれいにしてください。	駐輪場の定期利用は、一人1台・1カ所の利用を区ホームページで案内しており、2カ所目の駐輪場を利用する際には時間貸しでの利用をお願いします。また、勝どき駐輪場は、現在、長寿命化工事を行っており、水漏れなどは補修工事で対応します。	Eメール君
10	3	新富二丁目の公道上に植栽や看板などが置いてあるところがあります。対応をお願いします。	ご指摘の場所で職員によるパトロールを実施し、道路上に個人所有のブランターの設置や、飲食店が看板や椅子などを設置して営業しているのを確認したため、設置者に対して口頭による指導のほか、警告書を貼付するなどの対策の強化を図りました。	Eメール君
10	4	浜町公園の公園灯が樹木の葉に覆われていて、暗くなっているところがあります。樹木の剪定（せんてい）をお願いします。	ご指摘の内容について現地を確認したところ、公園灯の支障となっている状況を確認したため、樹木の剪定（せんてい）を行いました。	Eメール君
10	7	築地大橋の車両騒音に困っています。区で対応してもらえませんか。	区では、環状二号线を含めた区内11カ所で自動車騒音調査を実施していますが、暴走車やサイレン音など一時的な大きな音は測定対象外のため、ご指摘の内容については、交通管理者である警察が対応しています。	Eメール君
10	7	勝どき周辺で集積所のごみが散乱しているところがあります。清掃してもらえませんか。また、カラスのごみを荒らすことが理由だと思いますので、防鳥ネットを使用するように周知してもらいたいです。	ごみの集積所の清掃は、集積所を利用されている方で自主的に行われています。また、ご指摘のマンションの集積所については、利用者に対し申請に基づき防鳥ネットの貸し出しを行い、確実に防鳥ネットをかけるよう指導しました。	Eメール君
10	8	江戸バスに乗車した際に、必要以上にスピードを出して、警笛を鳴らしながら車を追い越していたため、不安になりました。また、車内アナウンスの際には、2度目の注意なことあってもか、不機嫌な言い方でした。もう少し穏やかな言い方をしてください。	ご指摘を受け、運行事業者に対し、状況の確認と再発防止を要請しました。運行事業者からは、当該運転手に対し、個人面談を実施し、適正運転と接客向上に向け、再度厳しく指導したとの報告を受けています。	Eメール君
10	17	馬喰横山駅の周辺で路上喫煙が多く、迷惑しています。喫煙者が私有地の敷地内にごみを投げ捨てることもあります。罰金を徴収するなど、対応してください。	ごみのポイ捨てに関しては、当該敷地の管理者が対応するものとし、区が管理する道路などであれば現場確認、指導など、区が対応します。また、清潔で快適なまちの実現に向け、環境美化意識の向上の取り組みも併せて実施していきます。	Eメール君
10	21	築地場外市場の周辺に、公道上にテーブルや看板を設置している飲食店があります。対応をお願いします。	電話にて「築地場外市場で月に1回、警察署と合同で道路上にテーブル・椅子・看板を設置しないようチラシを配布しパトロールを行っている。パトロール中は撤去するが、いなくなると再度設置してしまう。パトロールの回数を増やす。」旨回答し、了解を得ました。	Eメール君
10	21	江戸バスを利用しましたが、運転手が荒い運転をしていたり、横断歩道を徐行せず通過したりするなど、運転や態度に不安を感じました。改善してください。	ご指摘を受け、バスの運行事業者に対し指導したところ、当該運転士に対する指導および社内全体でご意見を周知し、接客向上に向けて再度指導したと報告を受けました。	Eメール君
10	21	街路樹の花びらや実が道路などに落ちて汚くなっています。樹種を選定する時に、花びらや実を落とさないものを選んでほしいです。また、定期的に街路樹を観測してもらい、現状を知ってほしいです。	電話にて「区では、花や実が落ちる時期の道路の汚れに対しては、清掃作業を強化し街路の美化に努めています。また今後、新規植栽の際は、道路の汚れに対する意見も参考にしながら、樹種の選定などを検討する。」旨回答し、了承を得ました。	投書
10	21	銀座にあるごみ集積所について、ごみ出しのマナーが悪く、不法投棄もされています。また、ごみを分別しない人や収集時間を守らない人がいるため、ごみがカラスに荒らされ、歩道に散らばっていることもあります。区で改善してもらえませんか。	区では、既に不法投棄防止の警告看板を設置していますが、ご指摘の場所を確認したところ、収集曜日を守らないごみの排出が見受けられたため、3カ国語の収集曜日看板などを新たに設置しました。	電話
10	21	勝どき周辺で路上駐車がが多く、マンションなどからの車両の出入りに影響もあり、困っています。警察にも相談していますが、区も警察と協力し、路上駐車している人に注意するなど、対応してもらえませんか。	区では、これまでも駐車禁止の横断幕の設置や、警察署に対して指導取り締まりの要請をしてきました。今後も、指導取り締まりのさらなる強化を要請するとともに、現地の街路灯に駐車禁止の看板を新たに設置するといった検討を行います。	Eメール君
10	22	石川島公園に植えられている樹木が伐採され、後に植えられる樹木はソメイヨシノ（桜）ばかりで残念に思います。他の種類の樹木を植えたり、桜を植えるとしても別の種類にしたりするなど、多くの種類の樹木を植えてもらいたいです。	石川島公園に植栽した桜は、誕生記念植樹事業として、区内の新生児誕生お祝いを記念して植栽したもので、周囲にそろえてソメイヨシノとしています。誕生記念樹は桜が中心となりますが、さまざまな種類の花や緑を楽しめるよう工夫していきます。	Eメール君
10	28	晴海BRTターミナル付近に自転車が多く駐輪されていて危険です。また、BRTが止まる場所に駐輪する人もいて、安全に乗降ができません。特にベビーカーの時は困ります。自転車を駐輪しにくくする対策を取ってもらえませんか。	当該箇所は都が管理している道路のため、自転車が放置されないよう適切な対応を要請しました。また、区の取り組みとして、条例に基づき放置自転車対策を実施しています。	Eメール君
10	28	桜川公園で自転車の乗り入れやボール遊びをするなど、ルールを守らない利用者がいます。公園内にルールを記載した表示があれば改善されるように思います。また、自転車を園内に止めることを許可していますか。	公園内への自転車の乗り入れやボール遊びは、他の利用者の安全を確保するため禁止しており、看板などで周知するとともに、巡回警備で発見した場合には直接声掛けしています。また、自転車の駐輪は、植栽地以外の場所であれば認めています。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
10	28	浜町公園のバスケットボールコートを深夜に使う人がいて困っています。区で対応してもらえませんか。	公園内では、近隣の方などの迷惑となる行為を禁止しているため、バスケットコート付近に「深夜の利用を控える」旨を記載した看板を設置しました。また、巡回警備員がパトロールを行い、同様の行為があった場合は注意していきます。	Eメール君
10	28	浜町公園の広場で勢よく自転車を乗り回す子どもたちがいて、危険です。収納式のポールを設置することや、子どもたちが自転車に自由に乗れる場所を公園内に設置するなど対策を取ってもらえませんか。	園内各所で乗り入れ禁止の看板による周知を図るとともに、警備員などによる注意を行っていますが、不適切な利用が多く、対応に苦慮しています。ポールの設置はベビーカーなどの通行も困難になるため実施しませんが、巡回の強化を図ります。	Eメール君
11	1	日本橋蛸殻町で、長い間歩道をふさぐように放置されている自転車があり、歩行に支障が出ています。早急に対応をお願いします。	ご指摘の放置された自転車については、職員が現地を確認し、区条例に基づき注意札を貼り付けて自転車を放置しないよう指導するとともに、当該場所の巡回を強化しました。	Eメール君
11	5	有料粗大ごみ処理券をコンビニエンスストアで購入する際に、現在は現金での購入しかできません。キャッシュレス決済に対応できるようにしてもらえませんか。	クレジットカードや電子マネー、QRコード決済では、有料粗大ごみ処理券を含む換金性の高い商品については、一般的に取引対象外となっていますが、一部では利用可能なものもあるため、発行会社のホームページなどにより確認をお願いします。	Eメール君
11	5	日本橋小伝馬町にある交差点の道路標識と道路標示が見えづらく、わかりにくいため、交通違反をしている車があります。事故が起きる前に区で対応してもらえませんか。	道路標識や道路標示は、道路法および道路交通法により設置者の区分が定められており、一方通行の標識などは交通管理者である警察が、T字などの道路標示は区が設置しています。いただいたご意見については警察署と情報共有します。	Eメール君
11	6	堀留町児童公園が改修されて石敷きの地面になってから、夜遅くまでスケートボードをする人がおり、騒音など迷惑しています。使用を禁止する看板などを設置してもらえませんか。また、スケートボードがやりにくくなるように対応してもらいたいです。	区立公園では他の利用者の危険となる行為を禁止しており、スケートボードも禁止としています。公園の出入り口に案内看板を設置し、ルールを周知していますが、不適切な利用が見られることから、警備員によるパトロールをご指摘の時間に実施します。	Eメール君
11	11	リサイクルハウスかざぐるまを利用していますが、月島地域から施設まで行くのは遠いため、月島地域にも開設してもらいたいです。また、開館時間が短いため、もう少し長くしてもらえませんか。	現段階では、施設の開設や開館時間の見直しは難しいと考えていますが、不用品販売にWebを活用し、施設に来館しなくても一部の出品物を閲覧できるようにするなど、区民の利便性向上を図り、リユース促進の取り組みを進めています。	Eメール君
11	11	わんわん広場を利用していますが、週末などは他区からの利用も多く混雑しています。利用者を区民限定にしてもらえませんか。	わんわん広場の利用対象者を登録制の中央区民限定とすることは、当該施設が監視員などが不在の公共施設であることから、現在は考えていません。	Eメール君
11	15	自宅の近くに突き出し看板が設置されました。設置している店舗は24時間営業のため、夜間でも家の中に光が入ってきます。事業者に直接連絡しましたが、対応してもらえないため、区で指導してもらえませんか。	突き出し看板の設置者に連絡し、申し立て内容を伝えるとともに、午後10時以降の減光または消灯を依頼したところ、24時間営業の店舗のため、タイマー制御で減灯ができるか確認する旨の回答がありました。	Eメール君
11	18	区内の公園はボール遊びが禁止の場所が多く、子どもがボール遊びできる場所がありません。公園でボール遊びができるようにしてもらえませんか。また、難しいようであれば、公園内の遊具を増やすなど子どもが遊びやすい公園にしてもらいたいです。	公園内でのボール遊びは、他の利用者の安全を確保するため禁止していますが、区内13箇所で開催しているキャッチボール場などでボール遊びが可能です。また、公園は、全ての世代が利用するため、施設の整備も利用者のニーズに広く対応しています。	Eメール君
11	21	高齢者などを対象に江戸バスの運賃が無償化されましたが、子どもを連れた若い親が大きい乳母車を数台乗せたり、子どもがいたずらで降車用のボタンを押すため、迷惑しています。区で対応してもらえませんか。	高齢者などの運賃無償化開始以降、多くの方が利用し混雑する時間帯もあり、ご不便をおかけしています。区では、江戸バス車内に乗車時のマナーに関する掲示をしていますが、ご意見を踏まえた掲示物を新たに作成し、改めて周知に努めます。	広聴はがき
12	2	久松児童公園で、小さい子どもの近くでドッジボールやバットを使用している子どもがいました。危険だと思いますので、事故が起こる前に公園内に専用スペースを作るか、警備員を配置してもらえませんか。	ご指摘を踏まえ、当該公園の巡回警備の時間を調整しました。また、近隣の小学校と連携し児童に公園の利用ルールの周知を図っていきます。球技可能なゲージは、維持管理車両の通行やイベントの実施が困難になるため、設置の予定はありません。	Eメール君
12	6	江戸バスの北循環について、バスの停留所の増設や位置を移動して他区のコミュニティバスなどとの乗り継ぎができるようにしてもらえませんか。	ご提案の内容については、利便性の向上は見込まれるものの、運行ルートの変更に伴い、路線延長や運行時間が長くなることで新たな車両の購入や運転士の確保が必要になるなど、実現に向けた課題が多い状況です。	Eメール君
12	6	馬喰町駅には地下につながる通路などにエレベーターやエスカレーターがありません。エレベーターなどを設置してもらえませんか。	当該駅では、現在、鉄道事業者が地上までのエレベーターの設置に向けた設計作業を進めるなど、駅内のバリアフリー経路の確保に向けて取り組んでおり、区としても補助金による支援を行っています。	Eメール君
12	9	晴海地区に住んでいますが、夜間などに周辺道路を走る車の騒音がひどく、困っています。区として状況を把握しているのか、また、区の取り組みについて教えてください。	区では区内11カ所で自動車騒音調査を実施していますが、エンジン音や緊急車両のサイレン音などの一時的に大きな音は測定対象外となります。ご指摘の内容については交通管理者である所轄警察署に対応を依頼しています。	Eメール君
12	9	晴海歩道橋を撤去して、横断歩道を新設してもらえませんか。	ご指摘の歩道橋については、これまでも同様のご要望が複数あり、道路管理者である都や交通管理者である警察に伝えていますが、いただいたご意見についても、各管理者に共有しました。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
12	9	晴海一丁目と三丁目をつなぐ歩道橋の代わりに、横断歩道を新設してもらえませんか。	ご指摘の歩道橋については、これまでも同様のご要望が複数あり、道路管理者である都や交通管理者である警察に伝えています。いただいたご意見についても、各管理者に共有しました。	Eメール君
12	9	歩道にある植栽のツタが伸びて周囲に絡みついてしまっています。ツタが伸びる種類の植栽を選ばないでください。また、植栽の剪定（せんてい）をお願いします。	ご指摘の場所のツル植物については、年内に刈り込み作業を実施する予定です。また、区では定期的に刈り込み作業を行っていますが、ツル植物が伸びてきた場合などは、区へ連絡いただければ対応します。	Eメール君
12	10	晴海周辺で歩道を走る自転車とぶつかり、けがをしました。歩道が坂になっている場合などはスピードが出ているため怖いです。自転車の歩道での走行禁止について、対策してもらえませんか。	当該箇所は自転車の歩道通行が可能な場所であり、事故が懸念されることから都や警察が看板を整備するなど対策してきました。自転車の歩道通行は例外であり、歩行者優先です。ご意見を警察に伝え、指導取り締まりの強化を要請しました。	Eメール君
12	10	入船周辺でごみの収集場所にガラスが集まり、ごみをあさっています。防鳥ネットの販売や、効果的な使い方などのガラス対策について、周知してもらえませんか。	ガラスによるごみの散乱を防ぐため、収集時間に併せたごみの排出にご協力をお願いするとともに管理ができる方に防鳥ネットの貸し出しを行っています。今後も、区の広報紙やホームページなどを活用し、まちの環境美化に向けた周知を図ります。	Eメール君
12	13	車で走行中に車線変更しようとしたところ、近くを走る江戸バスに妨害されました。区は運転手への教育や資質の確認などはしていないのでしょうか。とても不安に思います。	ご指摘を受け、運行事業者に対し状況確認を行い、指導しました。運行事業者からは、ご意見を社内全体で周知し、安全な運転に向けて指導したと報告を受けました。	Eメール君
12	23	江戸バスが信号無視しているのを見かけました。また、停留所の目の前にいるのに扉を閉めて出発してしまっただけでもあります。交通ルールを守り、区民に寄り添った運行をしてください。	バスが遅れていることを理由にしても、道路交通法を違反することは決して認められません。ご意見について運行事業者に対し再発防止を要請したところ、全乗務員に厳しく指導し、社内全体で周知徹底を行ったとの報告を受けました。	Eメール君
1	6	朝潮運河親水公園内で、点滅している公園灯があります。対応をお願いします。	ご指摘を受け、公園灯の補修を行い、点灯することを確認しました。今後も、定期的に現地の状況確認を行っていきます。	Eメール君
1	6	新聞折り込みで中央区に住所を置く不用品回収事業者のちらしが入っていましたが、各種許可を受けていない違法業者の可能性がありそうです。区で調査してもらえませんか。	確認したところ、ご指摘の事業者は区の一般廃棄物収集運搬事業者としては登録されていませんでしたが、都の管理する古物商として登録されていたため、ご意見については都が対応します。	Eメール君
1	6	銀座の歩道上にある街路樹について、朝日が当たるのを遮るように看板が設置されているため、一部の葉が枯れてしまっています。看板を移動または撤去してもらえませんか。	ご指摘の街路樹は、幹の内部に害虫が寄生し、樹木の状態の悪化が見られたため、被害が著しい幹の部分を撤去しました。今後は、新たに樹木を植栽する予定です。また、看板については所轄の警察と相談し撤去することとしました。	投書箱
1	7	以前、わたし児童遊園に誕生記念樹としてキンモクセイを植えてもらいました。改修工事の際になくなってしまい残念に思っていました。新しくなった公園に行ったところキンモクセイが戻ってきていて感激しました。ありがとうございました。	電話にて「わたし児童遊園を令和3年に廃止した際に、誕生記念樹のキンモクセイについては、開発事業者が保管し、令和6年11月わたし公園の開園に合わせて移植した。」旨説明しました。	Eメール君
1	8	近隣で防音シートなどの対策がない状態で解体工事が行われており、騒音や振動に困っています。区で指導してもらえませんか。	ご指摘を受け、事業者を確認したところ、基礎解体工事はまもなく終了し、以降の工事は騒音を抑えられる工法で行うことから防音シートを取り外したとのことでした。区からは、騒音・振動などについて周辺住民に配慮するよう指導しました。	Eメール君
1	14	自転車用ヘルメット購入補助制度ですが、補助対象が区内の小規模店舗での購入のみであり、試着などができません。他区では量販店などの大型店舗での購入も対象にしていると聞きます。補助対象店舗を見直してもらえませんか。	自転車用ヘルメット購入補助事業は、区が認定した事業協力店で購入する場合、割引購入できる制度です。ヘルメットの選び方やかぶり方、重要性などについて適切なアドバイスを受けることによる着用率の向上や意識醸成を目的としています。	Eメール君
1	14	日本橋室町にある飲食店が、歩道上にはみ出すように看板を設置し、通行する際に危険な状態となっています。対応をお願いします。	現地確認したところ、歩道上に看板が出ているため、看板を置かないよう道路の正しい使い方を説明し、移動させました。後日確認した際にも、看板は敷地内に収まっていたため、今後もパトロールを行い、道路が適正に使用されるよう努めます。	Eメール君
1	15	京橋公園を利用していますが、周辺にある店舗の客がベンチを長時間使用したり、遊具に座ったりしているため子どもを遊ばせることができないことがあります。対応してもらえませんか。	ベンチなどで飲食することは禁止されていませんが、遊具に座って飲食するという行為は遊具の使用方法から外れていると考えられていますので、周知する看板を設置しました。また、ベンチについても増設を検討しています。	Eメール君
1	15	路上駐輪の取り締まりや自転車の撤去作業を休日まで実施することに不自由を感じます。本当に取り締まるべきか改めて検討してください。	放置自転車は、歩行者の通行の妨げや災害時の避難や救出活動の障害になるため、条例に基づき啓発や撤去を実施しています。啓発の目的は、適切な場所へ駐輪してもらうことのため、速やかに移動できる状況にないと判断したときは撤去します。	Eメール君
1	15	築地四丁目にある街路灯が点灯していません。暗くて危険ですので、対応をお願いします。	ご指摘の街路灯について、現地調査したところ、LEDランプ不良による不点灯だったため、ランプの交換を行いました。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
1	15	新川にある店舗前の歩道がでこぼこで転んでいる方をよく見かけます。また、近くの排水溝が滑りやすく、自転車でスリップして転んでいる方もいます。大きなけがをしないか心配です。	電話にて「現地確認し、舗装の起伏や段差をアスファルト舗装にする応急補修を行った。また、ビルの事業者に対し、歩道に車を乗り入れないよう指導し、排水溝のスリップ防止対策を講じるよう依頼した。」旨回答し、了承を得ました。	広聴はがき
1	17	晴海臨海公園内にある野球場について①野球場出入口の扉が内側からの施錠などに対応できず、風などで自然に開いてしまうことがあり危険です。②野球場内で硬式球を使用している人がいて危険です。以上2点、対応をお願いします。	①ご指摘の扉は、故障により場内からの開け閉めができない状況であることから、業者に修繕を依頼しており、早期の復旧に努めています。②野球の硬式球の使用は禁止しているため、巡回警備での声かけや掲示物などにより周知していきます。	Eメール君
1	20	京橋にある飲食店の排気口の設置位置が、人の頭の高さに近く臭いがとてもひどいです。設置位置などに問題があるか確認し、対応してもらえませんか。	ご指摘の飲食店に対し、店舗からの煙や臭いについて意見があったことを伝えたとこ、対応を検討するとの回答がありました。	Eメール君
1	20	神社の参拝客の行列が道路にはみ出しており、自転車などで通行する際に車道の中央まで行く必要があるため危険です。対応をお願いします。	現地を確認し通行上支障があることを確認しました。神社は所轄の警察と協議し、交通に影響がないよう配慮しているとの回答でしたが、区としては、さらなる改善が必要と考え、警備員の効果的な配置や増員などを検討するよう指導しました。	Eメール君
1	21	西仲橋を子どもを連れて渡ることがありますが、柵の幅が広く、小さい子どもが隙間から落ちてしまうのではないかと不安に思うことがあります。近くに保育園もあるため、事故が起きる前に対応してもらえませんか。	電話にて「西仲橋の縦格子の幅は、防護柵の設置基準の範囲内となっているが、引き続き定期点検を実施し、安全対策に努めていく。再整備を行う際には、縦格子の幅についても検討する。」旨回答し、了承を得ました。	Eメール君
1	27	浜町公園にあるわんわん広場ですが、土曜日、日曜日、祝祭日は利用時間が短くなっています。平日と同じ時間帯で利用できるようにしてもらえませんか。	浜町公園わんわん広場の利用時間について、ご意見や利用状況を踏まえ、土曜日・日曜日・祝祭日の利用時間を延長することについて検討していきます。	Eメール君
1	28	江戸バスを利用しましたが、導入されたE Vバスは車体の下から来る衝撃が強く、車体の部品が破損しているのではないか点検してください。また、破損がないのであればE Vバスは製造不良だと思います。	運行事業者が車体の点検などを実施しましたが、異常なしとの報告を受けています。E Vバスは既存の車両と比較し、車両総重量が重く、路面の衝撃を吸収しにくいことから、段差などを通過する際に衝撃が加わったものと思われます。	Eメール君
1	30	さくら通りの歩道に敷いてあるレンガが木の根などで持ち上げられてしまっていて、小さい子どもは出入りするのにも大変な状況となっています。対応をお願いします。	電話にて「現地を確認し、木の根上がりによるブロックのがたつきを確認したため、歩道の平坦性を確保するため舗装の補修を行った。」旨回答し、了承を得ました。	Eメール君
2	3	晴海第二公園にある砂場の砂の量が少なくなり、大きな段差ができてしまっていて、小さい子どもは出入りするのにも大変な状況となっています。対応をお願いします。	ご指摘にある砂場は、晴海第二公園に隣接する晴海ビュータワー敷地内のものであることを確認したため、管理会社に内容を伝え、対応を依頼しました。	Eメール君
2	3	あかつき公園について①ハトに餌をあげている人がおり、ふんなどで歩道が汚れています。餌やりをやめさせてください。②道路側に面している部分にある樹木について、防犯上の観点から子どもの姿が良く見えるように伐採してください。	①ご指摘の場所に注意喚起のポスターを複数掲示し、歩道の清掃をしました。今後はパトロールを実施し、餌やりを確認した際は注意していきます。②あかつき公園の植栽は歩行のさまたげにならないよう区で定期的に刈り込みを行っています。	Eメール君
2	3	築地七丁目公道上でハトに餌やりをしている人がいます。道路上のふんの量も多く、衛生上良くないと思いますので、対応してもらえませんか。	ご指摘の場所でパトロールを実施し、餌がまかれていることを確認したため、周辺にポスターを掲示するとともに、ふんで汚れている歩道の清掃を行いました。今後も継続してパトロールを実施し、餌やりを確認した際は注意していきます。	Eメール君
2	4	佃公園で小学生くらいの子どもの設備のテーブルなどにお菓子のごみを置きっぱなしにしています。注意したこともありますが改善が見られませんが、テーブルなどに注意喚起の貼り紙などを貼ってもらえませんか。	佃公園では、月に25日清掃を行っていますが、ごみが残されている状況が見受けられるため、ご指摘の場所周辺にごみの持ち帰りを促す掲示物を掲出しました。	Eメール君
2	6	晴海の交差点で子どもが車にひかれたという事故を受け、該当の交差点にハンプを設置してほしいと区に連絡しましたが、否定的な意見を返されました。区としての説明で間違いないですか。	区の特性として商業地域と住居地域が混在しており、大型車も通行するため、路面の段差から沿道住宅へ振動や騒音などの影響を与える恐れがあります。また、二輪車がバランスを崩し、事故につながる危険もあるため、ハンプの設置は困難です。	Eメール君
2	7	晴海地区では、ごみのボイ捨てが多くとても残念に思います。ごみを拾ったとしても、捨て方もよくわかりません。地域の人などと協力して環境をきれいにしていけたら良いと思います。	ご指摘の場所周辺を確認し、区の管理する緑地帯などは区で清掃し、区以外が管理する場所については管理者に対処を依頼しました。また、地域の清掃で収集したごみは、お住まいの場所で指定された収集場所、収集日に廃棄をお願いします。	Eメール君
2	10	月島特別出張所の駐輪場が暗く、コミュニティサイクルを使用する際に開錠ができない時があります。駐輪場の照明を全てつけるなど、対応してもらえませんか。	電話にて「コミュニティサイクルポート付近の照明灯は節電を目的に消灯していたため、今後は、点灯するよう設定を見直している。また、コミュニティサイクルの操作パネルは、各種ボタンが点灯する視認性に配慮したパネルへ順次更新している。」旨説明し、了承を得ました。	Eメール君
2	10	築地周辺でカラーコーンで囲われた場所に自転車が放置されています。以前は監視員のような人が見に来ていましたが、最近は見かけなくなりました。対応してください。	ご指摘の放置自転車については、注意札および警告札を貼付しましたが、各札が残っていたため撤去しました。今後も、職員などによる巡回や公共用駐輪場への利用案内など実施し、放置自転車対策を進めていきます。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
2	12	新川公園には、園内の自転車走行を禁止する旨の看板が設置されていますが、多くの人が自転車走行をしています。園内に看板を増やすなどの対策を講じてもらえませんか。	電話にて「区としても状況を把握しており、固定式の柵を設置したが、守られておらず対応に苦慮している。今後、柵の追加を検討している。」旨回答し、了承を得ました。	Eメール君
2	12	江戸バスの時刻表が改正されましたが、一部のバス停留所には改正内容が反映されていません。至急対応をお願いします。	ご指摘を受け、バス停留所の時刻表を確認したところ、発車時刻が誤って記載されていたため、至急正しいものに張り替えるよう運行事業者に要請しました。なお、現在は正しい時刻表となっています。	Eメール君
2	13	マイホーム新川、リバーシティ21新川付近は、自転車を降りて通行するよう看板が置いてありますが、自転車を降りずに走行している人を見かけます。事故などにつながるため、対策をお願いします。	電話にて「区としても状況を把握しており、固定式の柵を設置したが、守られておらず対応に苦慮している。今後、柵の追加を検討している。」旨回答し、了承を得ました。	広聴はがき
2	14	①集積場所に出されたごみが風で飛ばされているのを見かけます。ネットをかけるなどの対策を講じていないところに対し、区で指導してください。②自動販売機の近くにある容器回収ボックスの数が減っています。区で調査し、数を増やしてください。	①ごみが散乱して困っているなどの申し出を受けた際には、集積所に看板を設置し注意喚起するほか、管理ができる方に防鳥ネットを貸し出しています。②回収容器の設置を確認し、設置していないことが確認できた場合は改善を依頼しています。	Eメール君
2	17	おむつを粗大ごみとして出す際に排出品目がわからなかったため問い合わせたところ、「簡易・携帯便器」として扱うように案内されましたが、一般的ではないと思います。排出品目に「おむつ」を追加してください。	粗大ごみの品目一覧表に全ての名称を設定することが困難なため、代表的な品物名あるいは同様な品物を包括した名称を設定しています。なお、おむつについては、汚物を取り除いてから、燃やすごみで出してもらうよう案内しています。	Eメール君
2	17	東京駅や日本橋周辺にはファットバイクを止められる場所がなく、困っています。八重洲二丁目地下駐輪場に止めることが出来ず、路上に止めざるを得ない状況です。止められるようにしてもらえませんか。	八重洲二丁目地下駐輪場では、太いタイヤの自転車など、ラックに入らない規格の自転車は利用をお断りしていますが、昨今さまざまなタイプの自転車が増えていることから、駐輪場の改修などの機会を捉えて、対応の可能性について検討していきます。	Eメール君
2	17	月島駐車場内の設備を利用して電動車いすを充電したいことを区へ伝えています。利用を断られています。月島駐車場内で電動車いすを充電させてもらえませんか、または、月島や晴海の施設などに充電設備を設置してもらえませんか。	区設置の電気エコスタンドは、電気自動車などの低公害車の普及を目的としており、電動車いすの充電には対応していません。また、以前から回答しているとおり、区施設での電動車いすの充電はお断りしており、充電設備の設置予定もありません。	電話
2	18	清洲橋の周辺でマンションなどが多くある場所にもかかわらず、夜間に工事を実施しています。特に騒音がひどく、睡眠にも支障をきたしています。区で対応してもらえませんか。	電話にて「当該工事は下水道工事のため、都に近隣住民が騒音で困っていることを伝えた。また、交通への影響が大きい場合などは夜間に工事を行うよう警察から指示があること、夜間の騒音は警察に連絡してほしい。」旨説明し、理解を得ました。	Eメール君
2	18	築地大橋と銀座七丁目にある歩道橋には自転車用エレベーターが設置されていますが、稼働している時間が異なります。どちらも区が管理しているのであれば、銀座七丁目の歩道橋も築地大橋と同様に24時間稼働にしてもらえませんか。	ご指摘のエレベーターは、バリアフリー対策を目的に設置しています。運転時間は利用状況などを総合的に勘案し、地元町会との協議を経て決定しており、防犯対策や監視管理体制の強化などの課題があることから24時間運転に変更することは難しいです。	Eメール君
2	25	浜町公園にあるわんわん広場ですが、土曜日、日曜日などは午後3時30分からの利用で短時間となっているため混雑しています。利用時間を早めてもらえませんか。また、区内に室内ドッグランを設置してもらいたいです。	浜町公園わんわん広場の利用時間については、いただいたご意見や利用状況を踏まえ、土曜日、日曜日、祝日の利用時間の延長を検討しています。また、室内ドッグランの整備については、適地がないことから困難な状況です。	Eメール君
2	25	江戸バスに障害者手帳を提示して乗車する際に、嫌な顔をする運転手があります。また、大声で区内に住んでいるか確認してくる運転手もいます。運行事業者に指導してください。	ご指摘の内容について運行管理者へ状況確認および指導を行ったところ、運転士に対し接遇向上に向けて再指導したとの報告を受けました。引き続き、江戸バス利用者への利便性向上に努めていきます。	Eメール君
2	28	解体工事の騒音がひどく、区に相談しましたが、「区が管理しているわけではない。」と責任逃れの対応をしてきました。相談窓口としてどのような研修をしているのでしょうか。	区では、騒音苦情などが寄せられた際に現場を確認し、責任者に対して状況に応じた指導をしています。ご相談の件も現場を確認し、周辺に配慮して工事するよう指導しました。研修については、区や都の実施する研修などに参加しています。	Eメール君
3	5	江戸バスの南循環の運行ルートですが、一部の区間は都営バスの運行だけで交通の利便性が十分だと感じます。他の区域の利便性を高めるため、運行ルートを変更してもらえませんか。	江戸バスは都営バスなどの基幹的交通とは異なり、区内の交通不便エリアの解消や公共施設へのアクセス向上を目的として運行ルートなどを設定しています。ご要望の変更ルートは、現在のルートと比較し交通利便性の低下が懸念されるため、実施は難しい状況です。	広聴はがき
3	7	江戸バスに観光客などが大きなスーツケースなどを持って乗車することが多く、子どもにぶつかることを危惧し乗車を控えています。本来江戸バスは区民のためにあるものだと思いますので、大きな荷物の持ち込みに制限をかけてもらえませんか。	江戸バスは交通不便地域の解消や公共施設へのアクセス向上を目的として、利用者の制限を設ける考えはありませんが、乗客の安全確保を図るため、車内掲示やアナウンスなどにより、お客様同士の配慮にご協力いただけるよう周知していきます。	Eメール君
3	13	江戸バスをよく利用していますが、運転手の態度がよくありません。都バスでは乗車するために走ってくる人を待ってくれるのに対し、江戸バスは無視して発車してしまします。あいさつをしても無視をされます。改善してください。	江戸バスの運行で不快な思いをさせてしまい申し訳ありません。ご指摘を受け、運行事業者に対し指導を行ったところ、接遇向上に向けた指導を再度厳しく行ったとの報告を受けました。	Eメール君
3	13	勝どき駅地下駐輪場でコミュニティサイクルを利用しようとしたのですが、電波状況が悪く通信機器のキャリアによっては開錠ができません。通勤で利用する際に開錠できず、近隣のサイクルポートまで行くこともあります。大変困っているの、改善をお願いします。	勝どき地下駐輪場の電波改善作業を行いました。コミュニティサイクルエリアについては、電波事業者と現地立会のうえ、改めて通信環境の強化を図る予定です。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
3	13	銀座二丁目の歩道の一部が破損しています。人通りも多いところのため、早急に修理をお願いします。	該当場所は都が管理する道路であったため、状況を伝えました。同日、区で現場を確認したところ、点字ブロックが補修されていることを確認しました。	Eメール君
3	14	築地周辺で路上生活者がごみを漁り、散らかしていることが続いています。ごみが漁られないように、ごみの収集時間を早めるなどの対応してもらえませんか。	収集時間の変更については、現在、地域での収集時間が定着していることから、すぐに収集時間を変更することは難しい状況です。	Eメール君
3	17	浜町川緑道での花見の場所取りのマナーが悪く、半月以上先の場所取りのため、貼り紙やテープなどを公園の設備や地面に貼っている団体がいます。該当する団体などに区で厳重注意してください。また、見回りなどを強化して対応してください。	杭などの突起物やシート・テープのめくれなどによるつまづき、路面の滑りなどの危険性があるものは区で撤去していますが、他の利用者の迷惑とならない場合は緑道の利用の一環としています。また、看板を設置し、利用者への周知を図っています。	Eメール君
3	21	築地川亀井橋公園では、雨が降ると水が溜まり、歩道やベンチの使用に大きく影響してしまう場所があるため、水はけを良くするための措置を講じてもらえませんか。	ご指摘の公園では、構造上、集水弁を新設することが大変難しいため、水溜まりができていない部分の舗装をかさ上げして水溜まりを解消する工事を検討中です。	Eメール君
3	25	久安橋の周辺ではタクシーなどの駐車が多く、車道を通れない車が歩道にはみ出して走行することがあります。高速道路の降り口も近いので走る速度が速い時もあり危険です。車が歩道に入れないようにポールなどを設置してください。	ポールの設置は、当該箇所の道路特性を鑑みると、通行をさまたげる恐れのある構造物を設置することで別の事故原因になることも想定されるため難しい状況です。そのため、看板の設置やパトロールの強化などの対策を警察と連携し検討します。	Eメール君
3	31	勝どき周辺で大型車両が歩道に乗り入れて作業をしているため、歩行などの支障になっています。また、大型車両のため、歩道が破損しています。区で指導してください。	区で現地を確認したところ、ご指摘のような作業は確認できませんでしたが、ご意見にある事業所に対し、歩行者や車両の通行に注意し、敷地内で作業するように伝えました。	Eメール君
3	31	浜町公園などのボール遊びができる場所は、人が多くて利用することができません。ボール遊びができる場所を増やしてください。特にバスケットボールができる場所を増やしてください。	区では、ボール遊びなどができる場所として、13カ所の公園を整備していますが、新たな場所の整備や、既存施設の拡張は他の利用者への影響が大きいことから困難な状況です。	Eメール君

都市整備部(12件)

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
5	7	ひとり親世帯住宅の空室状況を問い合わせたところ、空室の予定はなく、理由を聞くと「入居者の子どもが18歳を超えても大学に通っているから退去できない人がいる。」との回答でした。実際に困っている人が入居できるようにしてください。	ひとり親世帯住宅での入居者の明け渡しは、世帯を構成する最年少の児童が20歳に達する日以降の最初の3月31日が終了したときとしており、当該児童が就学中の場合は、24歳に達する日以降の最初の3月31日が終了したときとしています。	広聴はがき
5	13	区立住宅を退去した者です。修繕費の支払いスケジュールについて何度も問い合わせをしていますが、明確な回答がなく区役所への不信感でいっぱいです。区役所の事務作業効率化の検討と支払期限のルールを明確にしてください。	電話にて職員の対応をおわびし「退去日から2カ月以上経過したことから、今後、迅速な手続きをするため、業者との連携を密にする。また、会計処理については、今後業務改善を図る。」旨伝え、了承を得ました。	Eメール君
5	14	京華スクエアが長年にわたり、活用されていないように思えます。京華スクエアの再開発として、サービス付き高齢者向け住宅の建設を提案します。	京華スクエアにサービス付き高齢者向け住宅の整備する予定はありませんが、区では、民間事業者が実施する再開発事業や大規模開発などの機会を捉え、サービス付き高齢者向け住宅などの整備に向けた協議を進め、供給の推進を図っています。	Eメール君
6	11	コンクリート強度の検査不良で建設工事を休止していたマンションの建設が再開されています。安全性の確認などは取れたのですか。納得のいく安全対策と周辺住民に分かりやすい説明が必要だと思います。	施工業者と特定行政庁である都がコンクリートの品質や建築物の安全性について十分な協議・検証を行った上で、当該工事が行われていると認識しています。今後も事業主体である再開発組合と施工業者による都との協議状況などを注視していきます。	Eメール君
8	1	区立住宅に住んでいますが、同じ建物に入っている店舗の深夜にごみを出す騒音に困っています。直ちに对应してもらえませんか。	電話にて「都に状況を共有し、都の担当者から現地調査を実施するとの回答があった。」旨連絡し、了承を得ました。	Eメール君
8	15	湊にある解体工事現場では、休日や夜間などは養生シートによる保護などもなく、風が吹くとコンクリートの粉じんが舞っています。周辺の住民に配慮するように指導してもらえませんか。	電話にて「工事施工者に状況確認し、安全対策の確認と散水養生を行うことを指示した。後日、職員が当該現場に行き、囲いなどを目視したが適切に対応され、散水養生も行われていることを確認した。」旨説明し、理解を得ました。	Eメール君
9	2	東京駅と日本橋駅を地下道で接続すると利便性が高まると思います。検討をお願いします。	東京駅前地域は「東京駅前地域のまちづくりガイドライン2018」を策定し、回遊性の高い地下歩行者ネットワークの強化・充実を図っています。東京駅と日本橋駅の地下接続は、再開発事業により呉橋橋交差点付近で接続させる構想で整備される計画になっています。	Eメール君
10	2	空き家などの跡地にマンションなどが建てられていますが、ごみの出し方がひどく、回収日を守らないなど困っています。建築許可を出す際に、新しく建てる集合住宅には管理人を置くことや連絡先を明記することなどを義務付けてもらえませんか。	新たな建築を計画する事業面積100平方メートル以上の開発事業者に対し、管理人駐在、管理体制表示などの事項を区と協議した上で手続きを進めるよう指導しています。今後も共同住宅の適正管理に向け、協議・指導を続けていきます。	Eメール君
11	11	区内のマンションでは、騒音被害が多いと聞いています。現在住んでいるマンションで生活騒音などによる被害に遭っているため、区独自の条例などを制定し対応してもらえませんか。	マンションの生活騒音問題による区独自の条例の制定については、音の受け止め方には個人差があるなどのさまざまな理由から難しいです。	投書

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
1	20	タワーマンションに空き室があると災害時に共助が働かないなどの問題があります。タワーマンションの適正な運用について、区の考え方を教えてください。	マンションの災害時の共助は、居住者名簿などに基づき安否確認することや居住者間の交流を図ることが大切と考えています。分譲マンションの適正な管理は、区で実施している実態調査の結果を踏まえ、管理不全があるマンションに対し指導していく予定です。	広聴はがき
2	26	佃周辺はまちづくり協議会が定期開催されず他の地域と比べて取り残されているのではないですか。魅力的な要素は多いと思うので、街の資源利用と持続的な活性化に区として力を入れてもらいたいです。	まちづくり協議会は、都市基盤整備・市街地再開発計画などを協議しており、協議が必要となった際は開催します。佃は東京駅と臨海部に位置する魅力的なエリアと認識しており、区内各エリアの連続性や回遊性が生み出されるよう推進していきます。	Eメール君
3	31	勝どきに、店舗のデッキ部分が道路にはみ出している飲食店があります。違法建築と思われるので、区で確認してください。	ご指摘の店舗を調査したところ、当該デッキは建築物と縁が切れており、建築物の一部としては見えないため、違法建築物としての取り扱いには困難ですが、道路上へ越境していることから、道路管理者である都に状況を伝え対応を要請しました。	Eメール君

教育委員会事務局(63件)

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
4	1	子どもの小学校入学に際し、校長面談を行いました。が、同席した教育センター職員の対応が悪かったので指導してください。職員が一方的に私を悪く言うため、学校からの私の印象が悪くなっています。入学式までに悪い印象を払拭してください。	お子さまの様子や保護者の意向を学校に伝えた上で、家庭、学校および関係行政機関が状況を共有し、学校生活について確認することを目的として面談を実施しました。今後も、関係機関と連携し、よりよい教育環境に繋げていけるよう取り組みます。	電話
4	10	日本橋大伝馬町は通園および通学区域が日本橋幼稚園、日本橋小学校となっています。地図上で見ても久松幼稚園、久松小学校の方が近く、道のりも安全なため、希望に応じて選択できるようにしてください。	小学校の通学区域は、児童数や地域社会との一体性などを考慮し、総合的に勘案して定めています。そのため、必ずしもお住まいから一番近い小学校が指定校とはなりません。また、通学路は、関係機関と連携を図り、安全性の確保に努めています。	Eメール君
4	16	区立小学校の教師が生徒全員に渡航したことのある国を指し示すように指示していました。いじめの助長にもつながると思いますが区の方針として行っているのですか。義務教育の場において不適切だと思しますので再発を防止してください。	地図学習において、行ってみたいところ、行ったことがあるところを探す活動は一般的ですが、海外渡航経験の有無のみを聞き、渡航経験の無い児童が劣等感を抱いてしまう授業は配慮が不足していたため、学校管理職から厳しく指導しました。	Eメール君
4	16	昨年、スポーツ選手からのグローブの寄贈がありましたが、寄贈の後にできた学校にもグローブを送ってもらえるようにお願いしてほしいです。	電話にて「既に当該小学校にもグローブを配布しており、現在高学年の児童からグローブに触れる機会を設けている。」旨回答しました。	Eメール君
4	17	銀座中学校では、PTAに加入している保護者の子どもに「銀中Tシャツ」を配布していますが、加入していない保護者の子どもには配布されません。PTAに加入していない保護者の子どもを差別しています。全ての子どもに平等な対応をしてください。	電話にて「銀中TシャツはPTAの活動であり、非加入の方も同額の負担で購入できるため、いじめを助長するものではない。また、PTAへの加入は任意であり、学校はそれによって子どもを差別することはない。」旨説明しました。	Eメール君
4	17	区立小学校の保護者会で教員の口からクラスで一番遅い生徒の実名が周知されました。教員が保護者会で遅い生徒の名前を発表することは個人情報保護法違反ではありませんか。この件に対しての考え方を教えてください。	学級担任としては、得意・不得意があっても努力することの大切さを伝えるためにあげた例としていますが、話を聞いた他の保護者にも不快な思いをさせてしまう行為であったと考えられるため、学校管理職から厳しく指導を行いました。	Eメール君
5	17	他自治体では、学校に行けない子どもが給食を食べられる場を設けています。中央区でも同様に対応してもらえませんか。	区立学校では独自給食を実施しており、学校給食の調理・運搬が可能な給食センターがないため、実施は困難です。また、給食を校外に持ち出すことなく提供し安全に衛生的に喫食できるよう配慮しているため、外部への運搬は望ましくありません。	Eメール君
5	27	区立小学校のホームページを見た際に児童の顔が鮮明に分かり、個人が特定できそうな画像がありました。児童のプライバシーを守るため、画質を落とすなどの対応をしてもらえませんか。	区立小学校では、個人情報保護の観点から、毎年保護者に対してお子様の写真の掲載可否を確認しています。ホームページでは、できるかぎり児童が特定できないよう配慮しつつ、保護者から同意を得た児童のみを掲載しています。	Eメール君
5	27	本の森ちゅうおうで、受付の職員がいつも職員同士で話をしています。各階の人員配置を見直してください。また、貸し出しの際の自動貸出機の使い方が良く分かりません。パネルを掲示するなど、誰でも分かるような工夫をしてもらえませんか。	受付職員の交代時などに、業務引継ぎなどで会話をしています。ご意見を指定管理者に伝え、誤解を招くことがないよう指示しました。また、自動貸出機の利用は、利用する方の状況を見ながら、必要な説明方法を考えていきます。	Eメール君
5	27	日本橋図書館で本を借りる際に、自動貸出機が混んでいたため受け付けで借りようとしたところ、自動貸出機を利用するように言われました。受け付けで貸し出しの対応ができないのであれば自動貸出機を増やしてもらえませんか。	自動貸出機での貸し出しを基本としていますが、混雑時などはカウンターでも受け付けています。誤った案内をしたことをお詫びします。指定管理者に対して職員の指導を徹底するよう伝えるとともに、カウンターでの貸出利用の案内を表示しました。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
6	3	数か月前に予約した図書がいまだに貸し出されないため、図書館に確認したところ「区では購入していないため、他区に貸し出しを依頼しているが希望者が多く時間がかかっている。」と回答がありました。予約した図書を区でも購入してください。	購入図書などは、内容や著者、出版社の実績などを勘案して選定しています。本件の図書は要望が少なく、他区図書館に蔵書があったため他区からの貸し出しとしました。状況を踏まえ、できるだけ早く貸し出しができるよう手配しています。	Eメール君
6	14	区の認可保育園と区立小学校で感染症に罹患（りかん）した際に提出する書類において、同じ感染症にもかかわらず、登園届は保護者が記入できることにに対し、登校届は医師の記入が必要です。同じ基準で取り扱うことはできませんか。	小・中学校、幼稚園の感染症対応は、学校保健安全法に基づき「医師において感染の恐れがないと認めるまで」出席停止とし、解除には、医療機関による登校許可証明書が必要です。保育園はこども家庭庁のガイドラインに依拠しています。	Eメール君
6	14	図書館で子ども向けに絵本を借りる際、何を借りるか迷ってしまい、借りられないことがあります。他区で実施している、図書館が絵本を選定し無償で定期的に貸し出してもらえらる制度の実施を区でも検討してもらえませんか。	ご要望がありました絵本の定期的な貸し出しは実施していませんが、保護者の方が乳幼児のために絵本などを選ぶ手引きとして、絵本の紹介や選書の目安などを掲載した冊子「はじめてであう赤ちゃんえほん」を作成し、図書館で配布しています。	Eメール君
6	17	保育園の退園届と区立小・中学校の転校届には、保護者署名欄が1名分しかありません。両親ともに退園や転校することに同意しているか確認する必要があると思いますので、保護者署名欄には2名分の署名を必須としてください。	転校の届け出は、学校に提出していただいております。ご指摘の署名欄は、子どもと保護者の同意をもとに、代表者の記名を前提としていることやDV被害などの対策などの理由から変更する予定はありません。	Eメール君
7	2	子どもが障害の影響などにより不登校になっています。教育センターの適応教室は自習が主となる時間があるなどの理由から積極的に利用できません。適応教室の増設や、都の不登校施策にある校内分教室などの支援策について検討をお願いします。	適応教室は、午前は個に応じた学習、午後は体験活動に参加する「通室コース」や対話支援や学習支援などの「個別コース」を開設しています。また、校内別室指導支援員は、現在中学校に配置していますが、今後は小学校への拡充を検討しています。	Eメール君
7	8	久松小学校の一部の教室などで、室温が日常的に30度を超えています。熱中症のリスクが高まる可能性がありますので、児童に被害が出る前に対策をお願いします。	過去に換気のため窓を開放したことにより基準値外の室温が計測されたこともありますが、空気環境測定により各階の室温が管理基準値内であることを確認しています。また、外気温が高い時に空調の設定を強めるなど室内の温度上昇を防ぐように努めています。	Eメール君
7	12	①佃島小学校に行きましたが、サッシや床に埃がたまっていて汚かったです。子どもが生活する場所のため、清潔な環境を維持してください。②月島第一小学校は段ボールを廊下に並べていて危ないです。安全な棚を用意するべきだと思います。	①埃や菌の拡散などによる感染症の拡大防止を考慮し、清掃活動を制限していました。ご指摘を学校側とも共有し、清掃活動の改善を図るよう働きかけます。②段ボールは近日中になくなる予定ですが、それまでの期間も児童の安全に配慮します。	広聴はがき
7	17	月島図書館で行われている絵本の読み聞かせ会ですが、現在は図書館の5階に会場があります。絵本などは図書館の3階に置いてあるため、利用のしやすい3階に会場を用意してもらえませんか。	現在の会場は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、広い部屋にする必要があったことなどから使用しています。会場の見直しについては、ボランティアの方や参加者などのご意見を聞きながら検討していきます。	Eメール君
7	18	区立小学校に子どもが通っていますが、夏休みに実施する林間学校の入浴の時間が午後9時となっています。入浴の時間が遅いと消灯時間も遅くなるため、もっと早い時間に入浴できるようにしてください。また、実施の時期も検討してください。	入浴時間の変更について施設に確認したところ、早目に入浴するには、明るいうちにキャンプファイヤーやナイトワークを行うか、これらの活動を取りやめる必要があるとのことです。次年度を含め今後の宿泊行程や実施時期について学校と協議していきます。	Eメール君
7	23	図書館を利用する際に、図書の検索や予約などの手続きができるアプリケーションを導入してもらえませんか。	アプリケーションは、機能性、操作性の高さやブッシュ通知などの利点もありますが、導入には開発や保守の経費などがかかり、他自治体の導入事例も少ないため、今後の性能向上や他自治体の利用状況を踏まえ検討していきます。	Eメール君
8	15	不登校児童の昼食について、①給食を持ち帰りにできないか。②給食以外で食事を配達してもらえないか。③不登校児童の昼食について、区はどのように考えているか。④今後の対応策は検討しているか。以上4点について、回答してください。	①給食の校外持ち出しは、衛生管理上困難です。②給食以外で昼食を配達する仕組みを構築することは考えていません。③④不登校の子どもたちへの支援は、学校の対応や学習支援なども含め総合的な観点から検討していきます。	Eメール君
8	30	区立小学校に子どもが通っています。両親ともに働いており、外は暑く外出もできないため、子どもが夏休みの時間を持て余しています。学童クラブも入れず、時間や費用面などで保護者の負担が大きすぎます。小学校の夏休みの短縮を希望します。	夏季休業期間は、家族での思い出づくりや普段の学校生活では得られない経験に費やすことができる貴重な時間と考えています。また、登下校中の熱中症事故のリスクが高まるなどの理由から、現時点では夏季休業期間を見直す予定はありません。	投書箱
9	2	大使館や外国企業が多い他区では、学校に日本語学級を複数設置し、区内在住の外国人に対応しています。中央区でも、晴海と勝どきの高層マンション群を中心に外国人が増えているため、学校に日本語学級を設置してもらえませんか。	区では語学指導員の配置を行っており、日本の学校教育に適応できるよう、学校生活を送る上で必要な基礎的な内容を指導しています。なお、本区は人口増加に伴い、普通教室の確保も課題であるため、日本語学級の設置予定はありません。	投書箱
9	18	指定校変更願を提出する際に「PTA活動に積極的に参加・協力します」と記載された誓約書の提出を求められました。PTA活動への参加は任意であるにもかかわらず、当然のように提出を求めるのは不適切だと思います。理由を教えてください。	ご指摘のとおりPTAへの加入・非加入は保護者の任意です。加入が必須と誤解を与えるような記載や記入方法の周知不足については、保護者に誤解を与えないよう誓約書の記載内容などを検討します。	Eメール君
9	24	泰明小学校に通う生徒のために、通学バスの導入を検討してもらえませんか。また、通学バスの需要についてアンケートを実施してください。	泰明小学校は、学校周辺で停車スペースの確保が難しいなどの理由からスクールバスの運行は困難と考えていますが、実施を求める意見があることも認識していますので、公共交通機関の状況を含め、今後の動向を注視していきます。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
9	26	給食の時にグループで食べる学校があると聞きました。子どもの通う学校でも実施してほしいと相談しましたが、実施しないとの回答でした。生徒や保護者の意見も聞いて決めてください。また、区内の学校で運用に差がある理由を教えてください。	給食時の席の配置については、各学校が判断しているため、区は各学校に給食指導の統一的な扱いは求めませんが、児童や保護者に給食指導の意図を丁寧に説明するよう指導します。	Eメール君
9	30	他区では、自閉症・情緒障害特別支援学級が新設されるところがあると聞きました。中央区でも開設してもらえませんか。	特別支援教室では、子どもたちが抱える困難さを改善しながら、在籍学級で有意義な学校生活を送ることを目指した教育活動を実施しています。自閉症・情緒障害特別支援学級の開設には至っていませんが、最適な指導体制を確立していきます。	Eメール君
9	30	区立小学校で児童が他の児童にけがをさせたことがありましたが、その際の学校長の対応が良くないと思います。いくつか要望を送りましたので対応してください。	生活指導などの案件が発生した場合は保護者に丁寧に説明するとともに、児童の重大な問題行動があった場合は適切に警察に相談するよう学校に指導していきます。	Eメール君
10	1	晴海図書館への本の要望です。京橋図書館で取り扱いのある雑誌が晴海図書館には置いてありません。晴海図書館でも閲覧できるようにしてもらえませんか。	ご要望の雑誌は、晴海図書館で既に収蔵しています。また、収蔵雑誌は館内の検索機や図書館のホームページに雑誌目録を掲載して周知しています。	投書箱
10	1	子どもがスクールバスで晴海フラッグから特認校まで通っていますが、バス停留所が遠く、安全面などに不安があります。停留所の増設や、運行ルートの変更を検討してもらえませんか。	晴海フラッグエリアは、今年度の時点で特認校へ通学する児童が少ないため、停留所の設置は考えていませんが、月島地域の児童数も変化していく見込みとなっていることから、今後の動向を注視して、子どもたちの通学について検討していきます。	Eメール君
10	2	晴海フラッグエリアに特認校のスクールバス停留所設置を検討してもらえませんか。また、難しい場合は、子どもが自分で学校に通う手段を確保するため、代替手段を考えてもらえませんか。	晴海フラッグエリアは、今年度の時点で特認校へ通学する児童が少ないため、停留所の設置は考えていませんが、月島地域の児童数は変化していく見込みとなっていることから、今後の動向を注視して、子どもたちの通学について検討していきます。	Eメール君
10	3	勉強をするため、本の森ちゅうおうを利用していますが、席が空いていないことが多く困っています。学生優先席を設置してもらえませんか。	京橋図書館では、閲覧席や予約制の一般学習室、学生向けグループ学習室などを設置し、今年度は夏季学習室を実施しました。座席確保でご不便をおかけしますが、学生のための優先席の確保は現状のところ困難と考えています。	Eメール君
10	7	町の本屋が経営難で閉店していると報道で見ました。区が図書館の蔵書を購入する際に、町の本屋から購入してもらえませんか。	区では、安定的で迅速な図書資料の供給を図るため、図書資料を購入する際には、区内の書店で構成する東京都書店商業組合中央支部と優先的に契約するよう、指定管理者と覚書を締結して図書の購入をしています。	Eメール君
10	8	給食費が無償化されても、不登校の子どもたちは恩恵を受けられないと聞きました。不登校の子どもたちに弁当の配達をしたいと考えているのですが、検討してもらえませんか。	ご提案の不登校児童生徒に対する弁当配達は、提供主体が公私いずれかを問わず、提供される昼食の栄養価や衛生面の検証作業に加え、学校外での緊急時対応など課題が多く、学校設置者として慎重に検討すべきことと考えています。	Eメール君
10	9	八丁堀の通学区域としては、中央小学校へ通うことになっていますが、交通量の多い道路を通る必要があり不安です。距離で見ると、阪本小学校の方が近いと思います。八丁堀からの通学区域を見直してもらえませんか。	通学区域の変更については、教育環境の変化や今後の児童数の推計などを基に慎重に判断していく必要があります。現時点では八丁堀地区の通学区域の変更の予定はありません。なお、通学路は、関係機関と連携し、安全確保に努めています。	Eメール君
10	9	中学校連合陸上競技大会ですが、親子ともに、いい経験ができ、感謝しています。来年度以降も国立競技場で開催してもらいたいです。また、代表生徒以外の生徒も応援などで参加できるようにしてもらえると、愛校心も醸成されると思います。	連合陸上大会の会場や日時、参加者については、中学校長会が決定しています。区としても、国立競技場での開催を希望していますが、中学校の開催希望日と国立競技場の空き状況を鑑みて最終的に決定します。	Eメール君
10	21	晴海西小学校のプールを一般開放の際に利用していますが、プールの水深が深く、子どもを補助具なしで練習させることに不安があります。小学校低学年くらいの子どもの足が着く深さの部分を作ってもらえませんか。	晴海西小学校温水プールの一般開放では、水深110センチメートルを基準として設定しています。これは、一人で利用可能な小学校4年生の平均身長を基に、安全に利用できる高さとして設定しています。	Eメール君
10	25	図書館で本の貸出予約をする際に、一度に10冊までしか予約ができないため不便です。貸し出しまで1年程待つこともあるため、予約できる冊数を増やしてもらえませんか。また、できないのであれば、理由を教えてください。	収蔵冊数や経費が限られている中、予約の待機期間の増加や図書配架のさらなる遅延、システムの変更を要するなどの理由から、現在のところ予約冊数の増冊は難しいものと考えています。今後、利用者の要望を見ながら検討していきます。	Eメール君
10	31	子どもが区立小学校に通っていますが、子どもから、給食の時間に、せきをしていたり、大声で話したりしていてもマスクをしないで配膳する児童がいると聞きました。配膳する際は、必ずマスクを着用するなどのルール作りを検討してもらえませんか。	区では、区内学校に対し、給食当番の配膳用白衣、マスク着用などの徹底を指導しています。児童に対しても、学校給食における衛生管理の大切さを理解させた上で配膳するよう、教員を通して指導していきます。	Eメール君
11	14	子どもの通っている学校との間にトラブルが生じています。学校が問題の解決を先送りしているため、区が介入し、学校に問題を解決するよう指示してください。	学校に対し、ご意見についての対応を依頼したところ、「学校の対応が遅くなったこと、学校内の連携に時間がかかったことなどを謝罪するとともに、ご指摘の内容について確認し、了解を得た。」旨報告を受けました。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
11	18	子どもの通う小学校のPTAに対し、退会届を提出したところ、特認校入学時の誓約書への署名を理由に受理してもらえませんでした。区が介入し、対応してもらえませんか。また、現状に対する区の見解を教えてください。	PTAへの加入・非加入は保護者の任意です。誓約書に退会を制限するような効力はなく、退会は自由であり、理由が必要となるものではありません。本件については、学校およびPTAにも改めて周知しました。	Eメール君
11	19	子どもが区立小学校に通っており、PTAに加入していましたが、活動の継続が難しくなったため退会の連絡をしたところ、特認校入学時に区へ提出した誓約書を理由として退会できませんでした。誓約書の効力について、説明してください。	PTAへの加入・非加入は保護者の任意です。誓約書に退会を制限するような効力はなく、退会は自由であり、受け入れられるものと推測していました。幼稚園での預かり保育時間延長などにより、推計を上回る応募となったと認識しています。	Eメール君
11	20	令和7年度区立幼稚園園児募集の抽選で落選者が出たと聞きました。今回の募集が抽選になった原因を究明し、次年度以降は落選者が出ないようにしてください。	幼稚園一斉募集の応募者数は、前年度とほぼ同数でした。区では、定員上限を引き上げる特例の活用により、受け入れられるものと推測していました。幼稚園での預かり保育時間延長などにより、推計を上回る応募となったと認識しています。	Eメール君
11	22	区内小中学校に通う児童や生徒に対し、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種による健康被害を把握するための調査を実施してください。また、ワクチンによる健康被害を受けた子どもに対しては柔軟に対応するように各学校に通知してください。	本区の小学校・中学校において、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害のために、継続的に通学が困難となった事例はありませんが、申し出があった場合には、関係機関と連携して適切に対応します。	Eメール君
11	25	区立小学校に子どもが通っています。PTAに退会を申し出ましたが、特認校入学時に提出した誓約書を理由に認められません。誓約書の効力について、区の見解を教えてください。	PTAへの加入・非加入は保護者の任意です。誓約書に退会を制限するような効力はなく、退会は自由であり、理由が必要となるものではありません。本件については、学校およびPTAにも改めて周知しました。	Eメール君
11	26	晴海フラッグエリアに居住しています。子どもが特認校に通っていますが、スクールバスの停留所が遠く、熱中症や事故など心配です。晴海フラッグの近くに停留所を作ってもらえませんか。	晴海フラッグエリアは、今年度時点での特認校通学児童数を見極める必要があったため、停留所を設置していませんが、新一年生を含む特認校児童数も増加する見込みとなっているため、公共交通機関の状況を含め、今後の動向を注視して検討します。	Eメール君
11	28	来年度、子どもが区立小学校に入学します。制服を作る際に、制服を購入する店舗を指定されましたが、店舗の対応時間が平日の午後2時から午後5時までとなっており、共働きのため不便に感じています。区で調整してもらえませんか。	標準服の販売は、取扱店舗を見つけにくい状況であり、対応に苦慮しています。採寸については、学校ごとに日程を指定していますが、都合がつかない場合は、店舗の営業日であれば対応できますので、詳しくは学校へお問い合わせください。	Eメール君
12	11	子どもの通う小学校では、コロナ禍以降給食の時間は黙食が続いています。学校での給食は、食事を楽しみながらマナーを学ぶ、大切な食育の時間だと思いますので、早急に見直しをお願いします。	給食の喫食に当たっては、大声での会話を控える対応としています。学校給食を通じて子ども達の社会性をより一層育み、豊かな人間関係の形成に資するよう引き続き取り組んでいきます。	Eメール君
12	27	区の就学相談を受けると親や本人の希望を考慮せず、特別支援学校への入学を案内されるため困っています。親や本人の希望を考慮した相談体制を整えてもらえませんか。	就学相談では、学校生活において、子どもの持つ力を最大限に発揮し、伸ばすことを目的としており、教育的ニーズと必要な支援について、本人・保護者の意向を尊重し、専門的見地からの意見を踏まえた総合的な観点から就学先を決定しています。	広聴はがき
1	15	ブックスタート事業の絵本引換券を使用しましたが、数年前に上の子どもがもらった本と同じ本でした。違う本があるか聞いたところ、絵本は3種類しか用意されていないと聞き、残念に思いました。別の本を用意してもらえないでしょうか。	対象となる絵本は、NPO法人が指定した30冊の絵本からさらに厳選した3冊を選定しています。図書館で購入し配布しているため、在庫以外の絵本は提供できませんが、いただいたご意見を踏まえ、選定する絵本の見直しを検討していきます。	Eメール君
1	28	本の森ちゅうおうを利用していますが、区外からの利用者が多く、勉強や読書をする際に区民が利用することができないことがあります。区民専用の学習室などを用意してもらえませんか。	閲覧席や一般学習室などを設けていますが、満席で座席を確保できないことがあり、ご不便をおかけしていることとおわびします。より多くの方がご利用いただけるよう提供のあり方を検討していきます。	Eメール君
1	28	本の森ちゅうおうを利用しています。エスカレーターが設置してありますが、開館時は常に稼働している状態です。利用者がいない時は稼働しなくてもいいと思います。適切なコスト意識を持つようにしてください。	本の森ちゅうおうのエスカレーターは、利用者が少ないまたは、いない際に自動で運転速度を落とす機能を有しており、電気使用の節減を図っています。また、その他、施設と運用両面で省エネルギー対策、経費節減に引き続き取り組んでいきます。	Eメール君
2	4	佃公園で小学生くらいの子どもの設備のテーブルなどにお菓子のごみを置きっぱなしにしています。注意したこともありますが改善が見られませんが、学校に注意喚起を促してもらえませんか。	子どもたちが、地域の一員としての意識を持ち生活していくことは大切と考えます。区としても、改めて公共マナーを身に付けるよう、いただいたご意見を近隣の小学校のみならず、区内全校に周知し、学校を通して指導していきます。	Eメール君
2	10	晴海西小学校に標準服を導入してください。現在子どもが幼稚園に通っていますが、園服があることで保護者の負担が少なくなっていると感じています。検討をお願いします。	晴海西小学校は、転校対象となる児童の多い月島第三小学校に標準服がないなどの理由から、標準服を導入しないことを決定しました。今後の導入については、他の学校と同様に保護者や地域の方々などの意向を踏まえて検討していきます。	Eメール君
2	17	晴海西小学校の「2025年度入学のしおり」を読みました。さまざまな点に疑問があります。説明してください。	入学のしおりは、4月からスムーズに学校生活を送れるよう、入学までにご家庭で準備してもらうことなどの必要な事柄を抽出し、各学校で作成しています。記載内容については、学校運営や方針にかかわるため、直接学校にお問い合わせください。	Eメール君

3 「区長への手紙」要約

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
2	17	区立学校児童生徒代替食支援事業補助金制度について、不登校児を対象外とする理由を教えてください。不登校児を対象外とすることは切り捨てているように受け取れてしまい理解できません。改善を要望します。	学校設置者は、「給食を食べる機会がありながら食することができない」子どもの代替食に要する経費を支援しています。不登校の子どもたちは給食の提供を受ける機会がなく、体調不良などでの欠席と同様のため補助対象としていません。	Eメール君
2	21	子どもの通う小学校のPTAに退会を申し出ましたが、退会手続きの際に面談が行われ、PTA会長と学校長が同席し、納得のいかない説明をされました。区が介入し、対応してもらえませんか。	PTAは任意の団体であり、退会手続きや運営方法などは各PTAの自治に関する事項であることから、区は管理、指導する立場にありません。そのため、ご意見の内容については、学校へ事案の解決に向けた対応を依頼しました。	Eメール君
2	25	区立中学校に入学する際に提出する書類ですが、記載する書類内容に重複が多く、保護者にとっては負担の大きい作業だと感じます。また、紙で提出する必要があることも疑問です。児童、生徒の情報を管理するシステムの導入を検討してください。	区では、校務支援システムを導入し保護者が提出する書類の削減を図っていますが、ご要望にある調査票などは学校で必要な情報でありながら現行システムに機能が導入されていないため、手書きで帳票を提出いただき個別に保管している状況です。	Eメール君
2	28	区立幼稚園、小学校に子どもが通っていました。最先端の教育を学ばせることができたことに感謝しています。	教育委員会事務局内で内容を共有しました。	Eメール君
3	5	子どもが区立小学校に通っていますが、通学の際に標準服の上にコートを着るなどの防寒対策が認められていません。子どもたちに季節や体調を問わずに防寒対策することを認めてもらえませんか。	学校に確認したところ、コートや長ズボンなどはご家庭の判断で着用を認めているとのことでした。また、年度当初に保護者に配布している「よい子のしおり」などで周知しているため、ご確認いただき、ご不明な点は学校にお問い合わせください。	Eメール君
3	14	学校施設（体育館）の住民サークル向けの利用枠を拡充してもらえませんか。	区内の学校施設については、学校運営に支障のない範囲で地域開放やスポーツ開放を実施しています。既に開放できる枠内で譲り合ってご利用いただいていることから、学校体育館の利用枠を拡充することは難しい状況です。	Eメール君
3	18	図書館で借りた本を返却する際に破損があったとして弁償を求められました。図書館にある本などは区民のものだと思うため、借りた人が破損した確実な証拠がない限りは、破損していないと言え区民の言い分を信じるべきだと思います。	資料に汚損などがある場合は、返却の際、利用者に事情などをお聞きし、憶測などでは対応しないようにしていますが、ご不快の念を受けたことをおわびします。指定管理者に情報共有し、従事職員の指導を依頼しました。	Eメール君
3	19	区の図書館で読み聞かせのボランティアをしています。担当係に不手際が多く、ボランティアからの要望も改善されません。また、活動開始時期の直前まで活動日のお知らせがなく、自分の予定も決められないことが続いています。改善してください。	電話にて「今後は事務の見直しを図り、従事日の希望調査や日程決定等の通知日をあらかじめ各ボランティアに示すように改めた上で遅延防止に努める。」旨説明し、了承を得ました。	Eメール君

区議会議員会局(2件)

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
4	22	区議会のインターネット中継などについて、①実施が遅れている理由②今後の実施見通し③議事録の公開に半年ほど掛かる理由の3点を教えてください。	①議会のインターネット中継実施の可否や時期は、議会において検討、決定されます。②議会の中で引き続き検討が進められていると認識しています。③会議録作成には正確性が求められるため一定の時間を要しますが、短縮に向け研究していきます。	Eメール君
11	11	日本橋地域で、区議会議員がスピーカーを使用して街頭演説をしていますが、音が大きく迷惑しています。対応してもらえませんか。	ご指摘の内容について、区議会議員に報告するとともに、当該議員に対し、政治活動を行う際の区民生活に対する配慮を申し伝えました。	Eメール君

選挙管理委員会事務局(4件)

月	日	内容	対応・考え方	投書種別
6	17	区内にある掲示板で、現職の都知事の顔写真がメッセージとともに掲載されていました。都知事選の事前選挙運動などの問題にならないのですか。	ご指摘の掲示物は、都が令和5年度に実施した「関東大震災100年町会・自治会防災力強化助成」事業のチラシと推察されます。政治団体などが政治活動用として発行したものではなく、公職選挙法の規制を受けるものではないと考えています。	Eメール君
7	8	都知事選挙の投票所入場整理券には、第13投票所の入口が2カ所と記載されていましたが、実際は1カ所しかなく、会場では変更の案内もありませんでした。変更になった理由や区民に対して変更のお知らせがなかった理由などを教えてください。	第13投票所は入口を1カ所のみに変更していませんでしたが、対応した職員が認識をしておらず誤った案内をしていました。また、学校側との連携不足のため、開票の指示が適切に行われていませんでした。ご迷惑をお掛けし申し訳ありません。	Eメール君
10	21	選挙の投票の際に、投票の意思はあっても高齢や病気などの理由で投票所まで行くことができない人は投票することができません。オンライン投票や訪問して投票してもらうなど、全ての有権者が平等に投票できる環境にしてください。	身体に一定の障害のある方や要介護5の方が自宅などで投票できる郵便等投票制度があります。案内パンフレットと申請用紙を郵送しました。区に問い合わせいただいた際に、同制度について案内できなかったことをおわびします。	Eメール君
10	28	衆議院議員選挙の比例代表投票時に、略称が同じ政党があり、どのように書けばいいか迷いました。略称を記載すると票が案分されることの説明や正式名称で書くよう注意喚起する必要があるのではないのですか。	投票所内では名簿届出政党などの名称および略称のみ掲示することが可能であり、特定の政党などの略称を記載する場合に、票が案分されることの注記や正式名称で書かせることの注意喚起は、公平性の点から行うことは難しいです。	Eメール君

4 「区政への提案」

区民などから、創意工夫に基づく建設的な区政への提案を広く募集し、その内容を区政に生かすことにより、区民などの区政への参画と区民福祉の向上に資する制度として平成30年5月から「区政への提案」を実施しています。

郵送、持参のほか、区のホームページの専用入力フォームからの投稿も受け付けています。

いただいた提案は、実現の可能性、既存事業との関係、費用対効果、効率性など多方面にわたり区で調査検討し、その結果を区ホームページおよび「区のおしらせ ちゅうおう」で公表しています。なお、提案者への個別回答はしていません。

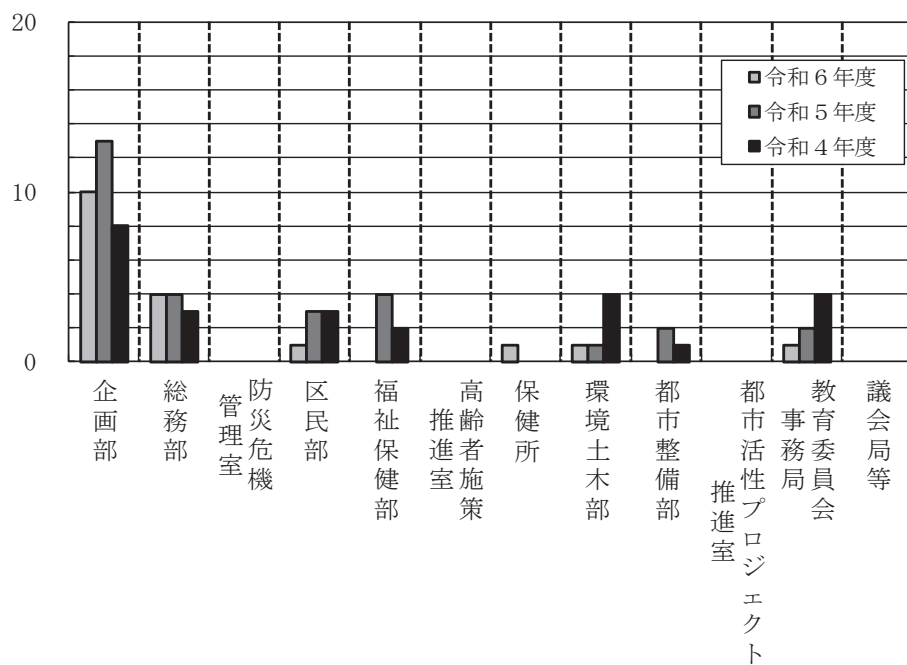
「区政への提案」年度別提出件数

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
提出件数（件）	23	11	23
内 訳			
受 理	2	0	1
不受理（受理要件不足）	3	4	10
区長への手紙として対応	18	7	12

5 要望・陳情書年度別所管別受付件数

所 管	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
企 画 部	10	13	8
総 務 部	4	4	3
防 災 危 機 管 理 室	0	0	0
区 民 部	1	3	3
福祉保健部	0	4	2
高齢者施策 推 進 室	0	0	0
保 健 所	1	0	0
環境土木部	1	1	4
都市整備部	0	2	1
都 市 活 性 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室	0	0	0
教育委員会 事 務 局	1	2	4
議 会 局 等	0	0	0
計	18	29	25

(単位：件)



6 要望・陳情書件名一覧

月	日	件 名	所管部
6	20	「浴恩園」の再生と、築地市場跡地再開発の見直しを求めます	企画部
6	26	入船湯存続を求める要望書	区民部
7	1	散逸している「京橋の親柱」の旧京橋川への移設に関する要望書	教育委員会 事務局
8	13	令和7年度予算に対する要望書	企画部
9	18	令和7年度重点政策要望書	企画部
9	25	令和7年度中央区予算要望書	企画部
9	27	令和7年度中央区予算に対する政策要望	企画部
10	2	レプリコンワクチン定期接種の一時中止に関する要望書及び冊子の送付について	保健所
10	15	公共サービス・公共調達に関わるすべての勤労者への政策充実を求める懇談の申し入れ	企画部
11	5	指定管理者及び開発道路の疑義解明を求める陳情	総務部
11	7	令和7年度税制改正に関する提言について	総務部
11	18	2025年（令和7年度）中央区予算要望書	企画部

月	日	件 名	所管部
12	2	低所得世帯に対する総合経済対策の速やかな対応への要望	企画部
12	19	ゴミ回収車両（パッカー車）安全対策改善についての、要望	環境土木部
1	21	2025年度中央区予算編成に関する予算要望書	企画部
3	27	雇用・労働環境改善、低家賃の公的住宅新設・増設・確保等を求める要請（陳情）	総務部
3	27	住み・働きたくなる環境と街づくりを求める要請（陳情）	企画部
3	27	中央区公契約条例の早期制定を求める陳情書	総務部

令和6年度

広聴の記録

令和7年11月発行

刊行物登録番号

7-059

編集・発行 東京都中央区企画部広報課

東京都中央区築地1-1-1

電話 03-3546-5222